

平成28年第396回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成28年6月10日 開会

平成28年6月20日 閉会

矢吹町議会

## 平成28年第396回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
日程変更及び追加に付随する動議	4
諸報告	9
監査報告	9
組合議会報告	9
議員派遣報告	11
町政報告	11
報告第4号の上程、説明、質疑	14
報告第5号の上程、説明、質疑	15
報告第6号の上程、説明、質疑	16
報告第7号の上程、説明、質疑	16
報告第8号の上程、説明、質疑	17
議案の上程、説明(議案第40号～議案第48号)	17
散会の宣告	20

### 第 2 号 (6月13日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23

一般質問	23
角田秀明君	23
栗崎千代松君	30
富永創造君	36
鈴木一夫君	43
薄葉好弘君	52
大木義正君	62
散会の宣告	70

### 第 3 号 (6月14日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
一般質問	73
藤井精七君	73
三村正一君	78
安井敬博君	87
加藤宏樹君	99
青山英樹君	108
会議時間の延長	116
一般質問(続き)	116
吉田伸君	121
総括質疑	132
議案・発議・請願・陳情の付託	133
散会の宣告	133

### 第 4 号 (6月20日)

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	136

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	136
職務のため出席した者の職氏名	136
開議の宣告	137
議事日程の報告	137
議案第40号、第41号、第42号、第43号、第45号、第46号、請願第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	137
議案第44号、第47号、発議第7号、陳情第9号、第10号、第11号、第12号の委員 長報告、質疑、討論、採決	142
議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決	147
議案第48号に対する修正動議	148
日程の追加	154
同意第2号の上程、説明、採決	154
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
閉会中の継続審査及び調査の申し出について	160
議員の派遣について	161
閉会の宣告	161
署名議員	163

平成28年6月10日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成28年第396回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年6月10日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程変更及び追加に付随する動議

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について(専決第11号 損害賠償について)

日程第6 報告第5号 平成27年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について

日程第7 報告第6号 平成27年度矢吹町事故繰越しの報告について

日程第8 報告第7号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について

日程第9 報告第8号 出資法人の経営状況について

日程第10 議案の上程

議案第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・  
第48号

(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君																				
教	育	長	栗	林	正	樹	君	代	表	監	査	委	員	佐	藤	昇	一	君																
企	画	総	務	課	長	阿	部	正	人	君	ま	ち	づ	く	り	氏	家	康	孝	君														
税	務	課	長	三	瓶	貴	雄	君	会	計	管	理	者	兼	小	針	良	光	君															
保	健	福	祉	課	長	泉	川	稔	君	産	業	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	佐	久	間	一	幸	君			
都	市	整	備	課	長	福	田	和	也	君	教	育	次	長	兼	教	育	振	興	課	長	兼	中	央	公	民	館	長	佐	藤	豊	君		
子	育	て	支	援	課	長	山	野	辺	幸	徳	君																						

---

職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	梅	原	喜	美	主	任	主	査	兼	角	田	哲	也
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

### ◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第396回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 安井敬博君

4番 加藤宏樹君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

第396回矢吹町議会定例会が、本日6月10日招集になりましたので、それに先立ちまして6月8日午前10時及び6月10日午前9時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長からの提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については事務局長から説明を求め、協議をしました結果、会期を本日6月10日から6月20日までの11日間とすることで協議が成立をしました。

町長提出の議案等は14件であります。そのうち報告5件については全体審議といたします。次に、条例の一部改正6件、制定1件、その他の議案1件及び6月3日までに受理いたしました発議1件、請願6件、陳情4件については、それぞれの常任委員会に付託し審議をすることといたします。

また、一般会計補正予算の議案については、議会運営基準に基づき、第1予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。



なお、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程、議事日程については、皆さんのお手元に配付しているとおりであります。

第1日目の本日は本会議で、報告5件を全体審議によりその報告を受け、日程第10で議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の11日、第3日目の12日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の13日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の14日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、終了後総括質疑をして議案、請願、陳情の付託を行います。

第6日目の15日水曜日は、午前10時より常任委員会を開催いたします。

第7日目の16日木曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の17日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の18日、第10日目の19日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の20日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1から日程第3まで各委員会に付託をいたしました議案、発議、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。

会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

また、今定例会より一般質問、総括質疑、委員長及び発議に対する質疑を行う場合には、矢吹町議会運営に関する基準に基づき、議員発言席にて行うことといたしますので、ご承知をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、最終日6月20日、本会議終了後午後6時からホテルニュー日活において、新たな議員さんと新たな課長さんになりました方々の歓迎会を兼ねた町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日6月10日から6月20日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「動議を申し入れます」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎日程変更及び追加に付随する動議

○議長（熊田 宏君） 4番、加藤宏樹君。議員に動議を求めるので、こちらですね。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） では、動議を申し入れます。

動議事項といたしまして、案を備えていない動議となりますが、議事に関して日程変更及び追加の動議に付

随する動議でございます。

今定例会の会期日程におきまして、4日目と5日目に一般質問が行われます。通告者は12名とのことですが、時間外の通告受け付けが1件ありました。過去においては、いかなる理由があろうとも通告は本人修正でさえも認めず、受付員押印を含んで時間厳守が原則であったはずですが、今定例会より変更となったとの認識でよろしいかお伺いいたします。

また、議会運営委員会での協議に本人が出席して発言していることはいかかなものか。地方自治法第117条の除斥の対象ではないか。そのところを確認したいと思います。

また、通告締め切り後、本人より恫喝する電話をいただいた。議会開催前の圧力であり、精神的な苦痛を伴ったが、議運では調査せず、このまま見過ごすのかをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの動議につきましての取り扱いについて議会運営委員会を開催し、この取り扱いについて協議をいたしたいと思っておりますので、暫時休議いたします。

(午前10時09分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午前10時33分)

---

○議長（熊田 宏君） ただいまの4番、加藤議員の動議につきまして、議会運営委員会で協議をされました。その協議結果を議会運営委員会委員長、鈴木一夫君に求めます。

鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 先ほど加藤議員から出されました動議につきまして、議会運営委員会を開き、その結果についてご報告をいたします。

3点ありました。

まず、1点目、受け付けの時間がという点で動議がございました。これにつきましては、経過をそのまま述べますと、11時40分前後に事務局に吉田委員より電話連絡があり、11時50分前に事務局に原案を提出をされた。事務局は、それをもって時間を過ぎていないので受理をした。ただし、吉田議員より清書をしたい旨の申し入れがあり、清書を認めたと。過去にも字句の訂正、削除など同様の例があり、議運で報告を協議しました結果、委員の承認を得ているもので受け付けをすることには許可をいたしました。

2番、除斥の対象ではないかと。議会運営委員会において、除斥の対象でないかということですが、正当な通告の受け付けであることを確認しておりますので、事件ではなく除斥に値するものではないというふうな結論に達しました。

③、恫喝ということもございましたが、これはあくまでも個人間のことでありますので、議場外のことであります。あえてここで、議会で問題にすることではないというふうに認識をしております。

以上3点につきまして、議会運営委員会で協議をされました結果についてご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいま6番、鈴木一夫君から議会運営委員会の協議結果について報告がありました。これについて質疑はございますか。

7番、青山英樹君。自席はないです。登壇してください。すみません。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） ただいま議運委員長から説明をいただきましたが、3点につき、まず1点目の通告時間に関する問題に関しては、11時40分に電話を申し入れてということでございましたが、私が伺ったのは11時30分というようなお話でした。時間的なずれはあるにしても、先ほど加藤議員のほうから動議の説明があった際に、いわゆるルールとしていかなる理由があろうとも通告は本人修正することさえも時間外は認めずに、受付員押印を時間内にと、そういうルールがあったわけでございます。それに関して今回、要するに変えていくという、変更をするということであるのかどうかという認識と、その点についてのルールというものについての変更するその理由が明確ではない。そこをもう一度お尋ねしたい。

そして、2点目の除斥ですけれども、除斥に関しては、これは除斥の規定をしっかりと見られますと、その事件等に利害関係のある議員、その者を参与をさせないということ、これが除斥の理由でございます。

よって、先ほど委員長のほうから申された理由は、該当しないのではないかとということで再度お伺いしたい。

それからもう1点、3点目としては、議場外のことであるということでご関与しないということですが、そもその内容が、端を発しているのは議会のこの運営上の問題に端を発しているという件についての所管及びこれはあくまでも管轄としては、たとえ議場外での言動であったとしても、これに関しての責任は、私は運営委員会にはあるんじゃないかというふうに判断するわけですけれども、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） ただいまの質疑は、委員長報告に対する質疑を許したわけでありまして。新たな質問については受け付けられませんので、そこはご了承ください。

委員長のほうから過去にも同様な例があったと。修正、訂正。私も実際に議運の委員長のときに、ある議員さんに締め切り後来ていただいて、訂正をしていただきました。

委員長から報告があったとおり、事件ではないということでありまして。議場外のことである。全て報告されたことに含まれていますので、ここで新たな答弁は求めません。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 改めて1点だけ。今、議長のほうから説明ありましたが、これは動議でございますので、動議としましては、ルールにのっとり12名という通告をもとにしておりましてけれども、時間外ということで、ルールにのっとり11名での通告での一般質問の運営を要請いたします。この動議に対しての賛成、賛否をとってください。お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 先ほどの4番、加藤議員の動議は、その事実について議運で協議をするという動議でありました。その時点で、11名の一般質問でやっってはどうかという動議ではありませんでしたので、もしそういう動議をされるのであれば、改めてここで動議を。起立されたときに動議という発言がないので、今のは動議としては受け付けられていません。今、ここでまた動議というふうに発言していただいて、ボタンを押して挙手をして、新たな動議をしていただければ。

[発言する者あり]

○議長（熊田 宏君） 今最初に起立されたときには動議というふうには聞こえていませんでしたけれども、議長、7番と言っただけです。

7番、青山英樹君。ルールにのっとりやらさせていただきます。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） 改めて動議をいたします。

今述べた内容ですけれども、いわゆるルールにのっとりという、厳粛にそのルールに従って運営をしていくということを前提とした、一般質問並びに通告者の人数に限っては時間外を認めずという、そのルールを遵守し、そのものに従った一般質問運営を要請するという動議を今発信いたしました。ご判断をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 暫時休議します。

(午前10時42分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午前10時43分)

---

○議長（熊田 宏君） 今、ルールを守りましょうという動議であったと。具体的な動議は発言がなかったというふうに、今この発言ではなかった、ルールを守りましょうというふうな動議でしたよね。

[発言する者あり]

○議長（熊田 宏君） じゃ、きちっとはっきり整理をしてわかりやすく発言をお願いします。

7番、青山英樹君。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） 改めて申し上げます。

結論から言えば、いわゆるルールにのりつた12人でなくて、11人での日程変更及び追加の動議に付随する動議を、今この場で申し入れます。

それは、繰り返し申し上げますが、いかなる理由があろうとも通告は本人修正さえも時間外は認めずに、受付押印を含んでの12時という時間厳守が原則であったというルールにのっとり、そのルールにのりつた運営を今回もすべきであると。それを要請する動議を今申し入れるわけでございます。その賛否についてよろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 暫時休議します。

(午前10時45分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午前10時46分)

---

○議長（熊田 宏君） 先ほどの動議につきまして、ただいまより議会運営委員会を開催します。

暫時休議します。

(午前10時46分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

(午前11時07分)

---

○議長（熊田 宏君） ただいま開かれまして議会運営委員会の審議結果につきまして報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ただいま開かれまして議会運営委員会の内容について報告をさせていただきます。

最初に、先ほど報告しましたとおり、本件につきまして、事件性はないというふうに判断をしましたので、このまま最初の報告どおり12名で一般質問を続行いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいま議会運営委員会委員長から報告がありました。これにつきまして質疑等はございませんでしょうか。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） では、確認でございますが、提出された通告書が通告後に清書されて出された場合であっても受け付けるという認識でよろしいのか、その1点だけを確認したいと思います。

○議長（熊田 宏君） もう一度、もう一度はっきりゆっくりお願いします。

○4番（加藤宏樹君） 清書のために時間を要したという説明がありました。それで、今後そういう取り扱いになってもよろしいかという1点を確認しておきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 今、報告の内容と若干あれですが、確認のために答弁を求めます。

議会運営委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） ただいまの質問ですが、過去に受け付け、正しく時間どおりに提出をされ、その後字句の修正あるいは削除等があった事例がございますので、まずその点についてはきちんと時間どおり、先ほど青山議員がおっしゃいましたように、ルールにのっとり12時までに提出をされて、その後修正があるということについては、それは過去にもあったというふうに認識をしておりますので、それは可能だと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ありがとうございます。

ここで一言申し上げたいと思います。

本日動議を出されたお二方も過去に同様なことがありました。ほかの議員さんも、これからそういうことがないように、しっかり提出期日を守って議会の通告の例に従って、今回の12名のうちの通告に関しましても、きちんと書いているのは4名だけです。ちゃんと同封されている提出例を見て、それに倣って書いて提出してください。

これで動議が終結いたしました。

---

○議長（熊田 宏君） 先ほど議会運営委員長からあった会期の報告並びに内容につきましては、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6月10日から6月20日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程表としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

#### ◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会平成28年度定期総会における議案書等の写し、発議及び請願、陳情文書表並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### ◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成27年度2月分を3月24日に、3月分を4月25日に、平成27年度及び平成28年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成28年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月26日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

#### ◎組合議会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、私から平成28年5月20日に開催されました平成28年第2回白河地方広域市町村圏

整備組合議会臨時会についてご報告させていただきます。

初めに、臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に私熊田宏が、副議長には星一彌鮫川村議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案についてであります。本臨時議会に提案されました議案は3件であります。

最初に、議案第10号 白河地方広域市町村圏整備組合公告式条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、泉崎村役場の移転に伴い、掲示場の位置を変更するため所要の改正をしようとするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号及び第12号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。議会選出として高橋光雄白河市議会議長、識見監査委員として深堀由加子さんが同意されました。

詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

次に、平成28年6月6日に開催されました福島県町村議会議長会平成28年度第1回定期総会についてご報告させていただきます。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、北塩原村議会、玉川村議会、浪江町議会が、そして町村議会議員特別功労者として5名の方々、自治功労者として5名の方々が表彰され、五十嵐会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告1件及び議案3件が提出されました。

報告第3号については、2月の総会以降において異動のあった役員について、理事会により、会長に南会津町の五十嵐司議長が、副会長に私熊田宏が、監事に柳津町の伊藤昭一議長が選任された旨の報告があり、承認されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として各地方町村議会議長会から提出された20件の議題についての審議がありました。そのうち第17号及び第18号は、西白河地方町村議会議長会から提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

第17号は、道路網の整備促進についてでありまして、内容は広域農道の県道への編入、一般国道4号西郷・矢吹間の4車線化、一般国道289号の改良整備促進、福島空港アクセス道路の整備等、いずれも地域の振興発展に欠かせない重要路線であり、早急に整備促進を図らなければならない課題として要望したものであります。

第18号は、福島空港の利用拡充についてであり、福島空港は平成5年の開港以来、国内・国際便ともに定期路線を拡大し、県民の空のアクセスが身近となり、利用者数の増加も見られたが、平成15年に名古屋便路線が休止となり、相次ぐ航空会社の撤退や路線の廃止を受け、東日本大震災以降は国際便までもが休止・廃止に追い込まれ、利用者数の減少から空港そのものの存続も危惧されており、福島空港利活用のためのさらなる取り組みとして、集客が見込まれる沖縄便など、国内定期便の再開・新規開設、さらには利用者にとって利便性のよいダイヤを組み、搭乗率を上げるような検討もあわせて進め、飛行機の利用のみならず、県民が気軽に集える施設として利活用の拡充を図られるよう強く要望いたしました。

その他、各地方町村議長会から提出された要望についても、全件とも原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 決議についてであります。我々地方議会人は、地域住民の代表としての使命に徹した積極的な議会活動を通じて、町村自治の振興発展のため、地方分権改革の推進を初め、町村財政基盤の確立など、10点について早期実現を期することとしたものであります。

最後に、議案第6号 ふくしまの復興・再生に関する特別決議が提案され、原案のとおり決議されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、平成28年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

---

### ◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

---

### ◎町政報告

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第396回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

なお、町政報告をさせていただく前に、2件お話し申し上げたい案件があります。

1件目は、熊本地震についてであります。4月に熊本県及び大分県で発生した地震の被害は甚大であり、いまだ多くの皆さんが避難生活を送られていることに対しまして、お見舞いを申し上げます。

東日本大震災を経験いたしました本町は、当時の応急対応、復旧・復興に全国から多くの支援をいただきました。今回の熊本地震に対しましては、恩返しとして最も被害の大きい熊本市に義援金を送ることとして、区長会において全町民に対して義援金を募り、6月1日時点で205万5,527円が寄せられ、町職員分の20万5,000円と合わせて6月3日に熊本市に送ることができました。

町議会では、5月に熊本県町村議会議長会を通じて義援金が送られたと伺っております。熊本市に対しまして、全町民よりお見舞いの気持ちをあらわしていただき、大変ありがたいことと考えております。この場をおかりして町民の皆さんにお礼を申し上げます。

2件目は、去る6月7日、新聞、テレビ報道にあったとおり、本町におきまして父親が3歳児の腹部を蹴るという傷害事件が発生してしまいました。私自身大変に残念な、心が痛む事件であり、非常に遺憾でなりません。今後、このような事件が起らないよう、改めて子供を守る姿勢を強くし、児童相談所を初めとする関係機関と連携し、再発防止にしっかり取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、町政報告をさせていただきます。



お手元に配付いたしました第396回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、住宅除染についてであります。平成27年2月に発注しました矢吹1次地区の滝八幡、館沢、北町、本町、中町、大町、花咲、新町地区311戸及び平成27年5月に発注しました矢吹2次地区の大池、善郷内、小松、曙町、八幡町、東郷、一本木、田町地区157戸、さらには、平成27年6月に発注しました中畑地区156戸、三神地区23戸、合計647戸の土地所有者等から同意書を取得し、3月末までに局所及びスポット除染作業を全て完了いたしました。

今後、各仮置き場及び一時保管場の汚染土壌等を適切に管理しながら、国・県と協議・調整し、早期に中間貯蔵施設への搬出が実現できるよう努めてまいります。

次に、災害公営住宅整備事業についてであります。平成26年12月に中畑地区の災害公営住宅に着手以降、平成27年2月に旧円谷呉服店跡地の中町第1地区、平成27年3月に旧商工会館跡地の中町第2地区、平成27年7月に旧山口靴店跡地の中町第3地区と順次工事に着手し、平成28年5月末において全ての災害公営住宅が完成し、6月1日現在、全52戸中25戸において入居及び入居決定がなされております。

本事業は、平成25年度の事業着手以降、用地買収、各種調査、実施設計、工事と約3年間にわたり事業を進めてまいりましたが、全ての住宅の工事完成に若干のおくれが生じましたが、無事故で高品質の災害公営住宅をこのたび完成することができました。

改めて、施工者、設計者を初め、関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

今後は、適切な維持管理を行いながら、施設の長寿命化及び快適な周辺環境の保全に努めてまいりたいと考えております。また、未入居対策についても、今後、応急仮設住宅及び借り上げ仮設住宅にお住まいの方を対象に、今後の意向調査も含めたアンケート等を実施し、入居予定者の意向、課題等を確認し、関係機関との協議等を行いながら、早期の災害公営住宅への入居促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、屋内外運動場整備事業についてであります。東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と、運動能力の向上を図るための施設として2年目を迎えました。

昨年3月に開館し、町内及び町外からも多くの利用者に足を運んでいただいた結果、平成27年度の総来場者数は5万2,214名となりました。

また、4月からは通常の利用年齢に加え、毎月第1週目の土曜日・日曜日の午後に限り、6年生まで拡大し利用できるようにしており、多くの子供たちに利用できる機会を提供しております。

今後も、子供たちや保護者の方の声を聞き、安全確保を第一に、子供たちの健やかな成長を支援する取り組みを推進してまいります。

4ページをごらんください。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月20日、平成28年度の行政区長91名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。

総会では、平成27年度の事業、決算報告の承認及び平成28年度の事業、予算の議決の後、大野康統会長を初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、平成28年度の各種事業がスタートいたしました。

今年度も、区長会を通して多くの皆様の意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定としております。

次に、全町クリーン作戦の実施についてであります。今年度は5月15日に「人・モノ・自然を大切に『遺魂し』の心を生かして、ごみゼロのまちを築きましょう」をスローガンに、早朝より行政区長を初め、関係者の皆様のご協力のもと、第31回全町クリーン作戦を実施し、不燃ごみと可燃ごみを合わせて約24トンのごみと、約12トンの側溝土砂の収集・処理をいたしました。

当日は、事前に区長会総会でお願いしたとおり、各行政区ともしっかりとごみ分別がなされており、例年よりも短時間で作業を終了することができました。

多くの町民の皆様、そして建設協力会を初め多くの協力団体の方々に対し、改めて心から感謝申し上げます。

次に、町道整備事業についてであります。社会資本整備総合交付金事業で実施している八幡町善郷内線道路整備事業につきましては、現在、矢吹駅東口周辺の延長110メートル区間について、繰越明許費により工事を進めております。本年度事業につきましても、引き続き年度内の工事発注に向けた準備を進めてまいります。

また、本年度より事業に着手する旧石川街道、一本木29号線整備事業につきましては、現在路線調査を進めており、全体説明会の実施に向けて準備を進めております。

その他の路線につきましても、速やかな事業の執行を図り、早期発注、早期完了に努めてまいります。

次に、矢吹駅周辺都市再生整備事業計画についてであります。初めに、複合施設建設につきましては、J A東西しらかわ矢吹支店跡地を候補地として、地権者であるJ A東西しらかわと土地売買の協議を進めておりましたが、このたび合意が得られたため、近隣地権者も含め、用地契約に向け具体的な協議を進めているところであります。

また、東邦銀行矢吹支店跡地に町民の憩いの場として計画しておりますポケットパーク整備につきましては、東邦銀行と土地売買の合意が得られましたので、契約の準備を進めるとともに、早期の工事着手に向け、測量や設計業務について鋭意実施してまいります。

次に、総合型地域スポーツクラブ、矢吹スポーツクラブの設立についてであります。矢吹スポーツクラブ設立総会が5月18日、町議会議員、福島県体育協会うつくしま広域スポーツセンター長のご臨席をいただき、文化センターで行われ、県内88番目のスポーツクラブとして設立いたしました。

クラブの会員状況につきましては、5月20日現在、一般会員63名、賛助会員26名であります。

今後、定例的な各種のスポーツ教室等の事業が予定されており、クラブが目指している、いつでも、誰でも、楽しくスポーツに参加できるまちづくりの実現を期待しております。

次に、名誉町民、中畑清氏の矢吹フロンティアーズ監督への就任についてであります。5月30日、役場大会議室において、矢吹フロンティアーズ監督就任記者会見を開催いたしました。

矢吹フロンティアーズは、第6次矢吹町まちづくり総合計画のキャッチフレーズ「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」で掲げる「開拓の町 矢吹町」をPR・ブランド化するためのチームとして立ち上げさせていただきました。

今回、そのチーム監督に名誉町民の中畑清氏に就任いただき、野球をモチーフにした矢吹産農作物、特産物や観光等のPR展開を図り、中畑監督にはPR大使として采配を振っていただくものであります。

今後、中畑監督のお力をおかりしながら、矢吹町を全国へPRしてまいりたいと考えております。

ここまで、町政報告から9点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの23項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第396回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

除染関係について。

公園の除染について。

道路等の除染について。

放射線内部被曝検査について。

放射線外部被曝検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

消防団活動について。

東京やぶき会について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

町民検診について。

ヘルスステーション設置運営事業について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

田んぼの学校について。

ふくしまアフターDCにおける本町の取り組みについて。

大池公園大賀ハス再生プロジェクトについて。

小中学校、幼稚園、保育園の入学式について。

矢吹町教育大綱について。

矢吹小学校大規模改修事業について。

あさひ保育園遊戯室新築工事について。

ことぶき大学開講式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告は終了いたします。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより報告第4号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第4号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 損害賠償について。

本件は、平成27年11月27日午後4時30分ごろ、矢吹町八幡町地内において、公務のため職員が公用車を運転中に、ガソリンスタンドから走行車線に進入してきた相手方の軽自動車と衝突し、双方の車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は1万9,719円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年4月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第4号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより報告第5号 平成27年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第5号 平成27年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成27年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました矢吹小学校大規模改修事業、災害公営住宅整備事業等を、また、平成27年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました公共下水道整備事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越計算書のとおり平成28年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第5号 平成27年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

**◎報告第6号の上程、説明、質疑**

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより報告第6号 平成27年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第6号 平成27年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は、平成27年度矢吹町一般会計予算のうちから、姉妹市町復興応援事業、災害公営住宅整備事業について、年度内完了が困難となったため、地方自治法第220条第3項の規定により、繰越計算書のとおり平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第6号 平成27年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

**◎報告第7号の上程、説明、質疑**

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより報告第7号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第7号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、平成27年度矢吹町水道事業会計予算において計上いたしました町道関連移設布設工事及び配水管布設工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越計算書のとおり平成28年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第7号 平成27年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより報告第8号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第8号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成28事業年度事業計画、平成27事業年度事業報告、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの損益計算書、平成28年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 報告第8号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑を省略し、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎議案の上程、説明（議案第40号～議案第48号）

○議長（熊田 宏君） 日程第10、これより議案の上程を行います。

議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

議会事務局長、梅原喜美君。

大変失礼しました。第47号に続きまして、第48号を一括して議題といたします。

事務局長に朗読を求めます。

梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 続きまして、提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を、平成28年度についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国の示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填されるのは、平成27年度末までの減免としておりましたが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第41号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条、東日本大震災復興特別区域法第43条並びに福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象となる期間を平成28年3月31日から平成29年3月31日までに延長するものであります。

次に、議案第42号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成28年4月1日より施行された学校教育法等の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、学校教育法において、これまで規定されていた各種学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、放課後児童支援員として有する必要がある資格条件に、当該教諭資格を追加するものであります。

次に、議案第43号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、低所得世帯等を対象とした優遇措置を拡大し、幼稚園や保育園の保育料について軽減を図るものであります。

現行の国の制度では、2人以上の子供がいる世帯の保育料は、第1子の年齢制限の基準を、幼稚園では小学校3年生、保育園では小学校就学前までとし、第2子が半額、第3子以降が無料となる軽減措置が行われております。

今般の改正により、幼稚園及び保育園に児童が在籍している、年収約360万円未満に相当する世帯に限り、第1子の年齢制限が撤廃されることとなり、第3子以降の保育料が無償化されることとなります。

また、ひとり親世帯等についても、年収約360万円未満に相当する世帯に限り、保育料が第1子を半額、第2子以降を無償化するなど、低所得の多子世帯等の保護者負担を軽減する取り組みとなっており、さらなる子育て支援の推進が図られるものであります。

次に、議案第44号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災により大規模半壊の判定を受けた第1区自治会館の移設建築に伴い、集会施設の位置を変更するものであります。

次に、議案第45号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、核家族化や共

働き世帯の増加により高まる保育ニーズに応えるため、あさひ保育園園舎を増築及び改修することにより、入所定員を90名から10名増の100名とし、待機児童の解消を図るものであります。

増築及び改修工事の概要につきましては、154.10平方メートルの遊戯室を増築、現在の遊戯室を保育室として利用し、あわせてトイレの増設等の所要の改修を行い、10名の新たな受け入れを確保するものであります。

なお、工期につきましては、本年5月20日に工事に着手し、8月末の完成を予定しております。

次に、議案第46号 矢吹町いじめ問題対策連絡協議会等条例についてであります。本条例は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、矢吹町いじめ問題対策連絡協議会、矢吹町いじめ問題専門委員会及び矢吹町いじめ問題調査委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

あわせて、附則において、矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員等の報酬額を定めるものであります。

次に、議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてであります。大正ロマンの館につきましては、中心市街地復興のシンボルとして、また、商店街のにぎわいづくりの拠点として利活用を図るものであり、本年10月の修復工事完了を目指しております。

町といたしましては、指定管理制度の導入により、来館者の利便性、管理運営の効率化を図るため、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき、指定管理者を公募し、選定委員会での審査の結果、高い評価を受けて候補者が選定された旨を報告いただきました。

この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務や指定管理料等の詳細についての協議を進めてきたところであり、具体的な業務内容としては、カフェレストランや地域産品の直売等を行いながら、中心市街地のにぎわいづくりに取り組むこととしております。

これら協議を踏まえ、今回、大正ロマンの館の指定管理者候補者との協定に向けた条件等の協議が調いでしたので、議案書のとおり、福島県西白河郡矢吹町本町9番地、任意団体Mulberry fields（マルベリーフィールズ）を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成28年7月1日から平成31年3月31日までとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本条例は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,197万2,000円を減額し、総額を69億9,958万8,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、地方交付税130万7,000円、諸収入380万円をそれぞれ増額し、国庫支出金217万9,000円、町債1,490万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、商工費が地方創生に係る道の駅推進事業等により1,474万円の増額、総務費がバスストップ整備事業等により2,520万円の減額、土木費が農道整備事業等により315万円を減額するものであります。

次に、債務負担行為の補正内容につきましては、大正ロマンの館の指定管理料695万9,000円を新たに追加するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、地方道路等整備事業債1,130万円を減額し8,310万円とするとも



に、農業基盤整備促進事業債360万円を廃止するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時51分)

平成28年6月13日（月曜日）

（第 2 号）

# 平成28年第396回矢吹町議会定例会

## 議事日程(第2号)

平成28年6月13日(月曜日)午前10時開議

### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	渡邊	正樹	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 館長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅 原 喜 美

主任主査兼  
次 長 角 田 哲 也

---

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数制限について確認のため申し上げます。

時間の制限については、質問、答弁それぞれ30分以内とし、回数については1問につき3回以内であります。

質問、答弁の制限時間3分前には、それぞれ予鈴を1回鳴らし通告させていただきますので、制限時間内の発言の取りまとめをお願い申し上げます。

また、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとさせていただきますので、ご了承ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなりますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、10番、角田秀明君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 通告しました一般質問に入る前に、熊本地震で被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

そしてまた、今回の町議会議員の改選に当たり、町民の皆さんにご支持をいただきまして再度この壇上に來ることができました。本当にありがとうございます。4年間、町議員として町民の皆様方と町とのパイプ役を一生懸命頑張りますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

また、本日は、議会を傍聴いただいた方々に御礼を申し上げ、順次一般質問をしたいと思ひますので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございます。

初めに、通告いたしました旧JA東西しらかわ矢吹支店の跡地について質問を行いたいと思ひます。

この土地は、聞くところによりますと、当初計画したときには復興住宅や子供たちが屋内で遊ぶ建物を建てるのに購入を予定されておりましたが、購入できずにいた東西しらかわの支店跡地でありましたが、JA東西しらかわがJA夢みなみに合併をしないといった結果が、今回は去る5月28日の総代会の席上で固定資産の売

却が認められました。町長より、町政報告でも用地の契約に向け具体的な協議に入っていきたいという報告がなされましたが、また、このJAの土地の間には民地もあるわけでありますが、この場所はどのような利活用を計画しているのでしょうか、答弁を伺いたと思います。

次に、道の駅推進事業についてを伺いたと思います。

この事業は、町長が1期目の公約の一つでもありましたが、町は道の駅事業を進めておりますが、基本構想など道の駅に関する事業計画はどの程度計画が進み、国・県などの補助率や町の持ち出しなどがわかる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思いたいます。また、オープン予定はいつに、目標で結構でございますので、ご答弁をよろしくお願いたしたいと思います。

町を歩いておりますと、町民の間では、既に場所も決まり、我々に「道の駅はいつごろオープンするんでしょうね」などと話が出ております。議会としてはまだ町から話がないわけでありますが、「おかしいですね、もう決まっているようですよ」と町民の方々に教えられておりますが、本当に場所の選定は終わっているのか伺いたしたいと思います。町の当初予算でも道の駅事業の予算計上もあり、設計段階だと思いたいますが、先ほども申し上げましたように事業の内容をお聞きたしたいと思います。

次に、3つ目の社会資本整備についてお伺いたをしたいと思います。

町には国道・県道、俗に言う1級、2級道路や町道や農道など色づけされておりますが、道路は矢吹町全体で何百キロとありますが、陳情を受けている道路のうち、どのくらいの整備ができているのかを伺いたと思いたいます。

今までにも同僚議員からも質問があつたと思いたいますが、最近は、陳情を受けても実際には実行されないのが多いわけでありますが、地域の方々も期待をしておりますがなかなか実行されないのが実態であります。地域の方々もいつになったら陳情した道路がよくなるのかと思いたしておりますが、昨年などは、現道舗装の計画に対し3割ほどしかできず、今年などはもっと難しいとのこと、地域の方々からの陳情を受け、議会で採択をしても少しも前に出なくては町民の方々から議会も信用されなくなるし、我々議員に対しても「どうせ言ってもだめだからね」と言われます。何とか、時間がかかることは承知しておりますが、この現状に対して何らかの対策が必要だと思いたいますが、町として国・県の補助事業ばかり対応するのではなく、これから一步も前に出ないと思いたうので考えを伺いたと思いたいます。今回もまた道路の陳情など数件出ておりますが、今言つたような状況の中では議会としても大変困惑するようでございますので、よろしく答弁のほどをお願いたしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思いたいます。よろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴席においでいただいている方に対しましてもお礼を申し上げたいと思いたいます。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧JA東西しらかわ矢吹支店跡地についてのおただしであります。本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年並びに矢吹町復興計画における復興期と位置づけた4年間の3年目である平成

28年度において、震災からの復興、中心市街地の活性化を目的に平成27年度より事業着手をしております矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業を重点プロジェクトと位置づけ、事業を推進していくこととしております。

この矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業とは、国土交通省が所管しております社会資本整備総合交付金事業の基幹事業に位置づけられ、従来の補助金よりも市町村の自主性、裁量性が大幅に向上したものであり、地域の実情を最も把握している市町村が中心となって都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上及び地域経済、社会の活性化を図ることを目的に創設された制度であります。

さて、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業において最重要項目であります複合施設建設事業につきましては、これまで建設用地が決まらず具体的な計画ができない状態でありましたが、今回、旧JA東西しらかわ矢吹支店の土地取得に目途がついたことから、現在、国に対し計画変更の申請を行っているところであります。申請の認可後、速やかに複合施設建設に必要な測量調査、基本計画策定及び基本設計に着手し、平成29年度内の工事着手、平成31年度前半の工事完成を目指し、事業を推進してまいります。

複合施設の機能につきましては、これまで町職員によるプロジェクトチームやまちづくり団体「街ナビやぶき」が取りまとめた報告書をもとに計画づくりを進めてまいりたいと考えております。提案では、交流施設や集会施設等、多世代にわたって利用することができる施設が強く要望されております。それらの意見を含め、今後立ち上げ予定の（仮称）複合施設整備検討委員会において、さまざまな世代、分野の方々から意見をいただきながら計画づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、複合施設建設事業につきましては、町の重点事業でありますので、進捗状況については議員の皆様へ随時報告をさせていただきます。

次に、道の駅推進事業についてのおただしであります。平成28年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画では、前期4年の基本計画において16の政策、34の施策、215の事務事業を人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画実現のために7つの分野に分類し、事業の推進を図ってまいります。中でも、7つの分野の1つ、復興においては、震災以前以上のまちづくりを目指すため、3つの事業を重点プロジェクトとして位置づけ、復興を確実に仕上げてまいりたいと考えております。

その1つが道の駅推進事業であります。本事業の進捗状況につきましては、昨年度、（仮称）道の駅やぶき検討委員会が3回ほど開催され、3月の検討委員会において検討委員会としての基本構想が取りまとめられたところであります。

整備の目的といたしましては、町の強みである交通の優位性を生かし、町の魅力を高め、多様な農業経営を支援し、若者の定住促進、雇用の場の確保、観光地等の情報発信、町内外の人たちとの交流の場づくりを行うものであります。

また、国道4号については、栃木県下野市の道の駅しもつけから福島県二本松市の道の駅安達まで170キロメートルの間、主立った休憩施設がなく、ドライバーが安全に安心して休憩できる施設の整備が求められております。このようなことから、道の駅の基本方針については、「矢吹の魅力を発信する道の駅」、「人と人、人と町が交流することにより町の賑わいを創出する道の駅」、「国道4号利用者等への安全・安心と憩える道の駅」と定められております。

また、道の駅のコンセプトについてであります。 「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまち

が交流しチャレンジする道の駅」とし、コンセプト実現のための4つの視点として、「食へのこだわり」、「フロンティア支援」、「町民集いの場」、「農を体験」が示されております。日本三大開拓地の恵みを受けた地域としてこだわりの食を提供し、食料自給率80%以上を目指した道の駅とするほか、フロンティア精神を發揮しチャレンジする人を支援するなど、町民が集い、体験型農業の拠点、観光の拠点として整備を目指すものであります。

次に、候補地の比較検討についてであります。候補地は国道4号の沿道にまとまった十分な面積が確保できる3カ所を候補地として選定いたしました。候補地Aは、矢吹インターチェンジの北側の上り車線・北浦地内、候補地Bは、候補地Aの北側、町道新町・弥栄線と国道4号が接続する上り車線・新町地内、候補地Cは、袖が城の東側、国道4号の下り車線・館沢地内であります。これら候補地については、位置特性、アクセス特性、開発適性のほか機能評価、動線評価、景観評価、拡張性の評価を行い、メリット・デメリットを整理した上で客観的かつ総合的な評価が行われ、その結果、検討委員会として候補地Bが最もすぐれていると評価されております。

次に、今後のスケジュールについてであります。今年度は具体的な検討を行う検討部会を設置し、委員の公募を行いながら基本計画及び実施計画の策定を予定しております。道の駅のオープンの時期は未定ではありますが、事業自体は道路管理者である国との一体型の事業となりますので、国土交通省と調整を図り、可能な限り早期の完成を目指し、事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、基本構想は、検討委員会として取りまとめたものであり、今後、議会を初め町民の皆様のご意見を伺いながら町としての基本構想にしていきたいと考えております。

なお、事業に係る資金計画については全く今のところ未定であることを申し添えさせていただきたいと思っております。今後、計画が煮詰まり次第、進捗状況も含め具体的な資金計画等については皆様のほうにその都度報告をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、陳情を受けている道路の整備状況についてのおただしであります。生活道路整備事業の中で、砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事については、平成17年度から事業を開始し、年間約8路線の整備を進めており、事業開始から11年が経過した現在においても非常に住民満足度の高い事業であると認識しております。

これまでの道路整備要望件数は、平成28年3月末現在、158路線の要望があり、そのうち整備済み路線数は98路線、未整備路線数は60路線であります。また、平成25年度より事業を開始しました、農村部を中心に整備を進めている、農林水産省の補助事業である農業基盤整備促進事業の整備状況につきましては、平成25年度の交付率は100%で5路線を整備、さらに、平成26年度は交付率75%で同じく5路線の整備を実施しております。平成27年度につきましては、交付金要望額1,800万円に対して交付率10%の180万円であり、1路線のみの整備にとどまっております。年々交付率が低下する中、平成28年度につきましては国の事業不採択となり、配当がなされず、本事業の継続が非常に困難な状況になっております。

なお、生活道路を中心とする現道舗装工事につきましては町の単独事業でもあり、現在の厳しい財政状況により、平成27年度は3路線の整備にとどまっております。平成28年度の事業につきましても、厳しい財政状況を鑑み、松倉地区1路線の継続路線の完成を最優先に新規路線の採択を見送ったところであり、



これら道路拡幅を行わない現道舗装工事につきましては、砂利道の解消はもとより、児童生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できるため、非常に住民満足度の高い事業であることは十分に認識しておりますが、現状では、住民の皆様の要望全てに応えることが難しい状況にありますことをご理解願います。

次に、道路整備に時間がかかることに対する対策についてのおたがしであります。町といたしましても、要望件数に対して整備件数が少なく、年々要望件数が増加する状況にあること、町民の皆様全てに満足いただけるような事業の推進が図られていない現状について十分認識しております。

さきにも述べさせていただいたとおり、道路事業の財源となる国の交付金交付率が非常に厳しい状況にあります。町といたしましては、本年度より矢吹町の主要幹線である町道一本木29号線、いわゆる石川街道の歩道整備を含めた拡幅工事を開始することといたしました。本路線につきましては、主要幹線であるにもかかわらず、東日本大震災により通行が非常に困難な状況となったことから、町では本路線を復興道路として位置づけ、優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。ご承知のとおり、本路線は道路延長が長く、全線の整備には相当な期間と事業費が必要となりますが、重要性、緊急性等から事業の実施を判断させていただいたところであります。

このように、現道舗装整備事業及び主要幹線道路の整備、さらには一般町道の整備を進めるに当たり、財源の確保が非常に困難な状況ではありますが、緊急性等を含め優先順位を見きわめながら事業着手に時間を要する路線については敷き砂利等の維持管理の強化を図るなど、住民の皆様々に安全で安心な生活環境を提供できるよう努めてまいります。

今後も国や県に対しさらなる交付金の要望活動を行い、財源の確保に努め、限られた財源の範囲内での整備とはなりますが、計画的な事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） ただいま答弁をいただきましたが、具体的にまだ我々に知らせることのできないような案件が多かったかと思いますが、最初の質問では、JAの跡地に対して地域の方々がこれからできてよかったと思われるような事業を推進していただきたい。そしてまた、2区全体の要望でもありますが、常に我々に区長さんや地域の方々が申し上げるのは、やはり2区にはあれだけの世帯数があるにもかかわらず、コミュニティという小さな公民館しかないわけで、これも自前で建てたやつを町のほうに寄附したりして、地域の方々が努力をしている結果であります。今回、矢吹町農協の跡地がたまたま2区の地域だというようなことで、やはり要望されることは、あそこに地域の皆さんが集う公民館的なものが必要だという意見が多いかと思いません。

また、町長もご承知のとおり、2区では2年に1回、秋まつりを行っておりますが、あの山車など200年もの立派なものが、これから後継者がなかなかいない中で保存していくには、やはり壊したり建てたりというのはなかなか難しいというようなことで、建てたままの倉庫というか、車庫というか、そういうものがぜひ欲しいんだというような要望が常にありますので、今回こういった形で土地を求めるならば、そういった地域住

民の方々が、ああ、よかったなと思われるような利活用をしていただきたいと思います。

次に、道の駅構想、この事業に対しては今、前向きに進んでいるけれどもお金の問題は全然まだわかっていないんだというようなことでございますので、随時議会のほうにこれからは報告するというようなことで了解をしたいと思います。

場所とオープン予定、オープンはできるだけ早くしたい、そして、場所に対しては3カ所のうち1カ所がいいんじゃないかというようなことで検討委員会では決まったというようなことで、その話が町民の方々に進んで、我々のほうに、町民から聞くようではなかなか、これは我々も議員として恥ずかしいので、これからはやっぱり随時議会のほうにお知らせをしていただきたいと思いますというようなことでお願いしたいと思います。

また、3つ目の現道舗装の件では、今、町長申し上げたとおりに、我々は議員ですので、町の予算もない、ないない尽くしでありますけれども、町民の方々は、やはり今、生活道路の一つとして、町の中は立派になっていくけれども、農村部はどんどん置いていかれるんじゃないかというようなそういう心配があります。やはり国・県の補助は町の中で立派な、町の中はできますけれども、農村部の場合には砂利道で、やはり我々議員というのは町の中の議員と違まして区長さんの役目もしなくちゃならない。砂利を敷いてもらいたいとか、道路が壊れたんだとか、そういうことも我々の仕事の一つでありますので、町の中も大事ですが、田園のまち矢吹町というようなぐらいで田んぼの町だということですので、やはり農道も少し整備をしていただきながら。我々はわかっているんですけれども、町民の方々はわからないわけですからね、そういった中で町の中だけよくなって農村部は置いていかれるのかというような要望であります。今回も先ほど申し上げましたように陳情が農道3件も出ているわけですよ。それも、町長もご承知のとおり、大池公園のそばの約1キロ近くもあるような道路が今回陳情に出てきていますので、やはり何とか地域の方々の要望に応えられるような町政を行っていただきたいと思います。再質問をしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

角田議員の切実な声、これは町民の声ということで、私のほうも強くそうした思いに応えることをできるように誠心誠意頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

1点目のJAの跡地でございますが、2区住民の期待に応えられるよう、そして、2区全体の要望でもある公民館的な施設、さらには伝統的な山車が運行されている、まさしくことしはその年でもあります。そうした中で解体、組み立て、非常に苦慮している。また、道路まで持ってくるのにも相当な苦労を要することについては、私も目の当たりにして強く理解はしているつもりでございます。そうしたことにおいて山車の保管庫をぜひこの複合施設の中に計画してみたいというようなそういうおたがいでございますが、これについては、もう既に中心市街地の復興まちづくりプロジェクトチームや、さらには町の職員によります復興推進室、さらには今、若い商業者の中で結成されております街ナビやぶき、その方たちから報告書という形で整備に当たった考え方というものが取りまとめられたものが出ております。その中にもまさしく今、角田議員がお話をされた提案も出ておりますので、これらの内容等についてはこの後、議員の皆様にもその内容等を詳しく報

告しながら、また、地区住民そして町住民の皆さんの意見、そうしたものを十分に勘案した中でこのJAの跡地、複合施設の建設に努力をしまっているということをお話しをさせていただきたいと思います。

道の駅についても、町の重点プロジェクトとしまして大変思い入れが強いそういう事業でもございます。ただ、検討委員会の中から基本構想というものができ上がって、それがひとり歩きしている感がある。議員の皆さんが、町からではなくて町民の皆さんから耳に入ってくるということについては非常に申しわけなく思っております。報告書の検討委員会からの基本構想の報告書、議員の皆様に出すことが、提出するのがおくれたことをおわび申し上げながら、なお、さらに町としての基本構想をこれからまとめなくちゃいけないということでございますので、ゆめゆめ今回のようなことがないように、しっかりと連携を密にしながら基本構想案をまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

現道舗装についても、住民の声が多く上がっていること、そして、要望数に対してまだ未着手の要望箇所が多数あることについてもおわびを申し上げたいと思います。どうしても限られた財源の中で整備の優先順序ということを考えると、今、復旧から復興、熊本の大地震もありました。東日本大震災が発災して5年3カ月を経過しましたけれども、また次にいつやってくるかわからない。遠い将来ならいいですけども、近い将来であってはならない。そういう中であって非常に不便を来して、そして住民の皆様にも迷惑をかけたということで、3つの復興道路を決めながらその整備のほうに最優先をしたいということで、どうしても現道舗装、農道舗装のほうに予算が回らないということについてはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、この後、お金がないからとだけ言っているわけにはいかないということで、皆様にも前にお話ししたかと思いますが、平成28年度に公共施設の整備基金というものを町のほうで設けさせていただきました。できるだけ基金を積み立てしながら、国の予算がつかない、県の予算がつかないといえども一定の決められた件数については計画的に整備をしていきたいと思いますということで、その基金を積み立てながら整備ということについても十分に検討していきたいというふうに考えておりますので、なお、平成27年度に策定した公共施設の総合整備計画、こちらのほうの計画の整備とあわせて道路の計画的な整備を図っていきたくて考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私から再質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 答弁をいただきましたけれども、最後に、私の隣地域は天栄村になっているんですが、天栄村では須賀川市の境まで防衛省の予算でつくってあげたんですよというようなことで、歩道をつくったりそういったことで目的のあるお金を、何でも使っていけるようなお金が、そういうふうに使っているわけですね。今、矢吹町でもふるさと納税というようなことで、何にでも使えるようなお金が今回というか、ここ数年から出てきているわけですね。そういった形で、ふるさと納税といいますと、やっぱり矢吹の米とかトマトとかいろいろなもの、農産物も納税していただいた方に送るわけですけどもそういった形で、地域の現道舗装もやはりそういった形で、これはふるさと納税のお金でつくった現道舗装なんですよと言えるぐらいの形で、何にでも使えるお金をそういった形で現道舗装のほうに回していただければ、1路線でも2路線でも、国・県のお金ばかり予定をしていてつくるんじゃなくてそういった形で、例えば私がいつもお世話になっているたばこ耕

作の方々のたばこの消費なんていうのも2億近くもただ使って、何にでも使えるお金があるわけですね。そういう形でそういうお金をやはり農村部の方々に、生産者の方々のほうに農道舗装という形で還元していただければどうなのかなというようなことで、私は、そういう形でやれば、国・県のお金ばかり、補助がない、何がないじゃなくて、何にでも使えるお金がたばこのほうから入ったり、今、ふるさと納税から入ったりというようなことで入るわけですので、そういう形で、やはり1路線でも2路線でもいいから、そういう形でやっているんですよと手を振って使えるようなお金じゃないのかなと思いますけれども、町長のほうはいかがでしょう。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再々質問に対し答弁をさせていただきたいと思います。

今ほど天栄村の案件も含めて、さまざまな予算を使いながら町の、村の事業計画を進めているという話がありましたし、また、ふるさと納税についての活用についての考え方もご提案いただきました。まさしくふるさと納税については、矢吹町の魅力、農産物、特産品を含めそうしたものを販売する、そして町をPRしていくという目的のほか、以前から話をさせていただいておりますように、ふるさと納税については目的別に基金を積み立てしながら、そしてそうした事業に充当していくというのも大きな目的の一つになっております。全体では603件で2,000万近いふるさと納税が既に集まっているわけでございまして、そうしたふるさと納税についても、今年度、ふるさと思いやり基金の中から小学校の教育振興の運営事業費や、さらには中学校の教育振興運営事業、さらには西側地域の里山づくり、フラワーロード、花いっぱい事業等々について振り向けさせていただきました。道路についての活用についても、今後、そういう声を受けて、28年度期中において検討もしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げて再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で10番、角田秀明君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 栗 崎 千代松 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして通告2番、9番、栗崎千代松君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

1個目は、保健事業実施計画についての質問をさせていただきます。

特定健診あるいはがん検診などで早期発見をする、早期治療をするといった二次予防や、治療を継続して病気の悪化を防ぐといった三次予防がありますが、二次予防、三次予防は病気そのものに手をつける予防ですが、一次予防は病気ではなくて人間に、個人の意識への働きかけになりますので、二次予防、三次予防とは違

った難しさがあると思います。平成元年19兆7,290億円だった国民医療費が平成25年度には40兆610億円、倍の金額になっております。今は毎年1兆円ずつ増加している、ふえているという状況が続いております。介護費用については、団塊の世代が75歳以上になる2025年には約21兆円となり、保険料は全国平均で月8,200円程度になる見込みとの試算も出ております。そこで、我が町では健康寿命の延伸に一次予防としての町民自助を促す取り組みはどのように考えているのかお伺いをいたします。

平成28年3月発行、ことし3月発行の矢吹町データヘルス計画によりますと、本町の第1号被保険者の要介護認定率は、平成24年14.8%、平成25年14.9%、平成26年15.2%と上昇傾向にあります。介護給付費も毎年約1億円ずつふえて推移する状況になっております。

「人間五十年、下天の内を比べれば、夢幻のごとくなり ひとたび生を受け、滅せぬもののあるべきか」、この幸若舞の謡の一節に先人の生きる覚悟と死ぬ覚悟を感じます。我が町の男性の平均寿命は78.3歳、女性は86.7歳となっておりますが、その生きる覚悟と死ぬ覚悟は先人と何ら変わっていないと思います。認知症や病気で子供や孫に迷惑をかけたくないから健康で生きたい、健康で生きられる方法を知り、実践をしていく、そういう生活習慣を誰もがしたいと望んでいると思います。内閣府が幸福度を判断する際に重視する項目を聞いた調査によれば、60歳以上では健康、家族関係、家計がトップスリーで、中でも健康は年齢が上がるほどふえるという調査結果もあります。還暦を迎える世代の方々は、学生のように個性あふれる先生がたくさんいて、選択肢の豊富な教育を受け、それぞれ自分流のしっかりした解釈による信念を持っている方々ばかりだと思います。

病は気からと言いますが、健康も本人のその気が効果を左右します。一般論を提示して同調を求めるのではなく、また、特定の場所、時刻に指導者がいて指導を受けるような日常を離れた健康タイムに行くものでなく、日常生活の中で本人本位の健康寿命の延伸を実践できる環境づくりが必要だと思っております。健康に関心を持つ年代を還暦というように捉えて、自分の健康寿命の延伸のため、志を持って自分なりの健康法、養生法を模索しつつ日常生活の中で実践することの応援、そういったことが必要ではないかと思っております。

例えば、還暦からのボーイズ・ビー・アンビシャス計画的なものなどというように、とりあえず私は考えてみました。それは、61歳からの自分の健康は60年の人それぞれの人生経験で得た経験則的な価値判断をもとに自分流でなし遂げようとする人を応援する自分流応援事業といったようなもので、もし名前をつけるとすれば、これも例えば、日々を楽しむ養生の講座というようなものがあるのではないかというように思います。そして、講座の内容は、養生の話、免疫力向上の話、未病の話、整体の話、スポーツトレーナーの話など、受講者が自分の体と心の使い方の参考になるようなものにする。そして、一定の受講を終えたら、例えば養生の達人認定などを行って養生の町を目指していく。

長野県須坂市には保健補導員という住民組織があって、健康情報の広報活動を行っているそうです。これは、須坂市だけではなく長野県全体で行っているそうです。そういったことに倣って、認定者に町が委嘱をして住民組織をつくり、健康意識の高いまちづくりというようにところに発展をすれば、自分たちの世代での成果だけでなく子や孫の世代が長生きできる、そういう下地づくりの可能性も出てくると思います。

なぜボーイズ・ビー・アンビシャスなのかにつきましては、クラーク博士は「Boys, be ambitious! Be ambitious not for money or for selfish aggrandizement, not for that evanescent thing which men

call fame. Be ambitious for the attainment of all that a man ought to be.」、そのようにクラーク博士は言っているそうです。それを日本語に直せば、「青年よ、大志を持て。それは金銭や我欲のためではなく、また、人呼んで名声というむなしいものを得るためでもない。人間として当然備えなければならないあらゆることをなし遂げるために大志を持つべし」というようになるそうです。この全文に健康を当てはめれば、人間として当然備えなければならないあらゆることの筆頭に自分の健康を守る備えが来ると思います。そのことから、還暦からの方々に自分の健康寿命の延伸をなし遂げるために大志を持とうという呼びかけは受け入れられるのではないかと考えてみました。61歳から青年というのもどうなのかということについては、還暦は60年で再び生まれた年のえとに帰ることですので、生まれ変わるわけではないですが、初心に戻って新たな人生の始まり、そのような雰囲気があります。

また、サミュエル・ウルマンの「青春とは人生のある時期ではなく心の持ち方をいう。年を重ねただけで人は老いない。理想を失うとき初めて老いる」という言葉にも倣うことができると思います。正しいと思うことは一人一人違います。一人一人に合わせた本人本位の健康寿命の延伸を応援する一次予防としての町民自助を促す健康情報の発信が必要と思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、パイロット輸送についてお伺いをいたします。

除染廃棄物を中間貯蔵施設建設予定地の保管場に運ぶパイロット輸送は3月28日に完了したという報道がありました。我が町も文化センター脇の一次保管場を経由して行われたパイロット輸送による検証事項の結果はどうなったのか、お伺いをいたします。

そして、本格輸送になった場合も集約輸送になるのか、あるいは直行輸送になるのかについてもお伺いをいたします。

次に、移住支援についてお伺いいたします。

平成23年3月11日の東京電力第一原発事故の後、政府は希望する避難者全員の帰還を原則にしてきておりましたが、除染が進まないなど避難が長引いているために、平成25年11月、他地域への移住を選ぶ選択肢も示し移住支援をしておりますが、ことしで震災から6年目に入りましたが、被災者の方々に帰還を断念して矢吹町に移住したいと希望した場合、何らかの支援はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 9番、栗崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町データヘルス計画についてのおただしですが、平成25年度に閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸を図るため、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みが求められております。本町においても、平成27年度に作成しました本計画に基づいた各種保健事業として、今年度は特定健診の未受診者対策や特定健診受診者のフォローアップ事業を予定しております。

議員おただしの健康寿命の延伸に一次予防としての町民自助を促す取り組みについてであります。一次予防の目的は、自分の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育等による健康増進

を図り、病気の発症を未然に防ぐことにあります。健康寿命を延伸するためには生活習慣病の予防がとても大切であります。生活習慣病は、毎日の食事や運動、喫煙等の生活習慣の積み重ねによって発症しますので、本人の健康意識に大きく左右されるものであります。そのため、本町では毎月1回、広報やぶきの健康情報版に健康についての豆知識を掲載し情報発信に努めております。また、6月、8月号には特定健診・がん検診の必要性について掲載し、セルフケア、つまり自分の健康は自分が守ることの重要性をPRしております。さらに、健診期間中には保健師が保健指導を行い、健診結果が出た後にも家庭訪問を実施するなど、町民とともに健康について考える機会を設け、健康意識の高揚を図っております。

次に、健康に関心がある年代を対象とした健康情報発信の必要性についてのおたただしですが、本町では、広報紙を活用した記事掲載のほか、健康が気になる年代、42歳の厄年、49歳、60歳の還暦、65歳、69歳を対象に、健康で得すること、これからの人生をどう過ごすか、忍び寄る生活習慣病について、病気の早期発見・早期治療の必要性について等のダイレクトメールを送付し、健康を意識しなければならない年齢になったことや、自分一人でなく家族のためにも健康でいなくてはいけないこと、楽しく生き生きとした人生を送るためには何をすべきかを再認識でき、健康を促す機会となるような内容を盛り込み、町民健診の2週間前に郵送しております。また、このほかにも、町民の皆様の健康を促すための情報発信につきましては、手軽にできる運動法や簡単栄養学を中心に講演会も開催しておりますが、講演のテーマ等につきましても日常生活の中で実践できるようなテーマを検討してまいりたいと考えております。

今後は、矢吹町第6次まちづくり総合計画で指針としております「住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまち」を目指し、町民の健康寿命の延伸に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、パイロット輸送による検証事項の結果についてのおたただしですが、環境省では、輸送の初期段階である平成26年度から平成27年度にかけ道路の混雑状況、放射線の影響、騒音や振動など生活環境に影響する問題点等を検証するため、試験的な輸送として県内全域においてパイロット輸送を実施いたしました。本町でも、文化センター前に一時保管しておりました汚染土壌等約1,000トンの搬出を平成28年2月中旬までに完了しております。

このパイロット輸送の検証結果について環境省が平成28年2月に作成いたしました「パイロット輸送に係る検証報告について」によりますと、トラック荷台のシートの固定や積載物の落下防止の徹底等による安全確保対策や、交通安全対策として道路補修のハード対策、汚染土壌等を輸送する作業員への研修・教育を実施するなど、安全対策等はおおむね機能いたしました。このほか一般道路や高速道路上での重大事故を想定した連絡訓練の実施、また、輸送路における走行位置の常時把握、輸送対象物の全数管理、輸送路を外れたときの警告等を登載した総合管理システムの随時改善等を行うことにより、安全かつ確実な輸送が実施できると評価されております。

今年度の本町における本格輸送搬出量は約2,100トンと予定しております。実施時期につきましては、環境省がパイロット輸送等で収集した情報を整理した後に各市町村に示される予定となっております。

次に、輸送の方法についてであります。環境省の「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」に記載されている条件を本町に当てはめると、堰の上仮置き場、大池及びテクノパーク一時保管場のように

10トン車が進入でき、かつ積み込み作業等が行えるスペースが確保できる場合は、中間貯蔵施設へ直接搬出する直行輸送で実施し、それらの条件がそろっていない柿之内地区及び田内地区仮置き場は、積み込み場等を経由させる集約輸送で実施することが想定されます。町といたしましては、今後、各仮置き場や一時保管場における輸送車両運行の可否や当該立地条件等を環境省と協議し、最良の輸送方法を提言していくとともに、安全かつ確実な輸送が速やかに実施されるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、移住支援についてのおただしであります。東京電力福島第一原子力発電所事故により、本町へ避難されている方の状況につきましては、6月1日現在、3世帯5名の方が一本木応急仮設住宅へ避難されております。原発事故直後の平成23年5月時点では24世帯59名の方が応急仮設住宅に避難しておりましたので、既に21世帯54名の方が移住または避難元市町村へ帰還するなど自立再建されております。

このような中、本町への移住状況につきましては、矢吹町社会福祉協議会が主催する、避難者の方々の交流の場であるなごみの会というサロンが毎月1回開催されており、そのなごみの会の情報では、9世帯21名の方が矢吹町に住宅を新築または購入し、移住されていると伺っております。このような方々が矢吹町に住宅を新築または購入され、移住されるに当たり、特別の支援、補助等はありませんが、先ほど述べさせていただいたとおり、社会福祉協議会主催のなごみの会等を通じて、避難・移住された皆さんがなれない土地で不安感や孤独感を感じることなく生活していただけるよう支援してまいりたいと考えております。また、応急仮設住宅に避難されている方が民間の賃貸住宅に移転し、避難を継続される場合には、国の借り上げ住宅等の支援制度を活用できることとなっております。

なお、本町の応急仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間につきましては、平成29年3月末で終了するため、期限までに戸別訪問等により意向調査を実施してまいります。原子力災害により避難されている3世帯の方々については、避難元である双葉町、富岡町、浪江町、もしくは福島県が避難の継続、自宅の再建、復興公営住宅への入居に向けた意向調査を実施することとなっております。

また、このほかの移住支援としましては、平成27年度に策定した矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標として矢吹町への交流・流入人口をふやすことを掲げており、具体的な数値目標として、町外からの転入者数を現在の年間504人から平成31年度には年間550人まで増加させる計画を立てております。

しかしながら、移住希望者のニーズは多岐にわたっており、とりわけ福島県については原発事故による避難者の問題が生じていることから、これらに対応するためには相談窓口の設置や情報発信の充実が課題と認識しております。

このようなことから、今年度は、従来からの町内に住宅を取得した若者夫婦を対象にした若者住宅取得助成事業に加えて、タウンプロモーション事業として、NPOと連携した移住者向け相談窓口の設置やネットワークづくり、移住者向けホームページの作成や移住者向けパンフレットの作成等を予定しております。人口減少問題に対応し、地方創生の実現としてまち・ひと・しごとの創生を目指すためにも、移住者支援策については重点課題として取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、栗崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

（午前11時03分）



---

○議長（熊田 宏君） それでは、再開いたします。

（午前11時12分）

---

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（栗崎千代松君） 健康寿命の延伸についての再質問をさせていただきます。

国のほうでも次世代の社会保障制度を構想する議員連盟というのができて、積極的に国民に健康増進を促すという健康長寿社会形成基本法の案をまとめて提出をするというような新聞報道があります。そして、平成27年3月に我が町で出していますヘルスステーション健康・食育やぶき21計画の第2次の重点課題への取り組みという中で、基本目標の一つ、主要な生活習慣病の発症及び重症化の予防ということの現状と課題というように、日常生活の中からの気づき、考える機会の促進などによりみずから自主的に健康の維持・増進に取り組む町民の育成・支援を行っていくことが重要ですというように記載されております。

答弁の中で、広報やぶきの一番後ろ側だと思いますが、私も見ております。健康に関するワンポイントみたいなところがありますけれども、今までと違った極めて大変な状況に一年一年入っていく。そして、健康に関しては自分でしっかりと志を持って、意図して守っていく。どういうふうにすればいいのかというのは一人一人違うので、それぞれ模索をして、自分の体で実践をして試して、自分に適した健康法を見つけていくという作業は結構本気にならないとできないものではないのかというような気がしますので、答弁にありましたような内容についてはちょっと不足ではないのかと。もう少し集中をして、例えばソフトボールのチームが大変多かったときに、ソフトボールに関しての知識がないと会話に入れないというような時期がありました。矢吹町では健康に関する話題を持っていないと会話に入れないというような、そういう町にしていくというような必要性があるのではないのかというように思いますので、もう少し今までやってきたことプラス集中した何かが必要ではないかと思いますが、再度、町長のお考えをお尋ねいたします。

パイロット輸送についてのほうですけれども、何となく気になるのは、ダンプの数が間に合うのかなというようなのが何となく気にかかるんですが、検証事項の中でダンプなどへの積み込みというような項目もあったと思うんですが、本格輸送になってこないとわからないのかもしれないかもしれませんが、ひところ、そういう汚染物をダンプに積んで輸送するということは嫌だというような話も出ていましたので、その点についての輸送のダンプの確保については、わかる範囲で結構ですので、検証結果はどうなったのかというようなことを再度お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、栗崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問の中、栗崎議員のすばらしい考えをお聞かせいただきました。大変感銘をいたしております。これらについて一つ一つ答えるものではございませんが、再質問の中で町はしっかりやっていると。データへ

ルス計画にしても、まちづくり総合計画の中においても、さまざまな事業を展開しているということについては理解していただいたということについてはありがたく思っておりますが、ただ、そうはいっても今の時代、健康長寿社会を迎えてさまざまな動きがある中で矢吹町の取り組みとしてはいま一つではないかと、不足するものがあるのではないかとということについては、再度、そうした指摘を受けて、今までやってきていること、さらには周知をしながら、さらに矢吹町独自の進化した何かが必要であろうというその考えに基づいて今後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、パイロット輸送でございますが、輸送については、福島県全体を考えると、非常に量も大量になるということについては既に皆さんもご認識のとおり、したがって、輸送が本格化した場合には、輸送手段であるダンプ、この確保というものが間に合うのかということについては私たちも不安に感じていないわけではございません。環境省としましても、そうした輸送手段については万が一においても各市町村に迷惑をかけるものではないというふうには理解しておりますが、なお、輸送に当たってのダンプの数についても、今後本格輸送に入る前に、環境省と十分に協議を踏まえた中で計画的な搬出輸送ができるように協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

今時点では、どのぐらいのダンプの数が必要かとかそうした内容等については知らされておられませんので、そうしたことについては、わかり次第、議員の皆さんに速やかに報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお申し上げまして、栗崎議員の再質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお祈り申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○9番（栗崎千代松君） ありません。

○議長（熊田 宏君） 以上で、9番、栗崎議員の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告3番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

まず、4月16日に発生しました熊本地震の災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様とご親族に心よりお見舞い申し上げ、一刻も早く地震が収束し、ふだんの暮らしが戻りますようにとご祈念いたします。

傍聴席に陣取っている町民の皆様、どうもわざわざここに来られて感謝申し上げます。

私、一般質問として登場するのは初めてでございますので、議員として私なりの心構えを簡単に述べさせていただきます。議員として真実一路、誰もが思える、住みたいふるさと矢吹町を目指しながら、町民皆様の生活福祉の向上のために邁進する所存でございます。どうぞご理解よろしくお祈り申し上げます。

では、一般質問に移らせていただきます。

最初に、矢吹町西側地域振興についてでございます。

平成13年、矢吹町全体の均衡と調和ある発展を訴え、西側地域の活気を取り戻そうと地域振興のアイデアを求め、当時の西側在住の町議員7人の皆さんが住民に参加を呼びかけ立ち上げた組織が地域づくり市民グループとして今も活動を続けております。私も当初からの会員の一人ですが、まだまだ当時の課題が解決に至っておりません。現在、西側地域の活性化に向けて、本町は矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業を第6次まちづくり総合計画の重点プロジェクトの一つに掲げ、市街地の再生に取り組もうとしております。また、矢吹町PRビデオ「開拓のうた」や、矢吹フロンティアーズ監督中畑清氏とともに外に向けた町の宣伝をスタートしております。

しかし、現状としましては、西側地域にあります矢吹小学校の児童数は年々減少しております。参照として、平成20年から27年までを参考にしますと、平成20年が100とすると27年は70を切っております。本町の小学校の中では、減少率は残念ながらワーストワンです。柿之内地区では育成会がなくなりました。地域から子供の声が聞こえなくなるのは実に寂しいものであります。きのうも文京町の皆さんと花植えをしてみました。そのときにたくさんの人が花植えをしたのでございますが、その中に子供は五、六人しかおりません。主催した人たちも「子供が少なくなって、でもこんな機会に花植えを通して彼らとお話をできればいいんだ」とそんな感想を漏らしておりました。

今まで町全体の発展のために西側地域を見詰めてきました。これからは、経済的活性化を求めるまちづくりも大切ですが、それだけに偏ることなく、地域の特性を最大限に生かすことによって、東京一極集中、少子化や高齢化の問題を克服できる特色あるまちづくりになると考えられます。

ご存じのとおり、矢吹町西側地域には三十三観音、袖ヶ館史跡、隈戸川を中心とする自然豊かな森や田園、史跡や、そして西水東流構想を含む歴史、そして文化が残って一つのまとまった里山風景を呈しております。また、これを次世代に残すためにも自治会や民間団体によってより美しい景観づくりに汗し、環境整備が行われてきております。矢吹町都市マスタープランで都市づくりの目標の1番目に、豊かな自然を保全し、緑と共生した都市づくりを掲げ、都市機能が集約したコンパクトな市街地を形成し、周辺の田園環境などの豊かな自然と共生した土地利用を実現しますとうたわれております。

しかしながら、まだまだ隈戸川を中心とする歴史と自然豊かな西側地域を生かし切れておりません。具体的計画が見えません。この西側の眠れる地域資源を矢吹の宝として全面的に活用すべきと考えますが、矢吹の未来像、「未来を拓く日本三大開拓地、さわやかな田園のまち・やぶき」の第6次矢吹町まちづくり総合計画のもとで、今後どのようにこの地域を生かした取り組みをなされるのか、町長の考えをお尋ねします。

次に、関連することでもありますが、現在、10ヘクタール以上の森を削り、大規模な太陽光発電施設が設置されようとしているが、こうした大規模開発に対して自然環境の破壊や景観悪化の懸念がある、そう私には思えます。具体的には、プライムスマートソーラー矢吹合同会社が平成26年3月28日付で経済産業大臣による太陽光発電所の設置認定を受けております。設置場所は矢吹町南町560番地、開発面積が14万4,640平米であります。前例のないこうした事態に直面して、西側地域も含め、町全体の自然環境、生活環境及び景観との良好な状態を守り保つためのエリアを定めるなど、将来にわたって残しておきたい貴重な自然や歴史の景観が守られるガイドラインやルールづくりが必要であり、将来を見据え、地域に即した町独自の条例づくりに早急に取りかかっていたいただきたいと思うが、その考えをお伺いいたします。

最後に、小規模農業振興対策についてであります。

現代の農業は、大規模農業経営農家と兼業農家等の二極化構造になっていると思いますが、とりわけそのうちの大部分は小規模兼業農家で占められていると思われまます。この町も同様であろうと思えます。第6次矢吹町まちづくり総合計画における農業事業の扱いは、交付金や補助事業によって農業の環境を守り、維持しようという傾向が強いと思われまます。これが矢吹町の農業に対する取り組み姿勢なのでしょうか。もっと町独自の対応を求めまます。

大分前から農業の高齢化、農業従事者の減少、農業の引き受け手不足が大きな課題になっております。この課題の克服に知恵を出し、真剣に取り組んでこそ元気な農業になると考えております。国は一億総活躍プラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を出すことで、少子高齢化対策、いつまでも元気に活躍できる環境づくりを進め、地方に元気をもたらす政策を示しております。この視点に立ってみれば、農業の高齢化、農業の担い手不足、農業人口の減少の問題克服に真剣に取り組める絶好の機会でもあると思えます。農地も人も、我が町にとっては豊かな地域資源です。この資源をもっと生かすことが重要だと考えまます。高齢者の方も、小規模の農業に携わっている方も、農業に関心のある町民も、都会の方も、気楽に参加できる場の創出を町が提供したり、サポートしたりすることで、定住促進のために、若者の農業体験のために、都会の人たちとの交流のために、6次化産業の商品開発のために、もっともっと活躍できる場をつくるべきだと考えております。

先日、田んぼの学校長、大桃美代子さんが来て田植えをやられました。彼女は専業農家でもなく、農業によってたくさんの農業所得を得ているわけでもなく、豊かな自然に触れながら農を楽しんでいらっしやると拝見しております。子供たちや地元の人たちとの交流の輪を広げ、桃米というブランド化も試みられております。町長、この町にも高齢者とはいえ大桃さんのような方が100人はいますよ。人は地域資源だと考えている町長、第6次まちづくり総合計画において農業を取り巻く環境を町発展のためにどう生かしていくのか。小規模農業振興に対する町独自の取り組み対策をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めまます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町西側地域振興についてのおたただしであります。議員もご承知のとおり、西側地域は三十三観音や袖ヶ館跡地、隈戸川を中心とした自然豊かなエリアであります。地域の自主的活動として、第1区や第2区の行政区、矢吹町建設協力会、そして、富永議員が代表を務めまます「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」が草刈りや植樹、散策路整備等の環境美化活動に積極的に取り組んでいることについては多くの町民に認識され、他団体のお手本として大いに評価されております。こうした取り組みは、町全体の協働活動を牽引する大きな動きであり、協働のまちづくりを推進する本町といたしましても大いに感謝しているところであります。これらの活動により美しい景観が守られていることとあわせ、先日は、こうすっぺ西側イメージアップ作戦の主催による隈戸川沿いのウォーキングやお花見会が開催されるなど環境保全を次世代へ継承する取り組みも行われてきており、植樹された花木を鑑賞するため、また、周辺を散策するための来町者が数多く訪れるよ

うになり、地域の自主的活動の効果があらわれております。

私自身も、議員ご指摘の西側地域を重要な自然エリアであると認識しており、都市計画マスタープランでも、緑の拠点、自然環境保全エリアと位置づけております。一昨年から実施している三十三観音や袖ヶ館跡地周辺の森林再生事業による間伐事業において、間伐とあわせて遊歩道を整備するなど、かつての鬱蒼とした雑木林の景観が一変し、大変すばらしい景観を醸し出しております。今後は、井戸尻地区の森林再生事業も実施されることから、西側エリアの複合的な利活用を引き続き検討し、あわせて次世代への継承を含めた環境保全にも努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町全体の自然環境、生活環境及び景観との良好な状態を守り保つための条例制定についてのおたただしですが、森林を開発する場合、開発事業者は、森林法に基づき、1ヘクタール未満の場合は町へ小規模林地開発の届け出を、1ヘクタール以上の開発の場合は県へ許可申請をする必要があり、乱開発による森林の無秩序な伐採に一定の抑制をかけているところであります。

また、太陽光発電開発の場合、1ヘクタール以上の開発をする場合には、その開発地内におおむね25%の残地森林または造成する森林を設けなければならないとしております。このほか、近年の太陽光発電事業等の増加に伴い、本町では、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止を目的に、平成27年6月に「矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱」を制定し、計画区域の面積が5,000平方メートル以上の場合に適用することとしております。太陽光発電事業を実施しようとする事業者は、要綱に基づき設置に関する届け出を提出することとしており、その中には地元自治会等に対し説明会を開催し、理解を得るものとしております。要綱制定以降、5件の申請を受け、事業完了が2件、事業中が3件となっており、地元との合意形成を図りながら、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、円滑に事業が進捗している状況にあります。このことから、この指導要綱は法的拘束力のないものではありませんが、環境保護、景観保持に対する一定の効果が出ているものと判断しております。

近年、大規模な太陽光発電設備に限らず、大規模な開発事業では、土地所有者の権利と地域全体の環境保全は相反する場合がありますので、国も東日本大震災以降、再生可能エネルギーの導入を推進しており、町といたしましても、地域との共存が図れる事業につきましては、未活用地の有効利用とあわせ推進してまいりたいと考えております。

今後は、現在の要綱による効果の検証を行い、あわせてさらなる規制策が必要かも含め、先進地の事例調査等を行いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小規模農業振興対策についてのおたただしですが、本町の基幹産業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画にも位置づけられているとおり農業であります。しかしながら、近年、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による労働力不足、後継者不足により農業者が減少しており、それに輪をかけ米価の下落、原発事故による風評被害等が農家を苦しめている状況にあります。このような中、国や県の政策については、大規模農家である認定農業者の支援や農業生産法人の育成にシフトしており、今後ますます規模の小さい農家については数の減少が懸念されております。

しかし、町内農家の皆様はまだまだ元気で活気に満ちあふれている方が多数おり、町といたしましても、第6次矢吹町まちづくり総合計画において「農業が元気な町をつくります」の政策のもと、積極的に農業全体の

支援を行っているところであります。

具体的には、主要な農作物である水稲では、転作を達成した場合に交付金を受けることができる経営所得安定対策事業を推進し、農家の所得向上を図ってまいります。また、日本型直接支払交付金事業においては、現在、町内23組織で活動に取り組んでおり、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充等の共同活動を支援する農地維持支払交付金と、地域資源、例えば水路やため池等の軽微な補修や、植栽による地域の景観形成整備等の共同活動を支援する資源向上支払交付金の2つの交付金制度の活用により、農家の所得向上及び農村の多面的機能の向上を図ってまいります。さらに近年、台風等の大規模な自然災害がふえており、その際、農業施設等に甚大な被害が発生した場合には、農業災害対策として農家の再建について支援を行ってまいります。

いずれにしても、本町の基幹産業は農業であることから、これら取り組みとともに、地域農業の担い手である小規模農家の実情に合った支援についても町内両JA及び関係機関と連携を図り、町内農業全体の振興発展に向け支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 答弁ありがとうございます。

まず、最初の1番の答弁に対して、平成27年7月に国土交通省から公表されました報告書を入手しました。恐らく見ていただけるかと思いますが、「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」というものです。これには周囲の地形、自然、歴史、文化等の特徴を有する一定の地域の良好な景観が地域に暮らす人々の誇りとなり、地域全体の価値の向上につながると指摘しております。私が言いたいのは、この地域の価値観が向上するんだという、これは目に見えてこないものです。ただ、見る側が自分の心で、感性で感じるものです。誇りもそうです、目に見えないものです。私は、これを経済的活性化に対して文化的活性化と呼びたいと思っております。

矢吹は文化的に華やかな町です。それを踏まえれば、今ある自然、今残る歴史、営々と築かれたものがこの町に眠っているんです。これを最大限に活用できるそのチャンス、それが国から示されていると思うんです。それが6次まちづくり総合計画の中にどれだけ入っているのか。もったいない。町長、もったいない、痛ましいというこの言葉、ごみのリユースのためにあるわけではないと思います。私たち人、その地域資源、そして何度も繰り返しますが、自然と歴史、この地域資源、これをこの言葉のように地域全体の価値として高めるためにどう取り組むか、その言葉をお聞かせください。

さらに関連して、福島県桑折町で平成28年3月、桑折町歴史的風致維持向上計画が策定されました。それには、桑折町の先人から代々受け継いできた町特有の情緒や風情を醸し出す歴史的風致は町民にとって誇るべき宝です、この貴重な宝を次世代に残すため、良好な歴史資源を活用したまちづくりを進めるためにこの計画を策定し、地域創生の実現に向けた取り組みを進める宣言をしております。もう既に桑折町ではやられている。私たちこの町にも素晴らしい自然と歴史があるので、つくれると思います。素晴らしい計画、また、次の子供たちに残せるような計画を策定できると思います。そういった具体的なものをお示しくださるようお願い

い申し上げます。

続きまして、太陽光発電設置、それによる景観悪化の懸念、これにつきまして指導要領等では規制の力はありません。また今後どういう状況になるか、それは時間とともにわかるような内容でしたが、果たしてそれでいいのでしょうか。同時に、先ほど私が触れました貴重な自然や歴史の景観が守られるガイドラインやルールづくりを検討し、その策定、そこまで具体的にいってもらえないか、また、条例なるもので規制できるものがないのか、そういうものを強く考えていただきたいと思っておりますので、その点、またよろしく願いいたします。

あと、小規模農業振興対策についてであります。先ほどの答弁は所得の増加、そういったものに対する検討、また里山の維持、これを昔で言えば道普請のような形で国が補助しますよというそういった内容のもので。私が言っているのは、あの大桃美代子さんと一緒にやっているあの姿です、あの風景なんです。あれを受けとめて、小さな規模でやっているばあちゃん、じいちゃん、すばらしい農業のプロです、人としての地域資源です。その人たちの力をかりながら、生かしながら、この元気の出る農業、それを考えられると思っております。もう少しそうしたもの、見捨てられるような、そういうまたは課題となるようなことを逆手にとって、この町は元気の出る農業へ持っていくことができるであろうと私は思っております。

以上、再答弁、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

富永議員の熱い思いがひしひしと伝わるような質問でございます。非常に、日ごろからの活動も含め、その熱意あふれる考え方に敬意を表したいと思っております。全く富永議員が言われるとおり、私もそのようなことを考えながら、今後、おただしの景観づくり、さらには太陽光発電と景観の維持、さらには小規模農家の支援等を考えていきたいというふうを考えております。

まず、1点目の西側地区の景観の維持、開発を含めてでございますが、私自身も矢吹町のそうした歴史、文化、自然も含めて非常にすばらしい町であるというふうな認識に変わるものではございません。今までも、富永議員を初め多くのそうしたまちづくり団体の支援者の皆さんと行動をともにしながら、一緒に矢吹町の持つその資源を有効活用していきたいという思いでまちづくりを進めてきたつもりでございます。今ある自然、そうしたものをさらに魅力あるものとして、富永議員の言葉をかりれば目覚めさせる、さらには呼び覚ます、そうした考え方で第6次まちづくり総合計画等、再度チェックを図りながらそうしたことに努力を傾けさせていただきたいと思っております。

この思いは、誰しものがそういう思いでいることについては、私も、そして富永議員も含めて多くの皆さんが考えることだろうというふうに思っております。そういう意味では、矢吹町は、矢吹町の魅力そのものを知ってはいても、その発信の仕方、情報発信を含めて下手くそだったのかなというふうに思っております。そうした反省も含めて、今年度から第6次まちづくり総合計画を策定するに当たって、町の将来像を、町の持つ魅力、そうした資源を最大限に生かしながらというようなことでまちづくりを進めていくということについて皆

さんのほうにお知らせをしておきました。その最たるものが、中畑清監督を中心にしながら矢吹フロンティアーズの設立、立ち上げだろうというふうに思っております。こうしたことも含めて、まだ何が足りないかということを考えて、先進地、桑折町の話が出ましたが、そうした先進地の事例も検証しながらよりよい矢吹町、魅力あるまちづくり、より魅力ある西側開発に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

太陽光発電につきましては、先ほども話をさせていただいたとおりでございます。今後、現在の要綱による効果の検証を行い、それでいいのかということもできるだけ早目に検証しながら、さらなる規制、条例の制定もあわせて検討していきたいというふうに考えております。この条例の制定については議員の皆様からいろいろな考え方が既に打ち出されておりますので、そうした議員の皆様との協議も含めて、今後、町のほうもその協議のほうに加えさせていただきたいというふうに思っておりますので、町自体も条例の制定の向けた研究も今後してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小規模農家への支援、金銭的なことばかりではなくてというようなことであります。もちろん、そうしたことを考えていないわけではございません。したがって、小さな規模でも元気に生き生きと農業を継続できるようなそうした体制をつくっていききたいというのは、まちづくり総合計画の中にも「元気な農業のまちづくり」、そうしたことをうたっております。その中にさまざまな事業がぶら下がっておりますので、そうした中で富永議員が言われるようなことを事業化していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その一つのモデル的なものが3つの重点事業である道の駅の整備事業だというふうにも思っております。矢吹町は非常に良質な農産物が、多くの農家の皆さんで作付されておまして、県内でも本当に上位を占めるお米、野菜の生産出荷額を誇っております。これを、今までそうした矢吹町の持てる能力を発揮できていない、要するにブランド化も含めて発揮できていない。そうしたものを6次化も含めて、矢吹町の魅力あるそうした資源をさらに加工を加えて、さらに情報を発信して、そして人が集まってくれるような形で元気な農業づくり、そしてそこに携わるおじいちゃん、おばあちゃんも含めて健康長寿につながるようなことも考えて、農業づくり、農業振興策を図っていききたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきますと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 質問というよりも提案といひますか、させていただきます。

○議長（熊田 宏君） 提案とか要望はできませんので、質問という形でお願ひします。

○1番（富永創造君） では、質問で。

最後の小規模農業振興対策について、第6次まちづくり総合計画の中の事業の部分を見ますと、どうも小さな農家に対する支援、サポート、それに対する事業というのが私には見つけることができませんでした。どっちかというと集団的コミュニティの農家の皆さんとともに里山づくりをする、そういった中での農業の自然環境を快適なものにしようという、それに対する事業というのがほとんどでありまして、小さな規模の農家に対



する支援、たしか水と土の事業というのはあったと思うんですけども、もしかすると、その支援に今回も平成28年度の予算で予算化されておりますが、そういった支援に対する事業の中身をもっと豊かにできないものか、そう考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再々質問に対する答弁をさせていただきたいと思っております。

私も今、まちづくり総合計画の農業に関連する事業の項目を見させていただきました。確かにわかりづらい部分がございます。もう少しわかりやすいような表現の方法等も含めて今後注意を払っていきたいというふうを考えておりますし、また、先ほどから答弁させていただいている内容等についても、もっとわかりやすく町民の皆様にお伝えするような工夫をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、1番、富永議員の再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

(午前11時56分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 鈴木 一 夫 君

○議長（熊田 宏君） それでは、通告4番、6番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目として2点ございます。

まず、第3次矢吹町教育振興基本計画について。平成28年度の重点事業として11事業が示されました。その中から4事業について現況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目、地区公民館管理運営事業でございます。3地区の公民館事業のあり方について方向性を検討するとありますが、具体的に地区公民館職員はどのように企画運営に携わってくるのか。また、町当局、教育振興課でございますが、関与のあり方をどのように想定しているのかをお示しをいただきたいというふうに思います。

2点目、総合型スポーツクラブ事業、文化とスポーツが盛んな町をつくるという政策の大きな目玉事業であります。スタートしたばかりとはいえ、会員数を含め、まず現況をお示しをいただきたい。さらに、スポーツクラブ事業ではあります。文化活動事業とのコラボレーション、また矢吹、中畑、三神、各公民館の地域性

について、定例教室、各種教室における地域性についてはどのように捉えているのかを教えてくださいたいと思います。

3、待機児童解消加速化事業。あさひ保育園の現遊戯室を保育室とし、定員10名増とする計画ではありますが、どの自治体も苦慮している一番の保育士の確保について、対応策についてお伺いをいたします。

4、矢吹っ子供支援事業。ひとり親家庭医療費助成、予算約236万、不妊治療費助成、不育治療費助成、出産祝い金等を含めまして約610万の予算でございますが、この施策が十分に認知をされていないのではないかというふうに感じるわけございまして、その点についてご質問をいたします。さらに、この周知が十分に徹底されていないということにつきましては、広報以外の媒体も積極的に活用し認知度を高めることが必要であり、迅速な対応を求めるものであります。

次に、大項目2番でございますが、平成27年度より実施をしております新たな人事考課制度「矢吹町人材育成考課制度」の検証と、その効果をどのように捉えているのかをお示しいただきたいというふうに思います。

職員の意識向上が見られておりますが、その結果として、町民満足度は果たして上がっていると考えているのかどうかを問いたいというふうに考えております。各階層における画一的な研修以外にも、有能かつ積極的な職員に対してさらなる資質向上を図るべく、人的投資をされたいというふうに感じております。町長の考えを伺います。

1回目の質問は以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、地区公民館についてのおたがいでありますが、平成28年度の組織体制については、第6次矢吹町まちづくり総合計画の目標達成に向けた各種政策、施策、事務事業の効果、効率的な実施と、町民の皆さんにとって便利でわかりやすい組織を目指し、12課を10課に再編する大規模な組織機構改革を実施したところであります。教育委員会においても、少子化に対応し、子育て支援を充実させるため、学校教育課内にあった子育て支援室を分離し、子育て支援課に昇格させるとともに、学校教育課と生涯学習課を集約し教育振興課といたしました。これにより、生涯学習担当職員が中央公民館から本庁舎に異動となりましたが、中央公民館内に職員を2名常駐させ、これまでと同じく利用者の皆様への対応を図っているところであります。

今後の公民館事業につきましては、地区公民館を含め、利用者の皆様が自主的な活動の場として自主的な企画運営により事業を進めることが望ましいと考えております。これは、社会教育の充実のみならず、第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念である協働のまちづくりを進める上でもとても大切な取り組みであると考えております。

また、中央公民館は建築してから42年が経過し、老朽化が著しいことから、矢吹町公共施設等総合管理計画において中央公民館、図書館を含めた今後のあり方について、統廃合を優先的に取り組む必要があるとの方針を示したところであり、今年度は具体的な整備計画を検討してまいります。

なお、現在の状況、今後の方針などの詳細については教育長より答弁させますので、ご理解とご協力をお願い

いたします。

次に、総合型地域スポーツクラブについてのおたただしですが、総合型地域スポーツクラブ、矢吹スポーツクラブが5月18日の設立総会をもって県内88番目のクラブとして誕生いたしました。スポーツクラブの設立は長年の夢であり、設立できたことについてうれしい限りであります。

矢吹スポーツクラブでは、今後、小中学生の競技力向上のための教室や講習会、町民向けの各種スポーツイベントや教室の開催などを通じて、町民がスポーツにより親しみやすい環境をつくっていただき、スポーツの町やぶきの名を県内外に、今まで以上に広めていただきたいと考えております。

また、本町は中畑清氏、千葉麻美氏といったトップアスリートの出身地でもあります。先日、矢吹町名誉町民であり、5月30日に結成された矢吹フロンティアーズ監督でもある中畑清氏にもクラブに入会いただいたとの報告を受けており、矢吹町のスポーツ力向上のためご尽力いただけるものと確信しております。クラブでは、子供たちのスポーツ技術を高めるため、中畑監督、千葉選手を含め、さまざまなトップアスリートから指導、支援をいただける体制をスポーツクラブ事業としてぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

今後とも、第6次矢吹町まちづくり総合計画の政策の一つである「文化とスポーツが盛んなまちをつくりまします」が着実に推進され、スポーツや健康づくりによる豊かな地域社会の実現に寄与する矢吹スポーツクラブの活動について支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保育士確保における対応策についてのおたただしですが、今年度より計画期間が開始された第6次矢吹町まちづくり総合計画において、16の政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちづくり」を推進することを掲げております。この政策は、町内の子育て世帯の流出を防ぎ、また、町外の同様世帯を本町へ誘導し、若年層の人口増加を図るために最も重要なものであると認識しており、さまざまな子育て支援策を実施しているところであります。

中でも、保育園における待機児童の解消は本町のみならず全国的にも大きな課題であり、共働き世帯の子供の保育が強く求められております。本町においても、年度当初こそ待機児童はゼロであります。近年、年度途中より徐々に待機児童がふえる傾向にあり、平成27年度末には最大で24名の児童を待機させる結果となっております。こうした状況を改善するため、あさひ保育園の遊戯室新築及び既存園舎の改修により定員を10名増加させることとし、今議会において関連条例の改正案を上程させていただいているところであります。

しかしながら、こうしたハード面の受け入れ態勢の整備とともに、定員を増加させるため必須となる条件は、まさしく議員おただしの保育士の確保であります。今回の定員増により新たに3名の臨時保育士を募集しておりますが、雇用に当たっての待遇面を向上させ、さらには募集の周知においても幅広い手法を用いるなどの方策をとっており、これまで1名の応募があり、6月より雇用しているところであります。残る2名についても、今後関係機関と連携をとりながら引き続き募集し、確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹っ子応援事業等の認知度を高める対応についてのおたただしですが、各施策の周知方法について、広報やぶきでは、今年度より新規事業で実施する不妊治療費助成、不育症治療費助成については、6月号で制度概要を掲載しております。そのほか児童扶養手当などの施策についても、年間を通して定期的に掲載しております。また、広報やぶき以外の媒体では、リニューアルされた矢吹町ホームページにおいて施策ごと

のページを掲載し、広く周知しているところであります。

今後の子育て支援の情報発信をツールとして、本町の子育て情報を集約し、必要な情報が容易に確認できる子育てホームページの開設やスマートフォン向けの子育てアプリを今年度の早い時期での導入を進めているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、積極的な施策の周知については教育長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、矢吹町人材育成考課制度を初めとする職員育成事業についてのおただしであります。平成26年5月14日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、ことし4月1日より全国の自治体において人事評価制度がスタートいたしました。本町の人事考課制度は「人材育成考課制度」という本町独自の名称のとおり、国が進める能力実績主義を基礎とした人事管理のツールという側面を有するのはもちろんであります。本町では特に職員育成のツールとして人材育成に主眼を置いた制度設計に再構築し、昨年6月に職員への制度説明を行い、7月より試行実施を行ってきたところであります。

「組織は人なり」と申しますが、組織が機能するためには各部署における上司と部下の信頼関係に基づく人づくりが最も重要であります。本町の人材育成考課制度の特徴といたしましては、上司と部下の信頼関係を築く場面、コミュニケーションをとる場面として面談の機会を多く設定しております。3カ月ごとに年4回の面談を行い、平成27年3月に改訂いたしました矢吹町新人材育成基本方針に定められた町職員のあるべき基本姿勢に照らし、自分はできていたのか、できていなかったのかという振り返りを行い、さらに上司の目線からも振り返りを行った上で、面談において適切な指導助言を行うことにより職員に気づきを与え、成長を促す仕組みとしております。これらを基礎資料として、年度後半に上司が部下の評価を行い、その結果を人事管理の基礎とするものであります。

職員おただしの制度検証とその効果につきましては、年間を通した十分な期間がまだないことから、現段階においてご満足のいただける検証結果をお示しすることはできかねますが、職員の意識向上という点につきましては、本町で平成23年度まで実施していた従前の人事考課制度とは異なり、上司が部下を育てる人材育成に主眼を置いている点について、職員のコンセンサスが図られてきたことを実感しているところであります。

具体的には、私も日ごろから職員に申しております挨拶について、職員の挨拶がよくなったと町民の方から言っていただく機会もふえましたし、毎週木曜日に実施しているノー残業デーには一斉に帰路につくようになったほか、組織としての一体感が生まれてきていることなどが挙げられます。この制度により上司が部下をしっかり育てようとする意識が芽生え、また職員一人一人が自分の行動を振り返り、気づき、修正していることのあらわれではないかと感じているところであります。今後も、さらに「役場の職員が変わったな」と町民の皆様にご実感いただくよう推進してまいります。

職員の研修については、現場にて行うOJTを中心として、矢吹町職員研修計画に基づき、職層ごとのふくしま自治研修センターへの派遣研修、希望による専門研修、本町職員を講師として行う自前研修を行っております。また、本町では、単なる年功序列による昇任は行っておらず、監督職、管理職への昇任の際には昇任試験を行っております。ある程度の経験年数が必要となりますが、一定の基準を満たせば早期に受験することができる短期育成試験もあり、積極的な職員がチャレンジし、早期昇任することも可能としております。

地方自治体職員というものは、地方自治法、地方公務員法を初め各種法律や専門的な知識の習得が必要とさ

れるのは言うまでもありませんが、特に役場職員は、老若男女の町民と接し、対話し、説明を果たす能力が問われます。さらには、町を愛し、自発的に地域のまちづくりに参画する姿勢も求められます。このようなことから、本町の職員育成においては、画一的な知識詰め込み型の研修ばかりでなく、町民の目線で自律的に働く職員の育成に取り組んでいるところであります。

これら人材育成考課制度を初めとする職員育成事業を体系的かつ有機的に循環させることで職員の資質向上を図り、町民の福祉向上、町民満足度向上を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、地区公民館についてのおただしであります。現在の地区公民館の事業については、地区公民館長と地区公民館職員が年間の事業実施時期、内容及び必要経費の算出等、事業の概要を企画し、生涯学習係職員が事務的な補助やアドバイスを行いながら事業を実施し、自主的な運営がなされております。また、事業参加者の意見を反映し、各地区の独自性を盛り込んだ事業が計画されており、参加者からは好評を得ております。そのほか、中央公民館の主催事業であることぶき大学、成人式などは、運営委員会や実行委員会を組織し、参加者みずからが企画、運営を行う環境が整いつつあります。

今後の教育振興課のかかわり方としては、多様化が進んでいる生涯学習分野への対応や、学習機会や情報の提供及び学習環境の整備充実を図るため、現状や課題の整理及び文化、スポーツ等の豊かな生涯学習活動を推進するための基本的な計画を策定し、町民の皆様が自主的にさまざまな学習に取り組み、充実した生活を送るための環境を整備してまいりたいと考えております。

また、各地区公民館が事業を行う場合、各地区内の皆様を対象に参加者を募っておりますが、地区にとらわれず柔軟に募集を行うなど、地区を超えた事業に取り組みながら地区公民館の連携を図り、各地区公民館事業の質にばらつきが生じることのないよう支援を行いながら、魅力ある多様な学びの場を提供してまいります。

なお、町長からありました中央公民館と図書館等の今後のあり方として、統廃合を優先的に取り組む必要があるとのことについてであります。現在の中央公民館は老朽化していることや駐車場が狭いことなど課題がありますので、町民の皆様が社会教育、文化芸術の拠点としての中央公民館がより使いやすく安全な施設として、子供からお年寄りまで全町民から一層慕われる施設として生まれ変わるものとなり、さらに図書館機能もあわせ持つものとなれば、まさに生涯学習の拠点となれるものと考えております。町民の皆様のご意見もいただきながら新施設の計画に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合型地域スポーツクラブについてのおただしであります。5月18日に設立いたしました矢吹スポーツクラブの現在の会員数につきましては、一般会員70名、賛助会員27名の合計97名であります。スポーツクラブの事業については、総務・広報委員会及び企画・指導者委員会の専門委員会において、クラブの各種事業

の企画やPR等について協議検討を行い決定されることとなっております。8月下旬に設立記念イベントを開催し、会員及び非会員の皆さんを対象とする定例事業では、中央公民館で行われるスポーツ吹矢、中畑公民館で行われるキッズ遊びの教室、男の専科、主に小学生が対象となる事業として、善郷小学校ではかけっこ教室、中畑公民館ではキッズダンス教室等、種目ごとに事業の開催が予定されております。

スポーツクラブの事業では、クラブ員の要望をもとにできるさまざまな単位クラブとイベント事業、スポーツ教室を行うわけではありますが、町の既存施設を有効に活用し、会員の皆さんを初め多くの町民が集い、楽しむことができるさまざまな事業が展開されることが望ましいと考えております。また、スポーツクラブでは、事業に参加する会員の皆さんへのアンケート調査及びスポーツクラブに直接意見を言うことができる要望委員会の設置が予定されており、会員の皆さんから、スポーツ事業に限らず文化的活動についてもさまざまな意見が反映できる仕組みが構築されており、会員のニーズに合わせた活動が行われることとなります。

スポーツによって心と体が鍛えられ、人を育てることもできます。スポーツクラブの目的である、子供から高齢者、初心者からレベルの高い競技者まで地域の人々が集い、それぞれの目的、レベルに合わせていつでも、誰でも、楽しくいろいろなスポーツができるクラブとなるよう、スポーツ推進委員を初めとする関係者の皆さんとともにできる限りの支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、私からも矢吹スポーツクラブの会員数拡大のため、議員の皆様にもクラブ会員の加入の促進についてご協力いただきたく、改めてお願いを申し上げます。

次に、保育士確保における対応策についてのおただしではありますが、町長からの答弁にもありましたとおり、保育士の確保は保育の受け皿の確保に欠かせないいわゆる絶対条件であるとともに、子育て環境の向上に大きく寄与するものであると認識しております。保育士募集に当たっては、初めに、処遇改善としての賃金単価アップであります。これまでの臨時保育士の時給は877円で、近隣市町村と比較し低い額でありましたが、今回の募集に当たりこれを同じ水準の980円とし、従前より103円、10%以上改善し、待遇向上を図っております。

次に、募集の周知方法の拡充であります。

これまでの募集においては、広報及びホームページでの周知やハローワークへの求人登録にとどまっておりましたが、今回は募集チラシの新聞折り込み、町内のスーパー、公共施設等において募集ポスターの掲示やチラシの配置を行うなど、あらゆる手段を通じて周知を図っております。また、現に保育園や幼稚園に勤務している先生方にも、保育士資格を有しながらも現在働いていない、いわゆる潜在保育士である友人や知人等を紹介していただき、直接コンタクトをとることや、かつて保育園や幼稚園の先生であって退職された職員の皆さんにもご協力をお願いをしている状況であります。これら取り組みの結果、このほど1名の保育士を確保することができ、6月1日よりあさひ保育園で勤務しているところであります。

今後は、これらの取り組みに加え、多くの保育士を輩出している県内の短期大学に直接出向き、保育士資格を取得している卒業生への情報提供についてご協力をお願いするなどし、さらに必要な2名について募集を続け、保育士確保の実現に向け全力を挙げてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹っ子応援事業等の認知度を高める対応についてのおただしではありますが、各施策の周知方法について、役場窓口において相談業務の中で制度周知を行うほか、不妊治療費助成、不育症治療費助成については、福島県が実施する県助成事業の対象者となる方は本町助成事業の対象者となるため、県と連携を図りなが

ら周知を図っております。

町長の答弁にもありました今後の子育て支援の情報発信をするツールとして、これまで各課が発信していた子育て情報を集約し、必要な情報が容易に確認できる子育てホームページの開設について準備を進めております。また、ホームページのほかに、全国的に導入が進んでいるスマートフォン向けの子育てアプリを導入し、妊娠期から就学中の家庭を対象に情報を配信いたします。子育てアプリは、ひとり親家庭医療費助成等や幼稚園及び保育園の入退園等の情報のほか、子育てイベントの情報や利用者が求める情報をすぐに関覧できる仕組みであります。町内にお住まいの子育て世代や移住を考えている子育て世代に向け、本町の充実した子育て支援の情報を発信するツールとして期待しているところでありますので、今年度の早い時期に導入を進めてまいります。

今後も、子育て支援施策を子育て世代の方に届くよう、児童手当の現況届のお知らせや私立幼稚園就園奨励費補助事業など、きめ細かな情報発信をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の地区公民館管理運営事業でございますが、資料をいただいている中で各地区館による講座や研修、芸能祭もあるんですが、講座や研修の充実を図りますというものがございます。平成28年度目標ですね。これについて具体的に何を想定しているのかというのがもし確立されているのであれば、それをお示しいたきたいというふうに思います。

次に、総合型スポーツクラブ事業についてですが、先ほども質問しましたように、スタートしたばかりではございますが、具体的に今、スタートした中で定例の教室ということで、先ほど答弁がありましたように、吹矢教室、キッズ遊びの教室、男の専科、各種教室としてキッズダンスとか健康運動、かけっこ教室とか、スキー・スケート教室も含めてありますが、今後、これから充実をされていくんだというふうに思いますが、まだまだこの教室の種目自体、項目自体が十分にまだ徹底されていないということと、ぜひもっと広い意味でクラブをつくっていただければありがたいというふうに思います。それは子供あるいは広い世代において想定しているわけですから、子供だけではなく、あるいは年配の人だけではなくて、広い世代の方が参加をできるようなクラブをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

保育士の確保については、先ほど答弁をいただきました。980円、なかなか大変だと思いますが、町長、教育長もご存じのとおり、潜在的に保育士の資格を持っているけれども、仕事が大変だ、あるいはそれに見合うだけの待遇が十分ではないというふうにお考えになって二の足を踏んでいる方がいらっしゃるの当然町内にもたくさんいらっしゃいますから、有効な活用といいますか、ぜひ積極的な採用をお願いしたいと思っておりますし、もう一つ、現在の職員とのもちろん兼ね合いがあるんでしょうが、思い切ってもう少し町独自の中で、そういう確保をするために町独自の予算をもう少し組んでみてはいかがでしょうかということをご提案したいというふうに思います。

次に、新規事業の部分でございますが、先ほどこれも答弁がありましたように、子育てのホームページ、子

育てのアプリというふうにおっしゃっていましたが、いかに子供たち、子育てに一生懸命苦勞されている方について矢吹町が一生懸命やっている、どこの自治体も一生懸命やっておりますが、矢吹町はこれだけ一生懸命やっているんですよ、あるいはそのニーズに応えるためにこういうことをしているんですよということをぜひ周知徹底といいますか、特に子育てホームページについては各自治体もかなりつくられていると思うんですが、それを矢吹独自のもの、あるいは「矢吹町、ああなるほど」と言わせるぐらいにご父兄の方が認知できるようなホームページ、子育てアプリを早急に立ち上げてください。よろしくお願いします。

最後に、職員の育成事業についてですが、町長の答弁にもありましたが、年功序列だけではなくて、有能な職員をやはり年功序列の枠を超えて伸ばしてやるべきだというふうに考えます。つまりよく、出るくいは云々とありますが、出るくいは伸ばしてやるべきだというふうに考えております。特に中間層に位置する職員の育成についてはぜひ力を入れていただいて、先ほど答弁がございましたように、短期の昇任もあるということで職員の皆さんに周知をしていただいて、やる気のある方、意識の向上が非常にすばらしい、目覚めている方につきましてはそれなりの待遇、昇進をぜひお考えになっていただいて、職員のやる気を引き出していただきたいというふうに思います。

あと最後になりますが、今回4月からレイアウトが変わりまして、挨拶が非常によくなったと。対応がよくなったというふうにこれは町民の方もおっしゃっていますから、その点について非常に評価をすべきであろうというふうに考えております。ですから、これについては、年功序列はもちろん大事ですし、上司と部下との関係についてコミュニケーションをきちんとやっている、それをさらに発展、伸ばしていきたいという考えのもとで今、答弁がございましたが、ぜひこれを有能な部下について、仕事をやる気がある部下についてはどんどん引き伸ばしていただいて、それがひいては矢吹町民の皆さんの意識の向上あるいは待遇態度につながるわけですから、力を入れて進めていただきたいというふうに思います。

ご答弁よろしく願いいたします。

〔「今の質問は両方ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。残り時間が約8分ですので、町長、教育長、うまく分担して答弁して、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

地区公民館の管理事業ということで、研修講座の充実を図っていただきたい、新たに取組んでいくものについてあるのであれば具体的に述べていただきたいということでございますが、新たに具体的なものということでの取組みについては、私のほうでは存じ上げておりませんので、担当の課長のほうから、もし新たな取組みがあるようであれば説明させますので、よろしく願いいたします。

矢吹スポーツクラブ、さまざまな事業を展開してまいります。先ほども答弁させていただきました。いつでも、誰でも楽しんでいただくということでございますので、老若男女、スポーツを楽しむ方、またスポーツをする機会のない方も含めて、大勢の皆さんにいつでも、誰でも楽しんでいただける、そんな内容に充実を図っ



ていきたいと思っております。まだ5月18日に設立されたばかりでございます。これらについては、議員の皆様にも新しくでき上がったこのスポーツクラブを温かく見守っていただくようにもお願いしたいと思います。

保育士の確保についてのおただしでございますが、待遇面について近隣の町村と遜色のないようにしていくということで今、教育長のほうから答弁させましたが、この後の集まりぐあいを見て、さまざまな手段を講じていくわけでございますが、集まりぐあいを見て待遇、処遇のさらなる改善が必要かどうかについても十分に見きわめながら検討してまいりたいと考えて、万全の保育士の確保、これに力を注いでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

矢吹っ子供援事業、他の市町村に引けをとらないさまざまな支援策というものが矢吹町では実施されていることについてはご案内のとおり、ただ、他の町村で非常に目立つ政策があるとどうしても、矢吹町でいい事業を展開していてもそういったものがちょっと隠れてしまう。その話題性がどうしても小さくなってしまって、矢吹町で何を実施しているかについてが見えにくい状況になってしまうということについても傾向としてはあるようにも認識しております。したがって、さらなる情報の発信ということで、矢吹町が今、実施している内容等について十分に、町内はもとよりでございますが、町内外ということで町外にもさまざまな媒体を使ってPR、情報を発信し、そうした認識を深めていきたいというふう考えておりますので、よろしく申し上げます。

職員の育成については、職員の質の向上が図られてきた、挨拶一つとってもよくなってきたということで、議員の皆様にご理解をいただいている点についてありがたく感じております。この人事考課については、矢吹町独特の人材育成考課制度ということで、中間層、いわゆる中間層と言われる職員をいかに今後、有為な人材に育て上げていくかというのが主眼でございます。先ほども話をしましたように、短期の育成試験ということで、標準で受験をする方と、自分でもっと頑張りたいと、自分で能力を高めながらより住民の役に立てるようなそんな人間になりたいということについては大いに歓迎するものでございますので、そういう職員が徐々にふえつつあるということについても、皆様のほうに報告をさせていただきたいと思っております。

女性の登用もしかりでございます。まだ男性ほど女性のほうの上昇意識というか、上昇志向というものについてはないわけでございますが、今、叫ばれている男女平等の社会、さらには女性の登用ということで、国も県も大々的に今、そうした傾向で努力をしておりますので、町としてもそうしたことについても腐心して力を入れていきたいというふう考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、鈴木一夫議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目は、地区公民館事業の講座や研修の充実ということについてでございますが、1つには、この矢吹町のよさに根差した事業展開をしたいと、あるいは町民の方からいただいている健康体操なども入れてもらえないかというような要望もございましたので、そのようなことを入れて行事を、事業を組んでいくということで

ございます。

2点目の総合型地域スポーツクラブにつきましては、先ほどもちょっとだけ申し上げましたけれども、単位クラブを数多くできればつくっていききたいわけでございます。例えば吹矢クラブというのはほぼもうできつつございます。そういうような、バドミントンクラブとかそういうものをつくっていききたいと。

それから、大きな事業も持ちたいわけですが、8月下旬に今、予定しているのは、プロバスケットボールチームの県内のファイヤーボンズを呼んでイベントを開催したいと。そういうようなことで周知を図り、会員募集を広げていきたい。

3番目の保育士の確保につきましては、待機解消のためには欠かせないことでございますので、これについては本当に力を入れて取り組んでいきたいということでございます。

4点目の子育てについては、本当に苦勞されている保護者がいらっしゃいますので、ぜひそういう方々のためにもホームページを立ち上げたり、そして、アプリを立ち上げたりして、早目に有効な、私どもで行う事業をご理解いただき、そして、少しでも支援を広げていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 町長から課長に振られた件は、今、教育長が答弁されましたが、答弁されますか。

答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長（佐藤 豊君） 6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えいたします。

具体的に地区公民館事業でどのようなものに対して充実化を図るかというようなご質問でありましたけれども、私、考えておりますのは、歴史であったり、自然、健康について充実化を図ってまいりたいと考えております。

矢吹公民館の事業としては、7月に予定しております三十三観音、館山自然ウォーキングというものがあります。また、各地区公民館ではハイキングであったり、あと各地区の芸能祭りというものがあります。その辺、参加者についても拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○6番（鈴木一夫君） 時間がないと思いますので、終わります。

○議長（熊田 宏君） 正解です。残り24秒です。

○6番（鈴木一夫君） どうもありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、6番、鈴木一夫君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告5番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴の方、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、熊本地震に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

まず、私の一般質問でございますが、通告した内容で同僚議員と重複する質問もあると思いますが、私なりの視点で質問したいと思っておりますので、よろしくご答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず初めに、ことしよりスタートいたします第6次まちづくり総合計画でございますが、矢吹町のイメージでもあります「未来を拓く日本三大開拓地、さわやかな田園のまち・やぶき」として進めていくわけでございますが、町の主力産業でもあります農業については、この第6次まちづくり総合計画の中で、さわやかな田園のまちにふさわしい今後の水田農業に対する町の基本的な考え方をお尋ねいたします。

次に、このたび名誉町民である中畑清氏が町のPR大使に就任し、町をPRするに当たり、大変心強い方に就任していただき、私もうれしく思っている一人であります。就任された初年度、いろいろと事業内容が予定されておりますが、町内産の農産物については具体的なPR活動をどう行っていくのか、お尋ねいたします。

次に、都市の住民に自然や風土、地元住民との交流によるグリーンツーリズム事業であります。震災後の平成26年に三鷹市民との田植えや稲刈りを実施し、風評被害を払拭することもでき大変有意義な交流ができたと思っておりましたが、昨年、ことしと2年ほど実施されておられません。今後の事業の取り組み予定はあるのかをお尋ねいたします。

2つ目には、ふるさと納税、寄附金について質問させていただきます。

昨年度の取り組みからふるさと納税、寄附された方に謝礼品を送るようにいたしました。当初の目標額を上回る寄附金があったということで、最終的な納税額、寄附金は幾らになったのか、件数と金額をお尋ねいたします。

次に、寄附された方の希望する活用方法が4つほどありますが、その順位と件数、そして今後の寄附金の具体的な活用はどうするのかをお尋ねいたします。

3つ目には、小学校児童の自転車通学事故について質問させていただきます。

3月定例議会にも自転車通学については質問させていただきましたが、保護者が心配していたように、自転車通学で5月6日金曜日に三神小4年の女子児童が神田西線の道路を自転車で下校途中、路面に砂利があったために滑って転倒し、左手小指球を骨折した事故が発生いたしました。全治1カ月程度で大事には至りませんでした。2週間後に運動会があり、私も出席して見学しておりましたが、骨折した左手の影響で思うように走ったりすることができなかつたようでございます。まず、安全な通学路の確保と早急な歩道の整備はどうか。次に、自転車通学の交通安全の指導は定期的に行っているのか。また、今後は町内の各小学校の全児童を対象としたスクールバスによる通学の運行の対応はできないのかをお尋ねいたします。

4つ目に、県指定史跡、鬼穴古墳の修復についてお伺いいたします。

鬼穴古墳につきましては、私があえて説明しなくてもおわかりだと思いますが、県指定文化財であり、県内では数少ない貴重な両袖式の性質が比較的良好に残されており、直径30メートル、高さ4メートルの円形古墳でございます。県内の横穴式石室を持つ円墳としては大きいほうであり、しかも数少ない両袖式石室が比較的よ

く残っており、県内でも須賀川市蝦夷穴古墳とともに横穴式石室を持つ後期古墳で、7世紀前葉の代表的なものとして認められております。この鬼穴古墳は1号墳であり、すぐ西側の林の中には2号墳があります。2号墳は墳丘は良好に残っており、西側に浅い周溝が残っていますので、こちらも当然、横穴式石室があるかと思われておりますが、現在までも未発掘の状態でございます。

この貴重な遺跡ではありますが、大震災から5年が経過したいまだに修復されておらず、今年度ようやく調査費がついたようでございますが、他の市町村でも大震災による指定史跡の修復調査にこれほどの期間が要するのか、また、おくれた理由も含めてお尋ねいたします。

また、用地の持ち主から調査の同意は得られたのか。調査は誰が、いつごろから実施するのか。調査が終了し、被害の状況や被害額はいつわかるのか。修復とあわせて史跡公園への整備はできないのかをお尋ねいたします。

以上、4項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

（午後 1時49分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2時02分）

---

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、第6次矢吹町まちづくり総合計画の農業振興についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では「農業が元気なまちをつくります」の政策を掲げ、「農業の担い手の育成」、「農業生産基盤の充実」、「農山村環境の整備推進」の施策により、基幹産業である農業の振興を進めてまいりたいと考えております。

さわやかな田園のまちとしての水田農業に対する施策の考え方ではありますが、水田台帳によりますと、農家戸数は1,015戸、水田面積は約1,400ヘクタールとなっており、水稻は町の中心的作物であり、水田が有する多面的機能を高める取り組みや水田をフルに活用した農業者の所得向上の対策が必要であると考えております。このため、町では国が進める米政策について農業者が積極的にかかわることができるよう、作付前の2月の段階に米政策や農業農村政策の説明会を開催し、情報提供を行ったところであります。また、その対策の柱は、転作の達成による米の直接支払交付金等の経営所得安定対策への加入となりますので、平成26年度の加入者616名、平成27年度の加入者620名を上回るよう、今年度はさらに多くの農家の皆様に加入していただくため、町内両JAや関係機関と連携し、推進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、主食用米にかわる新規需要米、中でも飼料用米やWCS用稲、ホール・クropp・サイレージの推進が重要であると認識しておりますので、町としても振興作物として位置づけを行い、上乘せ助成を行いなが

ら積極的に推進してまいりたいと考えております。

今後も、町内両JA及び関係機関と連携を図り、さわやかな田園のまちとしてふさわしい水田農業対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中畑清氏が町PR大使に就任し、今年度の具体的なPR活動についてのおたただしであります。先般、5月30日に記者会見を行い、名誉町民である中畑清氏に矢吹フロンティアーズの監督、PR大使に就任いただくことになりました。矢吹フロンティアーズにつきましては、矢吹ヶ原の開拓開始から80周年、羽鳥ダム完成60周年の節目の年に立ち上げたプロモーション事業であり、町民一人一人がプレーヤーとなり、町全体をチームと見立てて「開拓のまち・矢吹町」を広くPRするために結成したものであります。キャッチコピーは「フロンティア絶好調！」であり、中畑監督らしく、プレーヤーである町民の皆様が何があってもめげず、前を見て元気にプレーできるよう、今後はこのキャッチコピーをさまざまな機会において使用し、PR事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

おただしの今年度の具体的な農産物のPR活動であります。今年度は具体的には3つの事業展開を予定しております。

1つ目は矢吹町PRビデオの活用であります。このPRビデオは、中畑監督のほか農業者の方にも出演いただき、スコップを開拓の象徴として、町オリジナルの「開拓のうた」に合わせ、農業を初め暮らしに対するひたむきさ、日常のフロンティア・スピリッツを伝える内容となっております。このため、このPRビデオにおいては、ホームページ、ユーチューブでの発信や町内公共施設での放映のほか、さまざまな県内外でのイベント等で放映し、「開拓のまち・矢吹町」をPRしてまいりたいと考えております。

2つ目は情報誌の発行であります。この情報誌は、日本三大開拓地の歴史に触れるとともに、開拓地の土壌で生産された農産物等を紹介しております。この情報誌を今後、県内の主要な公共施設や民間施設において配布し、PRをしていきたいと考えております。

3つ目は、野球をモチーフにしたPR事業の展開であります。例えば、農産物でも最もよい旬の野菜は、野球で言うとエースになります。このようなチーム編成を行いながら、スポーツ紙面を飾るような「エース登場」や「抑えの切り札」などのコピーを使うことでPRしていくことを検討しております。

このように、中畑監督にはPR大使として「フロンティア絶好調！」のかけ声のもと、矢吹フロンティアーズがチーム一丸となり、農産物を初め、観光・まちづくりを含めて、全国に「日本三大開拓地・開拓のまち・矢吹町」を発信していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、グリーンツーリズム事業についてのおたただしであります。本町では、平成18年度から平成22年度まで本事業を実施しており、東日本大震災以降は、平成26年度に三鷹市民を対象にした田植え、稲刈り等の農業体験、グリーンツーリズム事業を実施いたしました。平成26年度の事業については、三鷹市・矢吹町の姉妹市町締結50周年の記念事業として、「矢吹ぐるぐるNowk e r s」が事業主体となり、神田地区の圃場において5月の田植え、酒蔵体験、10月の稲刈りの内容で実施いたしました。

しかし、80名の募集を行いました。実際に田植え、酒蔵体験に参加した方は7名、稲刈りに参加した方は15名でありました。開催前には三鷹市に協力を依頼し、各住民協議会に募集チラシを配布したほか、過去のグリーンツーリズム事業に参加した三鷹市民の方を対象に直接募集チラシを配布いたしました。東日本大震災

後、原発事故後初めての開催であったことから、放射能に対する心配や周知が十分でなかったことが参加者が低迷した原因と考えております。

その一方で、今年度も実施しました田んぼの学校では、大桃美代子校長先生を初め、東京農業大学の長島孝行教授、学生15名が参加し、善郷小学校の5年生の子供たち、中畑小学校の5年生の子供たちとともに多数のマスコミにも取材していただき、県内外に矢吹産農産物の安心・安全のPRができております。

このようなことから、グリーンツーリズム事業については、過去の事業を検証し、より効果的な事業となるよう協力体制を構築するとともに、農産物の風評被害の払拭、矢吹産農産物の安心・安全のPRのためにも事業の再開を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてのおたただしであります。ふるさと納税の返礼品の取り組みにつきましては昨年9月から実施しておりますので、9月から現時点における寄附の状況について答弁させていただきます。

初めに、6月3日時点での寄附金の件数と寄附金の総額につきましては、寄附件数603件、寄附金の総額は1,989万1,000円となっております。内訳といたしましては、1万円未満は4件、1万円以上2万円未満が233件、2万円以上3万円未満が175件、3万円以上5万円未満が74件、5万円以上10万円未満が55件、10万円以上が62件となっております。

次に、寄附された方が希望する活用方法についてであります。最も多かったのが「ふるさとの未来を担う子どもの教育・育成対策事業」で307件、寄附金1,048万6,000円、次に多かったのが「ふるさとの自然・環境の保全に関する事業」で160件、寄附金461万7,000円、続いて、「動物の愛護及び管理に関する事業」で47件、寄附額121万6,000円、その他は89件で寄附額357万2,000円でありました。

次に、今後の寄附金の具体的な活用方法についてであります。平成28年度当初予算におけるふるさと思いやり基金の充当状況については、小学校教育振興運営事業に100万円、中学校教育振興運営事業に50万円、フラワーロード・花いっぱい事業に80万円、西側地域里山づくり事業に60万円、動物愛護活動事業に60万円、総額590万円の充当予定となっております。

ふるさと納税につきましては、返礼品の価格の割合は寄附額に対し5割としており、今後も返礼品の充実が課題となっておりますので、魅力ある返礼品のラインナップを行いながら、早い段階でカタログの改訂作業を行い、9月には新しいカタログでのふるさと納税をスタートさせたいと考えております。

なお、今年度の寄附金の目標は1,000件、寄附金総額は5,000万円としておりますので、目標達成に向けて関係団体等と連携しながら全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小学校児童の自転車通学事故についてのおたただしであります。今回事故が発生しました神田西線は、三神小学校の正門及び三神公民館に接続されている通学路であります。歩道が整備されていないことから、三神小学校児童を含む歩行者、自転車利用者等の安全確保を図るため、平成22年度より社会資本整備交付金事業により車道の拡幅並びに歩道整備に着手しているところであります。平成27年度末において、全体延長1,100メートルのうち、神田集落から約270メートルの位置まで歩道整備が完了、平成28年度につきましても約150メートル程度の歩道整備を予定しております。

神田西線は、県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線を結び、石川・白河方面と鏡石・須賀川方面をつなぐアクセス道路としての交通量も多く、三神小学校及び三神幼稚園の児童、園児の重要な通学路として早急な歩

道整備が必要な重要路線であると認識しております。

今後につきましても、社会資本整備総合交付金により確実に財源を確保しながら、道路を利用する三神幼稚園、三神小学校の子供たちの安全・安心の確保のため、一日も早い全線の歩道の整備、道路拡幅の事業完了を目指し、事業を推進してまいりたいと考えております。また、あわせて、今後も教育委員会や交通安全団体等の関係機関と連携を図り、交通安全の指導及び啓発に努め、安心・安全なまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては教育長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、安全な通学路の確保と早急な歩道の整備についてのおたがしであります。事故状況につきましては、平成28年5月6日午後3時25分ごろに、三神小学校の4年女子児童が、現在歩道整備が継続して行われている神田西線を小学校から神田方向に向かう途中の交差点付近において児童6人で自転車の集団下校中、学校から坂道を下り、緩やかな左カーブを曲がろうとしたところ、ふだんよりスピードが出ていたためカーブを曲がり切れず、ガードレールに衝突し、転倒したとの報告を受けております。その際、左手を自転車のハンドルとガードレールの間に挟み、診断の結果、左手甲の圧迫骨折となり、現在も通院しております。

教育委員会では、事故後の5月10日に事故現場を含め学校付近の通学路状況の点検を行い、スピードに注意すれば安全であることを確認いたしました。また、三神小学校には再発防止に向けて指導を行うよう指示し、事故後、全校児童に対し2度にわたり交通安全について指導を行っております。

通学路の危険箇所の対策としましては、小学校ごとに危険な交差点、丁字路及び交通量の多い箇所について、児童に安全な通行の仕方を指導するとともに、のぼり旗や看板等でドライバーへの注意喚起を図るなど、交通安全の啓発活動に努めております。通学路安全点検の実施状況につきましては、学校とPTAが毎年通学路点検を実施し、危険箇所の把握を行っていることに加え、台風などの強風時や降雪時は町及び教育委員会でも通学路の状況確認を行っております。

しかしながら、各学校の指導や対策だけでは対応が困難な通学路の危険箇所については、矢吹町通学路安全推進会議を平成24年度に新たに設置し、関係機関が連携を図りながら子供たちへの安全対策を講じております。今後も引き続き学校、地域、保護者の連携を図りながら危険箇所の情報の収集に努め、児童生徒の通学路の安全確保に向け、危険箇所の解消、改善を進めてまいります。

次に、自転車通学の交通安全の指導についてのおたがしであります。各小学校では毎年、交通安全教室を実施し、交通事故の危険性や命の大切さについて児童たちに指導しており、自転車の乗り方や事故防止のための注意事項の指導を小学3年生以上を対象に実施しております。また、各小中学校では年度当初に自転車の安全運転を指導しておりますが、5月に県南地域において児童生徒が巻き込まれる交通事故が発生したことから、注意喚起を図るため、教育委員会から各学校へ全校集会等で改めて交通安全の指導を行うよう通知をしたとこ

ろであります。各学校及び教育委員会では、町の宝である子供、児童生徒の安全確保について最優先に考え、事故の未然防止に努めてまいります。

次に、スクールバス通学の運行対応についてのおたただしですが、町内各小学校のスクールバス通学につきましては、善郷小学校を除く3小学校において、おおむね3キロメートル以上の地区でバス通学を希望する4年生以下の児童を対象にスクールバスを運行しております。今回事故に遭った三神小4年の女子児童につきましても、スクールバスの利用申請によりスクールバスで通学できる状況にありましたが、友達と一緒に自転車通学を希望したことから、スクールバスの利用申請をしていない状況でありました。

今後も、各小中学校等における安全な自転車通学について、具体例を示しながら指導を徹底するとともに安全対策に万全を期し、このような事故の発生防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、鬼穴古墳の修復についてのおたただしですが、初めに、鬼穴古墳の修復がおくれた主な理由につきましては、本町には文化財保護に関する専門の職員がおらず、調査を全て福島県教育庁文化財課に依頼していたため、復旧計画等の作成が思うように進まなかったことが理由の一つとして挙げられますが、今年度は県との協議を十分に行い、復旧計画等の作成に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

では、用地の持ち主から調査の同意が得られたのかのおたただしですが、現在、現地立ち入り調査の日程等につきましては県と調整を行っているところであり、地権者との協議は実施しておりません。

なお、6月中には県との協議が調うことから、地権者を訪問し、早急に同意を得たいと考えております。

次に、調査の実施についてのおたただしですが、今回の現地立ち入り調査につきましては、民有地内に存在する埋蔵文化財の包蔵地の範囲を確定するための試掘調査を行うこととしております。試掘調査については、県指定文化財であること、また、調査には専門的な技術、知識を要することから、県の技術支援を受けながら町において実施してまいりたいと考えております。実施の時期については県と協議中であり、具体的なスケジュールは決まっておりませんが、早急に試掘調査に入りたいと協議しているところであります。

次に、被害状況及び被害額についてのおたただしですが、平成28年度に予算計上した調査費については、文化財の範囲を確定させるための試掘調査費であり、今回の調査をもとに用地取得に向け地権者との協議を進めていくこととなります。

古墳の修復については、今後、石室内の測量等を行うとともに、復旧方法について県と協議する必要があるため、具体的な被害状況や被害額が確定される復旧計画を作成するには別途調査を行う必要があり、時間を要することとなります。

最後に、修復とあわせて史跡公園への整備はできないのかのおたただしですが、このことにつきましては慎重に検討しております。鬼穴古墳は、県内の横穴式石室を持つ円墳としては規模が大きく、しかも数少ない両袖式石室が比較的良好に残っており、県指定文化財にふさわしい町の貴重な文化財であります。

今後、修復には多額の費用と期間が必要と予想されますので、有利な補助金などの財源について調査しながら、用地取得、修復にあわせ、議員からご提案のありました史跡公園の整備も含め復旧計画等の策定について検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。



○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 再質問をさせていただきます。

答弁は何分ぐらいですか。10分ぐらいですか。

○議長（熊田 宏君） 10分弱です。

○5番（薄葉好弘君） では、答弁のほうは端的明瞭にお願いしたいと思います。

まず、先ほど中畑清氏のPR大使の活動の内容が答弁されましたが、その中で情報誌なんですけれども、実質、具体的な項目、内容、あと年に何回ほど発行していくのか。あと、どこら辺に配布するのか、それもあわせて答弁をお願いしたいと思います。

あと、ふるさと納税でございます。かなり昨年金額が、603件ということで1,989万というふうな金額が寄附されたというふうなことでございますが、2番目のふるさとの自然・環境の保全に関する事業にも160件で460万ほど希望しているというようなことでございますが、この自然・環境保全に関する事業の中で史跡も項目の中に含まれておったと思いますが、私が先ほど質問した鬼穴古墳の修復にもこれが使えないかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

それと、小学校児童の自転車通学事故でございますが、定期的な安全指導は行っていると思いますが、実際に大人がその通学路を自転車に乗って歩いてみて、こういうところが悪いとかという判断をしているんだかどうか。ただ単に歩いて見てきて、ああ、ここが悪い、ここがだめだとかというふうな判断じゃなくて、やはり子供の目線、児童の目線になって、自転車に実際に大人が乗ってみて、実際その区間が大丈夫かどうかのそういうふうな点検活動も行っているかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

あと最後に、鬼穴古墳の件で、私もう何回か質問して、あつという間に5年がもう経過してございます。いろいろ今、教育長からも大変すばらしい古墳であるのはわかっておりますがなかなか進んでおらないということで、これは須賀川の蝦夷穴古墳の震災報告ではある程度進んでやっていると。あと、福島県でも2013年、平成25年3月に国・県の文化財が148件の報告があつて6割ほどは終了していると。2年間で6割終わっているんですね。だけれども、何で矢吹町がこんなにおくれているのか。だから、2年後の県の報告過程では実質どういうふうな報告がされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、この鬼穴古墳を所有しております真興製作所でございますが、町部局では当然ご承知と思いますが、2007年、平成19年6月5日に不法投棄によりまして、古墳敷地内に製造過程で出た金粉まじりの土などの産業廃棄物が全体で3,000トン不法投棄され、社長以下役員が逮捕されており、会社ぐるみの不法投棄ということでございました。この時点で、鬼穴古墳の維持保全からすれば古墳の土地を購入するというようなことを町としては考えなかったのかをお尋ねいたしたいと思います。

以上、再質問でござるほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、矢吹フロンティアーズ、中畑清さんに関連する件とふるさと納税について答弁をさせていただき、自転車事故と鬼穴古墳については教育長のほうから答弁させることでよろしいでしょうか。

○5番（薄葉好弘君） はい。

○町長（野崎吉郎君） まず、1点目の中畑清氏の情報誌、具体的な内容について、年何回、誰に、どんな場所にというようなお尋ねでございました。今、トラベルイン矢吹ということで、こうした情報誌を作成の過程でございます。おおむねでき上がっているんですが、先日、5月30日に記者会見をした際に中畑清さんのインタビューも含めて最後のページに載せる予定になっております。したがって、それらができ次第、議員の皆様にごできるだけ早い時期に情報誌を発行したものを配付したいというふうに思っております。

ただ、年何回という話になりますと、非常に予算的な問題もありまして、現在は今年度の発行だけということで考えております。中身については、矢吹町の観光地、さらには文化財、歴史的な背景も含めてさまざまな内容が載った内容になって、非常に読み応え、そして情報を発信する力が備わった情報誌、タウン誌だと思っておりますので、大いにこの情報誌、タウン誌を活用しながら矢吹町のPRを図っていきたく思っております。

ふるさと納税の件につきましては、大きな項目4つほどあるんですが、その中のふるさとの自然・環境の保全、鬼穴の古墳と関連づけて薄葉議員のほうから再質問ございましたが、このふるさと納税のふるさとの自然・環境の保全に鬼穴古墳の修復ということでの予算の流用については可能だというふうに私自身は判断しておりますので、なお、これらについて具体的な予算措置については、町のほうで十分に教育委員会と相談しながら、協議をしながら、そちらのほうの予算のほうに充当できるような対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、5番、薄葉議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 町長、パンフレットを配布する範囲についても質問されているので。

○町長（野崎吉郎君） これらについては、できる限りの場所に、もちろん議員さんもそうですし、学校、観光、役場のほうの関連施設、さらには駅舎等々、主要な場所にも配布してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。つけ加えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目の自転車通学路上における交通事故に関してでございますが、そういう自転車通学をしているところを大人の目で、大人が自転車で通学路点検を行っているかということについてのおたがしでございますが、そのような点検はこれまで行っておりませんでした。それで、三神小学校の教員はそういうところを特に今回も歩いて、実際にその場所に行って点検をしたりしておりました。また、時々といいますか、その路上のごみ等のないように整備等も行っているという報告は聞いております。

それから、2点目の鬼穴古墳についてでございますが、まず1点目の民間の所有地といいますか、その経営

者は当初、貴重な古墳であることは十分承知していると。そのことを承知しながら、町ではなく自分の会社で保持していきたいというような意向があったというふうには聞いております。

なお、この鬼穴古墳の被災については、県の担当者も一、二度見に来ていただいておりますが、多くの県指定のものが6割ぐらい修復等は済んでいるということでございますけれども、実はこの鬼穴古墳については、県の担当者も見て、これをもとに復するとすれば相当な費用を要しますよというようなこともあって、県のほうも具体的なその後の動きが十分でなかったということにつながっているというふうに思います。

なお、今年度はそういうことなく、一步一步前進をして修復に向けての準備に入っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 教育長、すみません、土地の取得は考えなかったのかという質問があったので。

○教育長（栗林正樹君） では、それについてもう一度申し上げますと、民間会社の経営者は貴重な古墳であることは十分承知しているということで、町では当初は購入といいますか、あるいは譲っていただくとかそういうことも検討していたわけですが、経営者からそのようなお話があったというふうに当時の生涯学習課長から聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○5番（薄葉好弘君） 答弁、何分あるんですか。

○議長（熊田 宏君） 3分30秒です。十分あります。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 再々質問をお願いいたします。では、3分ちょっとで答弁をお願いします。

先ほども言いましたように、鬼穴古墳の不法投棄があったというのは町で実際にどのように考えているのか。貴重な遺産のところを実質3,000トンですよ、3,000トンのそういうふうな不法投棄がされて、その回収を行った際に、鬼穴古墳の南側にあった羨道が壊されています。実質、南側のほうに向いてずっと羨道があったんですね、そこがブルで押ししたりしたので壊されているというふうなことを聞いておりますが、実質、そういう段階で壊されてもいるのに購入とか、そういうふうな要請もしなかったのかどうか。あと、名古屋のこの真興製作所に行って、町として一回接触したり話はしているんだかどうか。それも含めて答弁をお願いいたします。

せっかくの遺産なんですけれども、何か町のほうで、教育委員会のほうでも価値観がちょっと私と違うんだかわからないんですけれども、そういうことがあれば当然、維持保管するのに購入して、町の所有として維持管理しようという気持ちがないのか、そこを再度伺いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 再々質問にお答え申し上げます。

民間会社に出向いてそういうことについて協議していたかということについては、その当時は協議はしていたという報告は受けておりませんので、していなかったというふうに考えております。今回は早急に相手方と

協議をしてみたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問を打ち切ります。

お疲れさまでした。

---

◇ 大 木 義 正 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告6番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。また、お忙しい中、傍聴においでくださいました皆様には心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

質問に先立ちまして、このたびの熊本地震において亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。また、一刻も早く復旧・復興できますように心から願っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。既に5人の同僚議員が質問に立っておりますので、質問内容が重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、東電に対する町の損害賠償請求についてお伺ひいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求は、福島県はもとより、県内の各自治体でも東電に対して独自の試算をもとに損害賠償を求めております。この問題に関しては、平成25年の9月議会においても質問させていただきましたが、そのときの町長の答弁内容は、平成24年3月31日までの分として、一般会計1,037万3,000円、特別会計457万4,000円の合わせて1,494万7,000円を第1回目の請求として平成25年2月4日に東電に対し行っており、年内にも第2回目の損害賠償請求を提出する予定であるとの答弁がありました。また、平成25年9月時点での東電からの損害賠償に対しての支払い額はゼロ円であるが、今後も東電に対しては全額賠償を求めていくとの町長の答弁であったと記憶しております。

しかしながら、町が第1回目の損害賠償請求を提出した平成25年2月4日から既に3年4カ月が過ぎようとしておりますが、損害賠償が東電から町に支払われたという報告は、私の記憶ではありません。もしかしら私が見落とししたり忘れてしたのかもしれないので、改めてお伺ひいたしますが、町としてこれまでに東電に対して請求している損害賠償の金額とその内訳、また、これまでに東電が町に対して支払った損害賠償金額とその内訳をお伺ひいたします。

新聞報道等によると、損害賠償している自治体と東電との認識や考えに大きな差があり、順調に進んでいないと報じております。県を初め幾つかの自治体はADRへの申し立てを行っております。町として今後、ADRへの申し立ても含め損害賠償に対する取り組みをどう進めていくのか、お伺ひいたします。

次に、道路整備の進め方についてお伺ひいたします。

町の中心市街地やその周辺、また、主要な町道については舗装整備は進んでおりますが、住宅が少ない地域や農道として使われている地域の町道や農道はまだまだ舗装されていない道路が数多くあり、近隣の市町村と

比較しても矢吹町はおくれているという思いを感じております。そんな中、10年くらい前から進めている現道舗装事業は地域住民からも好評を得ており、1年間に8路線から10路線程度のペースで事業が進められてきたと認識しておりました。私も、各地域から道路整備について相談された折には、拡幅を伴う道路整備よりも現道舗装としての陳情のほうが早期に整備される可能性がありますという提案をしてきました。期待どおりに現道舗装された道路がふえてきて、このペースで進んでいけば、おくれていた道路の舗装化がかなり進むと確信しておりました。

ところが、最近になって、国からの予算がつかず、現道舗装に関しても思ったように事業を進めることが難しくなってきたと伺いました。しかしながら、現道舗装に関してはこれまでも多くの陳情が寄せられており、今後も多くの行政区から陳情が上がってくるのが予想されます。これらの要望に応じていくためには、以前のように1年間に10路線程度のペースで事業を進めていくことが望ましいと考えるが、これからの展望を伺います。また、国の予算が削減され、道路事業に対する補助金を確保することが厳しくなる中、どのように予算を捻出してこの事業を進めていく考えなのかも伺います。

次に、子供の虐待についてお伺いいたします。

全国的にしつけのためという理由で親が子供を虐待するケースがふえてきており、大きな社会問題となっております。また、何の理由もなく、大人の都合や感情で子供が虐待を受けるケースも目立ってきております。虐待は子供にとっては心の中に大きな傷として残り、その子の人格や人間形成に悪い影響を及ぼします。また、場合によっては、子供の生命にかかわる大きな事件に発展することも考えられます。私は、せめてこの矢吹町からは絶対に虐待される子供を出してはいけないという思いから質問を通告させていただきました。

しかし、残念ながら通告してから3日後に、この町の47歳の父親が3歳の息子の腹部を足で蹴ってけがをさせたとして警察に逮捕されるという事件が起きてしまいました。まことに残念であります。二度とこのようなことが起こらないように、隣近所、保育園、幼稚園、小中学校が連携しながら虐待から子供を守っていかねばなりません。

そこでお伺いいたしますが、矢吹町において子供に対する虐待や虐待が疑われると思われるケースは現在どのくらい報告されているのか。また、どのような方法で調査をし、確認をとっているのか。子供を虐待から守るために現在取り組んでいることと今後の取り組みをどう進めていくのか、お伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求についてのおたただしであります。これまでに東京電力に対して請求した損害賠償の金額は1億6,173万6,000円となっております。主な内訳内容については、職員人件費等1億2,001万5,000円、教育施設維持管理費用1,853万6,000円、食品自主検査費用768万円、応急仮設住宅維持管理費用441万3,000円、入湯税減収分339万4,000円、風評被害対策費用326万5,000円、水道使用料減収分251万円、汚泥等測定検査費用63万1,000円となっております。

これまでに支払われた損害賠償の金額は947万8,000円となっており、内訳内容については、食品自主検査費用499万円、入湯税減収分339万4,000円、応急仮設住宅維持管理費用86万3,000円、汚泥等測定検査費用23万1,000円となっております。

次に、今後、ADRの申し立ても含め損害賠償に対する取り組みをどう進めていくかについてのおたがしであります。本町では、平成23年度から平成26年度までの4カ年分の損害賠償請求を既にしており、一日も早い支払いへ向けた協議を幾度となく重ねております。平成27年度分以降につきましても、事故に起因する損害については、引き続き漏れなく損害賠償を求めてまいります。また、要望活動としましては、原発事故以降、西白河地方4町村の合同により毎年継続して実施しており、本年2月にも東京電力本社及び国に直接出向き、自主的避難等に係る賠償も含め対応を求めてきたところであります。

今後、支払いの長期化が続くようであれば、早急な対応を求める手段として、町単独での要望活動、さらにはADR申し立ても視野に入れ、県及び近隣市町村等の動向にも注視しながら進めてまいる考えであります。いずれにしましても、第一に町民の利益となるよう行動すること、継続することにより誠意ある対応を強く求めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道整備の進め方についてのおたがしであります。角田議員への答弁と重複いたしますが、生活道路整備事業の中で、砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事については平成17年度から事業を開始し、年間約8路線の整備を進めており、事業開始から11年が経過した現在においても非常に住民満足度の高い事業であると認識しております。

これまでの道路整備要望件数は、平成28年3月末現在、158路線の要望があり、そのうち整備済み路線数は98路線、未整備路線数は60路線であります。また、平成25年度より事業を開始しました、農村部を中心に整備を進めている、農林水産省の補助事業である農業基盤整備促進事業の整備状況につきましては、平成25年度の交付率は100%で5路線を整備、さらに平成26年度は交付率75%で同じく5路線の整備を実施しております。平成27年度につきましては、交付金要望額1,800万円に対し、交付率10%の180万円であり、1路線のみの整備にとどまっております。年々交付率が低下する中、平成28年度につきましては、国の事業不採択となり、配当がなされず、本事業の継続が非常に困難な状況となっております。

なお、生活道路を中心とする現道舗装工事につきましては、町の単独事業でもあり、現在の厳しい財政状況により、平成27年度は3路線の整備にとどまっております。平成28年度の事業につきましても、厳しい財政状況を鑑み、松倉地区1路線の継続路線の完成を最優先に、新規路線の採択を見送ったところであります。

議員ご指摘の今後の見通しにつきましては、現時点では非常に厳しい状況ではありますが、緊急性等を含め優先順位を見きわめながら、事業着手に時間を要する路線については、敷き砂利等の維持管理の強化を図るなど、住民の皆様へ安全で安心な生活環境を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道路整備の予算確保についてのおたがしであります。町といたしましても、道路拡幅を行わない現道舗装整備事業につきましては、砂利道の解消はもとより、児童生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できるため、非常に住民満足度の高い事業であることは十分に認識をしているところであります。議員おたがしのとおり、予算の削減により住民の皆様の要望に対し十分に答えることが困難な状

況であります。

今後につきましては、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から再度調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境を提供できるよう、国や県に対して交付金の要望活動を行うとともに、例えば計画的な財源の確保として昨年度創設した公共施設等整備基金に積み立てを行うなど、限られた財源の範囲内での整備を計画的に進めるとともに、町全体の財源配分についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、大木議員の質問にお答えいたしますが、答弁に入る前に、今日6日、本町において父親が3歳の息子の腹部を足で蹴り、全治1週間の軽傷を負わせた傷害容疑で逮捕された事件につきましてはまことに遺憾なことであります。このような事件が再発しないよう児童相談所と関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、大木議員への質問にお答えいたします。

初めに、児童虐待の状況についてのおただしですが、近年、子供が虐待を受け、命を失ってしまうという痛ましい事件が全国で年間約50件起きております。また、虐待を受け、苦しんでいる子供たちがふえ続けております。このような事件が起きないようにするための取り組みとして、本町では、保護者のいない児童や保護者が適切に看護できない児童等への適切な保護や支援を図るため、児童福祉法に基づき、平成18年9月に保護が必要な児童への対策として矢吹町要保護児童対策地域協議会を設置し対応してまいりました。この協議会では、要保護児童等の事案について虐待防止の共通理解と情報の共有を図ってまいりました。また、必要に応じて児童相談所への通告、送致を行ってきたところであります。

児童虐待には身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、いわゆる育児放棄があります。これらの虐待件数は、平成19年度に比べ、平成26年度で全国において2.1倍、福島県では1.5倍、本町では1.4倍に増加している現状であります。虐待に至る背景としましては、経済的に厳しいといった貧困世帯、ストレスを抱えた家族がふえたことに加え、アルコール依存や精神疾患、再婚、再々婚により家族関係が複雑になっていることや、核家族化による家事、育児方法が継承されない環境などが考えられます。そのため、協議会を中心に関係機関と連携を密にし、虐待の未然防止に取り組むため、年間を通して研修やそれぞれの事例に基づく対応策の検討を行っております。

なお、本町の要保護児童等の状況につきましては、平成25年度の35件をピークに平成26年度29件、平成27年度は16件となっております。その内訳は身体的虐待7件、心理的虐待1件、ネグレクト2件、その他として養育問題等で6件となっている状況でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供を虐待から守るための取り組みについてのおただしですが、先ほども答弁いたしました。平成18年度に設置した矢吹町要保護児童対策地域協議会は、町内の幼稚園、保育園、小中学校、そして警察署、保健福祉事務所、児童相談所、障害児相談支援事業所、民生児童委員、庁内の関係課と教育振興課、子

育て支援課から構成されております。協議会では、さまざまな角度から児童を見守り、情報等を共有し、保護を要する児童等への対応、対策を検討協議しております。

この協議会の構成機関の代表者から成る代表者会議を年に2回、そして実務者会議を年4回開催し、ケース1件ごとに進行管理を行い、要保護児童等を地域で見守る体制を構築しております。対象となる児童等の生活環境や人間関係などについて情報共有と適切な支援のあり方について研修するとともに検討協議をしております。そして、構成メンバーのそれぞれの立場からの意見交換や果たすべき役割の確認と対応後の評価等を行うなど、1件ごとに具体的な協議を重ね、よりよい支援のあり方を求め、虐待防止を初め児童等一人一人のよりよい成長を目指して取り組んでいるところであります。

また、児童虐待の防止等に関する法律により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに通告しなければならないこととされております。また、地域住民、幼稚園や保育園や小中学校など、そして児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係ある団体及び職員等も、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされております。

このようなことから、協議会では、児童虐待対応への研修を重ね、虐待と思われる児童等を発見した場合は直ちに教育委員会へ通告することの大切さを共通認識のもとに確認し、啓発を行っております。そして、この通告は支援の始まりと考え、全国的に相次ぐ死亡事件のように虐待が深刻化する前の段階で家庭訪問や母子保健指導など関係機関と連携し、早期発見、早期対応を行っております。

今後も、子育て支援課を中心に教育振興課、幼稚園、保育園、各小中学校、そして関係機関が連携を密にし、子供や家庭を地域で支え、そして支援していくことを第一に協議会を運営し、要保護児童等への適切な支援を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 教育長、すみません、虐待の事実の確認方法についても質問されたので。そこに書いていないですか。

○教育長（栗林正樹君） わかりました。

虐待の実態把握といいますか、そういうことにつきましては、例えば幼稚園、保育園、小中学校では、身体測定を行うたびに、まず体に傷がないかを確認めます。それから、表情等を見て、何かこの子困っていることがあるのではないかなという場合には、担任または養護教諭等が事情を聞いたり、場合によったらスクールカウンセラー等のカウンセリングを受ける、さらにはスクールソーシャルワーカーが子育て支援課の職員とともに家庭訪問をするなどによって早期発見に努めております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

(午後 3時02分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 3時12分)

---



○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の東電に対する損害賠償請求についてでございますけれども、今までに947万8,000円は支払われたという答弁でございました。しかしながら、町が損害賠償を請求している金額とはほど遠い金額に思います。話し合いを行っているということですが、その話し合いの具体的な内容と、あと東電の対応というか、その中身に対する反応はどういう感じなのか、もし具体的にわかれば教えていただきたいと思います。今後、この請求のほうを継続して求めていくんでしょうけれども、それがいつまでの、見通しが、町長のほうでいつくらいまでの見通しで払ってもらうように要求していくのか、そして、それがもし東電のほうでなかなかやっただけないということになればADRへの申し立ても考えていくのかどうかも改めてお伺いします。

あと、2点目の道路整備の進め方については、これは同僚議員も質問しておりましたけれども、国の補助金が出ないからやらないということではなかなか町民の方も納得いかないと思うんですね。最近も私、既に陳情された地権者というか、方々から叱られましたけれども、何で隣のどこどこができたのにこっちできないんだとすごいお叱りを受けましたけれども、そのくらい、陳情すれば、ある程度待っていればできるのかなと住民の方は思っているんですけれども、なかなか今のペースでいくと陳情だけふえていって実際にやっていくのが1路線とか2路線でいくと、厳しいんじゃないかと。もしどうしても路線が、なかなか予算の確保が難しくできないというんだったら、例えば陳情を受けて3年から5年で私はやっていくのが理想的だなと思うんですけれども、もしそれでもどうしてもできないということがあれば、陳情された地区あるいはその方々に、こういうわけで申しわけないけれどもしばらくできないというきちっとした説明がないと、いつやるんだ、いつやるんだと我々議員もいつも言われますので、その辺もきちっとめり張りをつけて住民に説明していくべきじゃないかと私は思いますので、その辺の考えもお伺いします。

あと、子供の虐待についてですけれども、教育長のほうからいろいろ関係機関、保育園、幼稚園、あと学校関係と綿密に連絡をとって、そういう虐待のケースがあった場合は対応していくというお話をいただきました。

例えば、教育委員会に報告が、そういう教育関係からあるのと、あとは例えば近くの住民がそういう虐待をされているような子供がいるというのを、例えば教育委員会に通報するのではなくて、例えば警察とかそっちのほうに直接行っちゃう場合もあると思うんですけれども、その辺はなかなか難しいとは思いますが、町としてはやはり学校関係、教育関係から上がってきて一緒に家庭訪問するなり、あとは児童相談所に相談するなりという活動をしているんでしょうけれども、個人情報等もありますし、虐待か虐待でないかというのは、また家庭の親の気持ちのとか、しつだけというふうに言う人もいるだろうし、いや、虐待してないと突っぱねられるかもしれないし、その辺の対応、家庭を訪問して解決すればいいんですけれども、なかなか解決しないときは、順番としては、やはり児童相談所に相談するのか、あるいは警察のほう等の相談もするのか、その辺をもう一度、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の東電についてでございますが、私も大木議員と同様に、請求額に対して賠償額が非常に少ないということについては非常に憤りを感じております。そうしたことが根っこにあって、たび重なる東電もしくは国のほうに要望活動をしているわけでございますが、今後につきましても十分な話し合いをさらに進めていきたいというふうに考えております。

おただしの話し合いの具体的な内容、東電の言い分というか争点、それらについてでございますが、当然、町のほうで賠償していただけない、そういった内容について東電のほうに話し合いの申し入れをしているわけでございます。現在もなぜ賠償していただけないのかということで、個別、具体的な矢吹町の実情も含めて町のほうから宿題を東電のほうに来ていただいて投げかけて、それについて検討していただいている内容でございます。

なお、その他の内容につきましても、詳細な話し合いの中身につきましては企画総務課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、賠償が思うようにしていただけない場合については、ADRの対応については、先ほど答弁させていただきましたように、そうしたことも視野に入れて今後検討してまいりたい。なお、このADRへの訴えについては、西白河の町村会、一固まりになって今、要望活動をしておりますので、その中でも当然、話し合いを持っております。ですから、いつの時点でADRのほうに訴えをしていくかということについては、町の状況、各町村の状況等も考慮しながら、なおかつ、その時期の決定についても町村会、町村長と相談をしながら、時期についても見きわめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の道路については、先ほども答弁させていただきました。非常に厳しい状況ということでございますが、答弁の中でも話をさせていただきましたが、道路の整備についてはやらないということではございません。道路の整備については、先ほどから話をしておりますように緊急性、優先順序、そうしたものを考えた場合に、今すべきことについては、先ほども答弁させていただきましたように奥州街道、石川街道、田町・大池線、ここを復興道路というような位置づけをしておりまして、それで発災当時、非常に不便を来して住民にご迷惑をかけ、そして危険にさらしたその道路の整備を先に進めたいということでございます。

そうしますと当然、現道舗装ということで、農道整備も含めてそちらのほうについては予算が回らないということではございますが、しかし、そうもいつてられない、非常に現道舗装についての住民の満足度が高い、なおかつ多くの議員さん、町民の方からもいつになったら整備をしていただけるんだという声は多く聞いておりますので、これについては先ほども話をさせていただきましたが、財源の確保ということでふるさと納税の提案も議員さんからございましたし、また、基金の積み立てによる自主財源というものをきちんと確保した中で優先順序を決めて、限られた財源の中で配分をきちっとしまして、道路整備については計画的にバランスよく実施していきたいというふうに考えております。

なお、それでもやはり60路線余りまだ整備がされていない。なおかつ、この後も各地区の要望がふえ続けるのだらうということになれば、当然、数の消化がきちっとできればいいですけれども、思うに任せない場合には数がふえていく、未整備の路線がふえていくことについても想定できますので、これらについては、議員からご提案のあったようにきちっと要望地区、そちらのほうに説明会を開催し、町の状況等を含め今後の整備の

状況等もきちっと説明を尽くしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、8番、大木議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員への再質問にお答えいたします。

矢吹町では、虐待、そしてその防止等については子育て支援課が担当しております。それで、この虐待の訴えといいますか、あるいは虐待についての報告といいますか、それが例えば住民からという場合は、住民は警察に第一報を入れる場合もありますし、児童相談所に入れる場合、それから幼稚園、保育園、小中学校であれば、それぞれの学校へということもあります。あるいは役場へということもございます。それからあとは病院からという、病院でけがをしたということで連れてきて、でもこれはちょっと虐待が疑われるなという場合は、病院は警察や児童相談所に通告をします。そしてまた幼稚園、保育園、小中学校で疑われるという場合には子育て支援課に通報することになっております。

それで、子育て支援課に直接来る、それ以外の場合でも必ず子育て支援課に連絡が来ることになっております。白河警察署に行っても、あるいは児童相談所の場合でも、あるいは病院から警察に行ったなんていう場合でも、矢吹町では、このことを認知していますかとか、どういう状況ですかというようなことで子育て支援課が窓口になって、町の子供たちの虐待防止に関係機関と連携しながら、できるだけ大きな事件にならないうちに具体的な対応をとっていくということにしております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の繰り返しになる部分でございますけれども、これまで東電に賠償請求総額は1億6,000万円余りしておりますが、実際に支払われた額は1割にも満たない状況でございます。これについて一番大きな内容といたしましては、1億6,000万円のうち1億2,000万円、人件費を占めております。人件費につきましてはこれまで1円も支払われておりません。震災以降の職員の人件費につきましては、増大した部分につきましては震災対応と原発の対応、2つに分かれると思います。そこで、なかなか東電のほうでも、職員の人件費についてこういった割合でというところで明確にできない部分があるのだろうというふうに思っておりますが、私どもといたしましては、この震災に関連する人件費、かなり増大しております。超過勤務についてもそのような状況にあります。

それで、具体的によく人件費についても東電のほうでも検討いただきまして、28年に入りまして、東電の職員が複数名参りまして10日間程度会議室に詰めまして、町の職員の超過勤務手当分についての調査はしております。ですから、超過勤務手当については年度内に支払いがあるものではないかというふうには考えてお

ります。

ただし、1億2,000万円のうち本給、実際、放射線関係で人件費を支払っていると町で考えているのは、放射線対策室を設置いたしました、それに携わった職員については当然それは東電で見るべき人件費というふうを考えておりますが、そのあたりについてはまだ協議のテーブルには上がっておりませんので、時間はかかってはおりますが、ある程度町の言い分も聞いていただいているところがありますので、しばらくは時間がかかるかもしれませんが、重ねて東電のほうとは協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○8番（大木義正君） ありません。

○議長（熊田 宏君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時28分）

平成28年6月14日（火曜日）

（第 3 号）

## 平成28年第396回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成28年6月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・発議・請願・陳情の付託

議案第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・  
第48号

発議第7号

請願第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

陳情第9号・第10号・第11号・第12号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長野	崎吉郎	君	副町	長渡	邊正樹	君
教育	長栗	林正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	主任主査兼 次 長	角 田 哲 也
--------	---------	--------------	---------

---

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

なお、一言申し上げます。

昨日につきましては、一般質問の通告プラス、最初の質問に対しても答弁をさせましたが、今日より通告に基づいて、通告に対する質問についての答弁を1回目の答弁とさせていただきますのでご注意ください。よろしく申し上げます。

---

◇ 藤井精七君

○議長（熊田 宏君） 通告7番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、おはようございます。

そして、傍聴席の皆さん、大変ありがとうございます。

今まで、私は朝7時の時報を知らせる町民の歌のメロディー、少し憂鬱に聞いていましたが、きのうの雨で心が少し落ちつきました。本当に、きのうの雨は恵みの雨だったと喜んでおります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今日の状況の中で、貧困児童がマスコミ等で6人に1人の割合になっていると報道がありましたが、町の調査などは行っているのか、また結果などはどうか伺います。

各都道府県で策定が進められた子供の貧困対策計画、その中で沖縄県では実態調査で3割が貧困という結果が出て、県民が共通の課題という認識という新聞報道がありましたが、最貧困層の子供は標準的な子供と比べてどのくらい厳しい状況にあるのか、その格差を分析したところ、日本は先進41カ国中34位で、悪いほうから8番目、そういう国連児童基金が報告書をまとめました。日本について分析し、国際比較したのは初めてですが、日本語版の解説をした子ども・若者貧困研究センター長の分析によると、1985年から2012年にかけて格差は拡大している、標準的な真ん中の所得が約177万円から211万円に上がったのに対し、最貧困層の所得は90万円から84万円に下がった、そういう原因があると言われております。貧困が広がっているだけでなく、深刻度も高い状況が明らかになりました。日本は平等社会だと幻想を抱いていると、さほど深刻に思えないかもしれないが、そうした幻想を早く捨て、貧困と格差に対する覚悟が必要だと指摘しております。



16.3%、この貧困率、6人に1人が貧困という中のそうした状況にいます。子供の貧困対策は、国の最優先の課題ですが、町としても子供が今、どのような状況にあるのか、しっかりとつかむことが必要です。なかなか子供の貧困が見えにくいと思いますが、実態をつかむのには、全ての子供を把握できる義務教育課程が最大のチャンスです。町として、子供たちの貧困問題をどのように捉えているのか伺います。

次に、中学校入学時の経費は、学生服、スポーツ用品、自転車、かばん、この準備経費は大変だと思う。男女、どの程度かかるのか。今日の保護者の平均収入を考えたとき、入学経費額をどのように思うのか伺います。

私ごとですが、私には孫が7人います。外孫、娘に3人、息子に3人、そして内孫1人の7人ですが、去る2月ころ、外孫の父親、息子から電話があり、一番年長のおやじの孫、おやじ、孫が中学校に入学するから入学祝いを少し弾んでくれ、俺の会社も余り景気もよくないし、ろくなボーナスも出ない、それに中学校入学時にはお金が結構かかるんだと、半分おどしのような、そういう電話の話でしたが、私は子供時代はそんなことは考えたことはありませんでしたが、ああ今の子供たちはそんなにお金がかかるのかと、こう改めて思いました。

今日では、ハローワーク、職業安定所の職員も非正規の職員が6割、職業安定所の職員の雇用が不安定というブラックジョークの上をいくような社会ですが、中学校入学時の経費、かばん、自転車、制服、ジャージ、夏服、冬服、ワイシャツ、ワークブック、ファイル、雨がっぱ、部活動用具、教材費等、私ができる範囲で書き出しましたが、そのほかで約二十四、五万かかるということですが、この6年連続の実質賃金の経過の実情からすると、父兄の負担は相当になると思います。今日の保護者の平均的収入を考えたとき、中学校入学時の経費負担を教育長はどのように思うか伺います。自分の子供だ、そのくらい仕方がないと思うのか、また何だかな、大変だと思うのか、その辺の教育長の思いを伺いたいと思います。

次に、中学生のオーストラリア海外研修旅行を始めた当時は、希望者が集まらず苦勞したという話もありましたが、現在は参加申し込みが多く抽せんのようなのですが、希望者全員の受け入れの考えはということで伺います。

研修が始まった当初、参加者がなかなか集まらず、容易でないという話がありました。そんなに参加者を集めるのに苦勞するのなら、いっそ中止して、予算を修学旅行の経費の一部としてみんなに平等に助成したら、かえって父兄から喜ばれるのではないかというような一般質問をしたときもありました。

近年の状況は、希望者が多く、抽せんということですが、それはオーストラリア研修旅行を経験した先輩たちを見て、後輩の生徒たち、ぜひ僕も私もと、オーストラリアに行って、いろんな日本と違う国柄、気候、風土、見聞を広めたいという気持ちを強めている、そういう結果だと思います。教育上、大変意義のある事業と思いますが、しかし残念ながら抽せんに漏れ、参加できなかった生徒も現実にはいるわけです。多数の生徒を引率していくのは大変です。また、ホームステイという立場で受け入れてくれる家庭を見つけるのも、それも大変だと思います。しかし、私はこういう意欲のある生徒たち、そのためにも希望者の生徒の願いを実現する、ぜひそうしていただきたいという思いもあります。教育長に伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、貧困児童の調査などは行っているのか、その結果はどうかについてのおたただしであります。町では調査をまだ行っておりません。

平成24年度の厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示す子供の貧困率は16.3%となっており、全国では実に300万人以上の子供が貧困に直面している計算となっております。子供の貧困率は、平成15年の13.7%から徐々に上昇しており、背景として母子世帯がふえており、働く母親の多くが非正規雇用であることや、両親ともにいる世帯でも貧困率が上昇しており、子育て世代全体で貧困化が進んでいるとされております。

子供の貧困対策の基本理念は、子供等に対する教育の支援、保護者への就労支援、経済的支援等の施策を、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現であります。国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成26年1月に施行し、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとしております。国では、これまで子供の貧困に関し、地方公共団体が調査等に取り組むための事業がありませんでしたが、平成27年度補正予算において、地方自治体の調査・支援を行うための体制整備を進める支援事業が創設されてまいりました。

先ほど申し上げましたように、本町ではこれまで貧困児童などの調査については行っていませんでしたが、今年度、県内自治体に先駆けて、国の子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を活用し、貧困世帯の実態調査・分析、支援ニーズに応える町内ボランティア団体や支援団体等及び行政の支援体制などの調査を行ってまいります。調査後、その結果をもとに支援体制の整備計画を策定してまいります。

計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、広く町民の皆様の意見を伺い、本町の実情に即した、地域全体で切れ目のない支援を行うための支援整備計画をつくってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中学校入学時の経費負担についてのおたただしであります。中学校入学に係る一般的経費としては、学生服を初め、スポーツ用具、かばん等で、男子生徒で約8万5,000円、女子生徒では約8万円、ほかに自転車の購入費等が入学時の必要経費となっております。

また、そのほかの学校生活の諸経費として、給食費、PTA会費、体育文化後援会費、テキスト代、学習旅行代、さまざまな経費を保護者の皆様にご負担をいただいているところであります。一度に支払いが生じる入学経費については、負担を感じている家庭も多いものと考えております。

本町では、これらの経費の一部をひとり親家庭や一定の収入基準内の保護者等を対象に、就学援助制度により給食費、新入学学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費を助成する支援を行っております。

なお、さまざまな支援制度の内容については、積極的に学校や町の広報を通じて保護者の皆様に周知を図り、情報提供にも取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中学生の海外研修についてのおたただしであります。中学生海外派遣事業は、中学2年生を対象に、

海外の方々との触れ合いや異文化の体験を通じて、国際的な視野を持った心豊かな人材を育成するため、平成12年度より実施し、平成21年度に新型インフルエンザが大流行した一度だけはブリティッシュヒルズ研修に切りかえ、海外派遣研修は中止とさせていただきます。

事業を始めた当初は団員20名で、研修先はアメリカでありましたが、その後、平成15年度の第4回からは、テロの危険性や治安の問題から、研修先をオーストラリアに変更し、これまで実施してまいりました。

参加応募者は、海外で感染症のSARS感染が流行した際には、応募人数が少なく定員割れをした年度もありましたが、生徒の皆さんには非常に好評を得ている事業であり、近年は募集定員を上回る応募状況が続いたことから、平成26年度より定員を10名ふやし、30名の募集を行っております。

これまで、本町の海外研修では、ホームステイ研修を3泊4日として重点を置いて進めており、参加する団員の英語力向上を一番の目的としております。学校行事の関係により、研修時期を冬休みとしておりますが、現地のクリスマス休暇と重なるため、2人1組のホームステイの受け入れ先の確保が毎年大変な状況にあります。

定員が現在の30名よりふえた場合、移動に利用するバスの台数や随行員の人数もふやす必要があり、総事業費もふえることとなりますが、保護者負担及び研修内容については、これまでと同程度が望ましいと考えております。

人数をふやす場合は、特に大きな課題として、生徒の安全確保と海外研修の特徴であるホームステイの受け入れ先の確保が、これまでと同様にできるかを見きわめた上で、受け入れ可能な派遣人数について検討したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 再質問させていただきます。

貧困調査のほうで、最初に伺います。

町の調査はこれから始まるようですが、ぜひ早急に取り組み、今日の町の子供たちの実態を見きわめてほしいと思います。

そして、今までもやっているとありますが、一人一人の子供の状況をよく見て、行政みずから働きかけて対策を講じてほしい、そういう思いでございますが、教育長の考えを再度伺います。

オーストラリア研修旅行で、再度伺います。

希望者全員を受け入れるということは、なかなかいろいろ容易でないということですが、また親御さんから話を聞くと、募集前から参加できる子、できない子がはっきりしているという声もあります。生徒が参加したいと思っても参加できない、募集に応募できない、そういう子供もふえていると思います。

隣の中島村では、中学生の海外研修というか修学旅行に、シンガポールだかマレーシアだかちょっと忘れましたが、修学旅行が海外旅行という、村で実施しているというような3月議会前に新聞報道がありました。期間は短いですが、この修学旅行、これは全員参加型、これは義務教育の中の一つの課程と思いますが、全員参加型の旅行でございます。なかなか外国へ行くのは大変ですが、修学旅行という事業を使ったら、希望者が

全員同じ思い出ができると思います。私にはそんな思いもありますが、そして義務教育段階では余り生徒たちに格差を与えないというような、そういう配慮もある面では必要だと思いますが、再度その辺の教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

児童貧困の問題については、私も大変憂慮しているところでございます。

そこで、ぜひ早急はその調査をして、具体的な対策を講じるべきではないかというおただしについてでございますが、例えば幼稚園、保育園、小中学校でいろいろな集金をする場合に、なかなか集金が滞るという家庭があった場合には、保護者に就学援助の制度があるというようなお話をしたり、それで一定の条件があるわけでございますが、そういうふうにして個別に勧めることが多いわけでございます。

ただし、そういう援助制度については、年度初めに教育委員会から全保護者に向けてプリントを配布して、このような制度がありますよということで周知を図っているわけでございますが、個々についてはそのような対応をしております。極めて個人的なといいますか、プライベートに関することもありますので、それはその保護者に学校では来てもらって、そういう相談に応じたりすると。もちろん必要があれば、教育振興課、子育て支援課の職員がこの窓口に行つてといいますか、あるいは個別に呼んで相談をするということもでございます。

ぜひ、私どもも子育て支援課を中心に、調査を早急に始めて、そして具体的な対応がとれればいいなというふう考えておりますので、ご理解とご協力、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、中学生海外派遣事業についてでございますが、議員ご指摘のように、全員参加できれば本当に望ましいことだというふうに思います。

それで、野崎町長からも以前に、全員ということが望ましいでしょうと、修学旅行にしてはどうですかということで、当時の中学校長、あるいは今の矢吹中の校長もそうですが、前任校は矢祭中学校であります。矢祭は以前から修学旅行を行っております。そして、前の前の、3代ほど前の善郷小の校長は、矢祭中の校長から善郷小の校長にきた佐藤校長でございます。佐藤校長にも意見を聞きました。そうしましたら、修学旅行は難しいですよと、というのは例えば英語が得意だ、好きだという生徒はいいですが、実際に行ってみると、さあバスからおりて、今度はどこどこ見学に行くよ、バスからおりない生徒がいると、行つたつておもしろくない、そういう生徒が必ず何人か出ますよということ。

それから、矢吹町としてはホームステイを中心にしております。5泊7日の旅行中、3泊4日がホームステイです。これはホームステイですから、お世話になる相手の家庭はほとんど日本語を知りません。そういう中でホームステイですから、英語を使わないことにはどうしようもない。そういう中で、本当に事前の英語学習もしっかり行いますし、戻ってきてからも英語をもっと勉強しなくちゃとみんな言います。そういう意味で、効果があるのではないかなというふうに考えております。

そして、中島の情報も得ましたが、長期間のホームステイは難しいと。業者にも聞きました。中島と同じように、修学旅行にして、でもホームステイはできませんよというふうに言われました。あちこちといいますか、

名所旧跡をめぐる歩く修学旅行ならいいかもしれませんが、私はホームステイが大事だと思っておりますので、その辺がなかなか全員でできないというところでございます。

なお、これについては、さらにまた検討して、少なくとも議員ご指摘のように、希望者全員を連れていけないかということについては、経費面その他いろいろ検討しまして、できるだけ中学2年生の希望を壊さないような方向で、さらにまた検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

○12番（藤井精七君） いいです。終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、12番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

---

### ◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 通告8番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、お忙しい中、議会にお越しいただきありがとうございます。

質問の前に、熊本地震でお亡くなりになられました方々に、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災した皆様にお見舞いと、一日も早く平穏な生活が取り戻せますことをご祈念申し上げます。

私は、3月に行われました町議会議員選挙で初当選させていただいたものでありますので、初議会に当たり決意を述べさせていただきます。

「信無くば立たず」、孔子の言葉が私の信条であります。選挙を通じて掲げました人に優しい住みよいまちづくりを基本姿勢に、町民の皆様の期待と信頼に応えるよう努めてまいります。

初めての質問でありますので、町民の皆様のご意見、要望等のあった中で、3点について質問いたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

1番目は、町道の整備であります。

まず、町道の整備について、同僚議員からの質問と重複する点もありますが、私なりの視点で質問させていただきます。

町道、生活道路、農道の整備についてお伺いします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画が策定されましたが、7つの分野、16の政策、34の施策の中から、「くらし」の分野の指針として、みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちづくりと、2つの施策、1つは安全で安心なまちづくり、もう一つは都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを推進することとなっております。また、その中の指針として、安全に暮らせる地域づくり、居住環境の整備推進、景観・公園づくり、幹線道路の整備、生活道路・農道の整備の5つの指針が示されております。町としても、幹線道路の整備、生活道路・農道の整備の方針が示されておるわけでございます。

私は、道路の整備が当町において最重要な課題であり、町民の皆様の要望の高いものであると考えますが、

整備、対応についてどのように認識しているかお伺いいたします。

また、28年3月末での陳情・要望が出ている要整備の案件と、東日本大震災の後5年が経過しておりますが、最近4年間の整備の実績をお伺いいたします。

さらに、今後の整備計画実施の方針をお伺いいたします。

次に、通告2番目の高齢者等の買い物弱者対策について質問いたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、豊かな自然の中でみんなが支え合い、助け合うまちをつくり、支え合い、高齢者が元気に安心して暮らせるまちとして、高齢者の支援体制の充実、障害者の支援体制の充実の施策が示されております。

地域に住み続けられるかどうかの判断は、商業、医療などの生活の利便施設が生活圏にあるかどうか重要な要素であると考えます。首都圏では、商業、医療、交通インフラが整備されており、車がなくても生活できますが、当町では車を利用しないで生活することは困難な環境であります。このような環境の中で、高齢のために運転免許証を返上した方や、運転する方がいないために生活用品の買い物に不自由を来している町民の方々が多数おります。

そのような中で、買い物に困難を感じる町民の皆様の環境整備についてどのように考えているか、ご認識をお尋ねいたします。

また、現在の買い物弱者、いわゆる支援を必要としている高齢者、障害者の方々の現況の実態調査がなされているのかの有無と、現在、町としてどのような方法で把握されているのか、把握している人数をお伺いいたします。

さらに、支援の方法と実施体制の考え方についてお示しを願います。

通告の3番目でございますが、農業振興対策についてお伺いいたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画、仕事の分野の指針として、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できる町をつくり、農業が元気な町をつくる政策が掲げられております。

町長、私はこの基本構想、基本計画については非常に残念だと思っております。開拓の町とかさわやかな田園のまちと、農業を前面にまちづくりを計画している中で、本来は農業振興政策がメインとなるべきですが、地域農業振興についての記載がありません。非常に残念です。お考えがありましたらお示し願います。

私は現在、農業に従事しておりますが、以前の農家の皆さんの話題は、何をつくって所得を上げるかが一番でした。最近、後継者がいない、農作業を誰に頼むか、あと何年できるかわからないので、農機具の更新ができないなどの話となっております。

特に、矢吹地区においては、終戦後の開拓と圃場整備がなされた土地が多く、大区画の圃場は少ない、10アール区画の小面積の農地と不整形の農地が多くて、作業効率が悪く、借り手や作業を受託する方を探すことが容易ではない状況であります。また、農業の担い手の高齢化のため、介護で言われている老老介護ではなく、老老で受委託となっており、今すぐ取り組むべき課題と考えますが、町は農業の現状をどのように認識されているかお尋ねいたします。

高齢化、担い手のいない農家が増加する中で、町は今までのような施策を行ってきたかお伺いいたします。

農家の現状把握と、今後の対策のためには、個々の農家の意向を把握する要があると考えておりますが、町

はどのような方法で把握なされているかお伺いいたします。

現在の町の農家戸数、年齢ごとの農業従事者数、経営規模、作物の販売金額をお示し願います。

埴町ではダリア、棚倉町ではブルーベリー等が、町の主導で特産品づくりに力を入れておりますが、町として特産品の開発をどのように進めているかをお伺いいたします。

さらに、国の米政策の中で、町の生産目標数量を達成するためにも、主食用の米から加工用米、飼料用米、WCS等の対応が必要であると考えますが、ご認識と今年度の実施計画をお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席にお越しの皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、道路整備の対応及び実績についてのおただしであります。角田議員、大木議員への答弁と重複いたしますが、生活道路整備事業の中で、砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事については、平成17年度から事業を開始し、年間約8路線の整備を進めており、事業開始から11年が経過した現在においても、非常に住民満足度の高い事業であると認識しております。

これまでの道路整備要望件数は、平成28年3月末現在、158路線の要望があり、そのうち整備済み路線数は98路線、未整備路線数は60路線であります。

なお、おただしの過去4年間の整備実績につきましては、平成24年度6件、平成25年度16件、平成26年度12件、平成27年度3件となっており、平成28年度の事業につきましても、厳しい財政状況を鑑み、松倉地区1路線の継続路線の完成を最優先に、新規路線の採択を見送ったところであります。

また、平成25年度より事業を開始しました農村部を中心に整備を進めている農林水産省の補助事業である農業基盤整備促進事業の整備状況につきましては、平成25年度の交付率は100%で5路線を整備、さらに平成26年度は交付率75%で同じく5路線の整備を実施しております。平成27年度につきましては、交付金要望額1,800万円に対して、交付率10%の180万円であり、1路線のみの整備にとどまっております。年々交付率が低下する中、平成28年度につきましては、国の事業不採択となり配当がなされず、本事業の継続が非常に困難な状況になっております。

今後の整備方針につきましては、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から再度調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境を提供できるよう、限られた財源の範囲内での整備を計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者買い物弱者対策についてのおただしであります。現在、本町における高齢者等の状況であります。平成27年5月末時点での人口1万7,748人に対する65歳以上の高齢者数は4,735人であり、全体に占める高齢化率は26.6%でありましたが、本年5月末現在で人口1万7,730人に対する65歳以上の高齢者数は4,906人であり、高齢化率は27.6%となっております。1年前と比較して、65歳以上の高齢者数は171人、高齢化率

は1.0%増加しており、高齢化が進行している状況であります。

このように、高齢化の進行に伴い、移動手段がないため、食料や生活用品の買い物をするのに不便や苦勞を感じる、いわゆる買い物弱者となる高齢者への対策は重要なものとなっております。

買い物弱者の実態調査及びニーズにつきましては、矢吹町社会福祉協議会の委託事業である矢吹町地域福祉等推進特別支援事業、いわゆる福祉マップ事業において、民生委員等の協力により独居世帯や高齢者のみの世帯を調査しており、地域の援護を必要とする世帯は、平成27年度調査で、70歳以上の独居世帯では771名のうち429名、75歳以上の高齢者のみの世帯では283世帯572名のうち、195世帯395名という数字となっております。これらの方が全て買い物弱者とは限りませんが、多くの方が買い物に困難を感じていることが考えられます。

現在、買い物弱者への支援となる事業としましては、健康センターが毎週月・水・金曜日に運行する無料健康バスがあり、4コースの運行経路、38カ所の停留所で乗降することができ、買い物等に利用することが可能となっております、平成27年度は延べ3,668名の方が利用されました。

また、重度心身障害者福祉タクシー助成事業としましては、重度の障害者の方に対してタクシー券を交付し、タクシー料金を助成する事業を実施しており、平成28年6月1日現在で81名の方が利用しております。

さらに、配食サービスふれあい弁当事業として、ひとり暮らしの老人等に対して、月2回、地区の民生委員が昼食の弁当を配達し、1食につき200円の利用者負担で提供する事業を実施しており、平成27年度は86名の方が利用されております。

今後の対策につきましては、買い物弱者を支援する事業の一つとして、いわゆるデマンドバスの運行を考えております。平成26年度に行いました矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケート調査におきまして、「巡回バスがあれば利用しますか」との質問事項に対して、「いいえ」の回答率が46.6%で最も多かったものの、「はい」の回答率は19.1%で2番目に多く、年齢別では「はい」の回答が60代は21.6%、70代以上では24.8%という高い数字となっております。このようなアンケート結果を踏まえて、今後、他の事例を参考に、広域事業としての可能性も探りながら、デマンドバスの導入についても進めてまいりたいと考えております。

また、高齢者施策といたしまして、平成27年4月施行の介護保険制度改正に伴い実施することとなる介護予防日常生活支援総合事業の中で、今後、買い物弱者への支援を含め、高齢者の生活を支援する事業の実施を検討してまいります。

今後は、高齢者が住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりのため、各種施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、農業振興対策についてのおたただしであります、少子高齢化の進行により、本町の農業についても後継者不足が当面の課題となっております。

議員おただしの町の農業の現状についてであります、農林業センサスの統計値によりますと、農家戸数は平成12年度1,127戸、平成17年度1,124戸、平成22年度1,062戸となっており、平成12年度に比べ、平成22年度は65戸の減少となっております。

また、農業人口については、平成12年度3,413人、平成17年度2,971人、平成22年度2,777人となっており、平成12年度に比べ、平成22年度は636人の減少でありました。

次に、経営耕地面積については、平成12年度2,197ヘクタール、平成17年度2,099ヘクタール、平成22年度



2,079ヘクタールとなっており、平成12年度に比べ、平成22年度は118ヘクタールの減少となっております。

次に、作物ごとの販売高であります。本数値については平成18年度までは東北農政局において市町村ごとの統計をとっておりましたが、現在は市町村ごとの調査を実施していないため、データがないことをご了承ください。

このように、農業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。町といたしましては地域の担い手の確保を図り、強い農業づくりを推進するため、地域連携推進員や町内両JAと連携し、認定農業者の掘り起こしに力を入れており、その結果、平成25年度末には認定農業者が78名でありましたが、平成27年度末には150名までふやすことができました。

また、新規就農者においても、例年数名が新規に就農しており、町では新規就農者の激励会や先輩農業者の紹介、情報交換の場の提供など各種支援策を講じており、平成27年度は5名の新規就農者を確保することができました。

さらに、農業生産法人の支援策としては、設立準備資金として補助金を交付するなど、地域農業のモデルとして、既に4つの農業生産法人が設立されております。

次に、これまでの農業施策についてであります。例えばキュウリ栽培において、県の補助事業を活用し、農業者が組織化を行い、共同でパイプハウスを建設する場合に町上乗せ助成を行ったことや、平成26年産米の米価下落の影響を少しでも軽減するため、平成27年産米の種子購入代金の半額助成等を行ってまいりました。

次に、農家意向アンケートにつきましては、最近では平成21年度に農業経営の現状等について意向調査を行いましたが、東日本大震災が発生したことから、震災以降はアンケート調査を実施することができませんでした。

今後は、地域農業の状況を的確に把握し、必要な農業施策を推進するためにも、農家アンケート調査の実施を検討してまいりたいと考えております。

また、特産品開発についてであります。町では第6次矢吹町まちづくり総合計画において、道の駅推進事業を重点プロジェクトに位置づけており、道の駅では特産品の開発が課題となっております。このため、JAや民間、各種団体に協力をいただきながら、官民連携により特産品開発を進め、今後策定する道の駅の基本計画の中においても位置づけを行いながら、より魅力的な商品開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、減反政策についてであります。国から町へ生産数量目標面積が957ヘクタールの配分があり、この目標面積を達成するためにも、より多くの農家の方に経営所得安定対策に加入していただくため、国が推進する新規需要米として、飼料用米やWCS用稲（ホールクロップサイレージ）について推進を図ってまいります。特に、WCS用稲については、JA東西しらかわにおいて、国の補助事業を活用し、作業機械一式を導入する予定でありますので、町として上乗せ助成を検討し、町とJAが連携しながら経営所得安定対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、三村議員おただしの農業振興対策についての記載が第6次矢吹町まちづくりの中に明記されていないのではないかということですが、これについては認識の違いがございます。町のほうとしましては、町の基幹産業と位置づけながら、農業振興対策に万全を期してまいりたいという考えを網羅されていることについて、改めて言明させていただきたいと思っております。

また、このほかにも農業者、さらには関係機関と構成する矢吹町の農業振興策を講ずるために、矢吹町農業再生協議会というものがございまして、これについては両JAの組合長さんも加入していただくということで、そうしたことでもご認識していただいているというふうに私自身は考えております。

今後も、町内両JA及び関係機関と連携し、スクラムを組んで、農業が元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議いたします。

(午前10時59分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午前11時10分)

---

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、再質問させていただきます。

町道の整備について質問させていただきます。

私は、町民の皆様がこの町で生活する上で、一番必要なものは道路であると考えております。まず、道があって、人々の往来ができて、最適な土地に家が建ち、集落ができ、産業が生まれ、発展してきたと考えております。インフラの基本は道路であります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野は、それぞれに重要なものでありますが、その中でも暮らしの分野の道路の整備は、行政でしか対応できないものであります。町民の皆様の安全で安心な町、町民満足度の向上のためにも、一日も早い整備を願うものであります。

町外の人たちに、矢吹町は交通に恵まれている、こんなにいいものがあるとイベントや情報を発信していても、住民の声を第一に考えて対応していかないと、不満の多い町民の中では、人口の増加や町の活性化は図れません。矢吹町ってどういう町なんだいといったら、いやなかなか道路がだめだねと言われるような町では、ほかから移住してこようと思っても、ほかから来る人は敬遠してしまうんじゃないかと私は思っております。

本議会の一般質問で、これほど多くの議員から、一日も早い道路の整備の必要性が求められているという意見があります。町としては、異常な事態と受けとめて、緊急な対策、例えば予算の配分の再検討ができないかとか、そういったことについて執行部のお考えをお尋ねいたします。

また、現在、未実施箇所60カ所というお答えがございましたが、総延長距離とメートル当たりの整備単価、必要な予算額がどのくらいあるのかお示しをいただければ、町民も議会も理解が早いのではないかと、このように思います。

そして、今年度の道路整備の予算の総額と、陳情・要望のあった未整備箇所に対する予算額は幾らなのか、そして今年度はどのような計画で進めていくのかということで、先ほど現道舗装1路線ということがありましたが、その他の整備計画についてもお尋ねいたします。

また、道路の整備順序の計画は、誰がどのように決定しているのか、決定の結果の情報公開の考えはないか  
お伺いをいたします。

さらに、いつまでに現在の60件の整備が終えるのか、お考えをお伺いいたします。

2点目に質問いたしました高齢者等の買い物弱者対策について、再質問いたします。

6月9日の福島民報に、表郷のボランティア団体が、住民の買い物代行事業をスタートしたという記事が掲載されております。これは、私の考えの一部分が表郷で実践されたわけであります。と申しますのも、私は買い物に困難な方々の支援を全て町での対応と申し上げているではありません。町と連携しながら、支援できるネットワークづくりをする、民間でできる支援は民間で実施する、買い物支援については実際に活動している方々が多くおりますので、必要とする方々と対応できる方々のネットワークづくりをすることが町としての役割と思っておりますが、お考えをお尋ねいたします。

デマンド交通については、検討する方向で回答をいただきましたので、ぜひとも早い実施をお願い申し上げます。

3番目の農業振興対策でございますが、今後小規模兼業農家や農業従事者の高齢化による離農、耕作放棄地がふえてくることが予想されますが、町としてどのような施策を考えているのかお尋ねします。

集落営農の法人化により、担い手の確保等を考えておりますが、機械設備の設置や更新には多額の資金が必要となるので、さわやかな田園のまちづくりのためにも、振興方策としてライスセンターの設置が必要と考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

以上、3点、再質問いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の内容が多岐にわたって、また深く掘り下げた再質問になっておりますので、万が一、再質問に対する答弁が欠落した場合には、再度指摘を受けて、また答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1点目の道路の関係、三村議員と私も全く同じ考えでいることについて、前もってお話をさせていただきたいと思っております。インフラの整備は、基本、住民満足度の非常に高い事業であることについては、これは言をまたないわけでございますが、これらについては万全を期していきたいというふうに、常々話をさせていただいております。

道路の整備については、昨日も話をさせていただいたように、道路拡幅を伴わない現道拡幅、これらについてを全く無視しているわけではございません。道路の整備については、トータル的に考えて、今、何を最優先しなくちゃいけないか、緊急性も含めて何を優先しなくちゃいけないかということに至ったことは、5年3カ月前の震災、そしてことし4月の熊本大地震、これを考えれば、当時の発災直後の町の状況を考えれば、どの道路を整備しなければいけないかということを考えてときに、きのうもお話ししたように、復興道路というような位置づけの中で、緊急性、必要性、そうしたものを考えながら、いわゆる奥州街道、町道石川線、田町・

大池線含めた復興道路として指定した道路を最優先させていただきたい。限られた予算でございます。先ほども三村議員から話ありましたように、三村議員の中に、まちづくり総合計画の中に多くの事業が掲載されている、215の事業、これらについては全て住民の要望、住民の負託、そうした住民のニーズに応えるために掲載したまちづくり総合計画の事業でございます。したがって、どれも不必要と、必要のないというような事業はないわけでございます、そうしたバランスを考えながらまちづくり、そして事業化をしているということについてご理解をいただきたいと思っております。

なお、おただしの、この後の補正を含めて、再度考慮する余地はないのかという考え方については、町の予算の執行状況等も考えながら、それらについてはこの後検討を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

なお、道路の総予算額、なおかつ60の未整備路線、これらについて単価、総予算額、さらには期間等については、土地整備課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、決定に至るまでの過程でございますが、これらについてはまちづくり総合計画がございます。この実施計画の中で、きちっとそれぞれの事業等については年度を区切って、例えば5年間の中で、3年間の中で事業を実施する事業内容が掲載されております。これに基づいて、町の手引書、実用書ということに基づいて事業化を進め、さらにその事業を、いつの年にどれだけの予算をかけてやるかということについては、実施計画書の中で決めるわけでございますが、これらについての最終的な町側の決定は、課の計画を立て、それに基づいて予算担当部署とのヒアリングを経て、なおかつ私を含めて執行部、最高責任者である庁議、その中で担当課長も含めて、前課長も含めて最終的な決定をして、議会の中で、最後は議会の決定を見て決めていくということになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、高齢者の買い物弱者対策でございますが、貴重なご提案、ありがとうございます。町のほうでできることは町で、町民の皆さんでできることは町民の皆さんで、まさしく協働のまちづくりを標榜する町の姿を三村議員が言いあらわしていただいたのではないかなというふうに思っております。

今、矢吹町のまちづくりの基本的な考え方、協働のまちづくり、自助・共助・公助、したがって、町のあらゆる資源を利用しながら、それぞれのネットワーク、横のつながり、縦のつながり、そうしたサイクルも含めて、さまざまなつながりを利用した中で、今後まちづくりを進めていきたいと考えておりますので、今回ご提案いただいた支援ネットワークづくりについても、さらに協議を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

デマンド交通を含めた買い物弱者対策の足の確保についても、万全を期していくことを申し添えたいと思っております。

次に、矢吹町の農業の振興策についてのおただしでございますが、これらについて何点かございました。

まず、1点目の離農、耕作放棄地の対応については、矢吹町に相当な面積が耕作放棄地、遊休地等あることについても事実でございます。これらについては、町のほうで、先ほど話ししました農業再生協議会、さらには農業委員会の中でもさまざまな協議がなされております。具体的に、一度に解決する方策というものはないかなあ見つけづらいものがございますが、これらについてはさらに議員の皆様、そして農家のさまざまな団体の皆様、農業のさまざまな団体の皆様のご支援もいただきながら、解消に向けた努力、そして有効活用を図

っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、さらには農業の経営についても、1戸の農家で経営するについては非常に厳しい状況にある、これについても思ひは一緒でございます、この中身についてはライスセンターというような提案もございましたが、これについては多額の資金、元手が必要になること、また農業者、農業関係団体、JAも含めた中で協議を深めていく必要性も感じているところでございますので、そうした提案を受けて、ライスセンターの建設の是非、そうしたものについても協議を深めてまいりたいと思ひますし、もともと生産費を下げるためにはどういふことが必要なのかということについては、先ほどの矢吹町農業再生協議会の中でもいろいろな方、発言をされる方がおありまして、生産費を下げることも大切なんではないかということで、農家のほうでは一番負担を感じている農機具、さらには材料費、そうしたもののについての価格の低減化を図るといふような、そんな考え方も出ておありまして、そうした働きかけを機械メーカーや、さらには資材メーカー、そうしたところにも働きかける必要性もあるんだろうといふようなこともありますので、そうしたことを含めて、総合的に農家の経営に資することができるような生産費の低減、さらには共同の力によるライスセンターも含めた共同化、何かそうしたことも考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、農業振興対策ということで、先ほど痛烈な発言がございました。皆さんのお手元には、まだ矢吹町の第6次まちづくり総合計画の基本構想、基本計画しか配付されておられませんでしたので、これらについては6月20日の議会最終日に、まちづくり総合計画のきちっと製本された完成品をお届けしたいと思ひますし、なお実施計画書といふようなものも、計画に基づいた予算が明記された、そうした実施計画書もあわせて配付をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、私からの三村議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

現道舗装1メートル当たりの単価及び未整備路線60路線の総事業費でございますが、まず初めに1メートル当たりの工事費でございますが、現場状況、幅員等により異なりますが、標準的な計画断面であります幅員3メートル、舗装圧が4センチ、路盤圧10センチの場合、1メートル当たり約1万5,000円程度の工事費でございます。ですので、100メートル当たり150万の工事費でございます。

続きまして、未整備路線の総事業費でございますが、現在未整備路線60路線の路線延長、こちらが1万5,467メートルでございます。約15.5キロでございます。先ほどの単価1万5,000円に15.5キロを掛けますと、概算で2億3,000万の事業費でございます。

続きまして、その他の道路の平成28年度の計画でございますが、補助事業を活用しました幹線道路の整備、道路拡幅ということで、本年度は13路線を予定しております。延長が1.27キロ、総事業費が1億8,000万でございます。

再質問に対する答弁は、以上であります。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 再々質問いたします。

1点は、道路の問題で、いつまでに整備が終えるのかということで、2億3,000万が必要であるというようなことを伺いましたので、これについて、もし計画をお示しいただければと思います。

それからもう1点、農業の問題でございますが、農業振興のマスタープランなどという、これだけ農業に力を入れる答弁がございましたので、そういったまとめをするような、都市計画マスタープランにあるような、そういったものがあるのかなのか、私まだ資料等をいただいておりますのでわかりませんので、その辺についてもお尋ねをいたします。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点目の道路でございますが、60路線、いつまでというようなおただしでございますが、これについては今現在、言明はできません。

ただ、そうは言っても、これだけ議員の皆様、さらには住民の思いというものを重く受けとめさせていただきまして、この後、昨日も答弁させていただきましたように、施設関係の基金計画、それらとあわせて皆様にできるだけ早くスケジュール等についてお知らせをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

2点目の農業振興対策についてのおただしについてでございますが、三村議員のほうでは矢吹町のまちづくり総合計画も含めて、さまざまな計画を熟読した中であって、そうした農業振興対策に特化した、そうした振興策なる計画というものが見つけられなかったということでございます。

これらについて、きちっとした、例えば矢吹町まちづくり総合計画なり、都市計画マスタープランなり、道路マスタープランなりというようなものがないということについてご報告をさせていただくことと、あわせて矢吹町のまちづくりの基本が農業というようなことで考えておりますので、そうした農業振興政策に対するマスタープランなるものを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げますとともに、ご理解とご協力もお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告9番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様、きょうは大変ありがとうございます。

質問に先立ちまして、熊本の地震で被災された方にお見舞いを申し上げます。また、さまざまな支援を行っている町民の皆様、町の職員の皆様に敬意を表します。

それでは、通告に従いまして、3点、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、子育て支援の充実についてであります。

矢吹町第6次まちづくり総合計画においては、「子ども」という項目で、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」と明記され、その主な事業の一つに、子育て支援の充実が掲げられております。全国的に見ても、報道やさまざまな調査、そういったもので見ても、子育てをしやすい町を望む声は多く、また町で行っているアンケート等でもそういった声は多くあります。これに応えることは、町政の重要な役目であると言えます。

子育てをしている世代の町民の方からも、そのための具体策として、1つ目には給食費の無料化、そして2つ目に幼稚園、保育園の保育料の無料化、3番目にごみ袋の無料化、これは子育てをしている世代、特に乳児、乳幼児のいる世帯ですけれども、そういった家庭は紙おむつ等が非常に多く出るということで、ごみが多い、そういったことからごみ袋の無料化、こういった声が上がっています。

町としては、こういった施策を実施するお考えはないか、また実施した場合に必要な予算額はいかほどになるのか、その障害となるものなどはないか、町長及び教育長のご見解を伺いたいと思います。

続きまして、第2点目であります。町民の健康についてお伺いいたします。

長年にわたる制度改定、国民健康保険、昭和36年に皆保険ということで始まっておりますけれども、この後、介護保険制度、後期高齢者医療制度、こういったものも加わっていき、だんだんとその制度の内容、国民健康保険料の負担額、介護保険料の負担額などもふえてきたり、その中身も必要なものがなかなか受けられなくなってくる、こういったものが起こってきています。当然、町民に対する負担も厳しくなっている、滞納などもふえてきているという状況にあります。

また、さらには今後予定されている国民健康保険都道府県単位化によって、町の国保が県に統一される、こういったことでありますけれども、それによって保険料の徴収率、そういった徴収率によっては町の分担金などもふやされるおそれはあるのではないかと、そういったことがほかの先行している自治体などを見てみると起こってきております。

これにより全体として、国全体の話も含めますけれども、保険料などを払いたくても払えず、やむを得ず滞納する方や、病気やけがになっても、余りひどくない場合には受診を控えている、そういったことも報道などで明らかになっております。

町民の健康を守るためにも、当町においてもこういった実態を把握して、適切に対処をすることが必要と考えますが、現状はどうなっているのか、分析状況など、また今後の対応などを考えておられれば、それをお伺いしたいと思います。町長のお考えを伺います。

最後に、3点目といたしまして、公共施設の建設、維持、管理のあり方についてであります。

この重要な施策として、複合施設の建設、道の駅の建設、また総合運動公園の予定地だったところ、これも

まだこれから中身が決まると思いますけれども、そういったもの、大規模な事業が予定されております。

町民アンケートやワークショップの開催などで、町民の要望調査なども取り入れて、こういったものをつくっていくということも決められたと思いますけれども、具体的に、ではそれらの施設がどういった機能を持っているものなのか、どれぐらいの方が利用するのか、その規模がどれぐらいになるのか、建設や維持管理のコストがどれぐらいになるか、また効果などについて、町民の皆さんの間からも不明な点が多いとの指摘が挙がっております。

また、公共施設の指定管理制度についても、事業計画等、その詳細が示されず、例えば駅の中にあります観光案内所ですが、これも観光案内所ということは示されましたが、でき上がってからでないかと中身がどういったものであるかというのがわからなかった、供用が始まらないとその内容がわからないという指摘もあります。複合施設についても、図書館や地域の方が集まるということ、集まる場、そういったものをつくっていききたいということはお話がありますけれども、実際にどういったものが入っていくのか、その規模もまだ決まっていない、中身がわからない、こういった指摘があります。

今後、公共施設、インフラの更新、維持管理には莫大な予算、試算によりますと40年間で970億円かかるということです。年間では約24億円、こういったものの維持管理、また統廃合なども検討していかなくてはいけないと思います。もちろんインフラですから、必要なものは必要なものとしてしっかり残していく、そういった計画が必要です。そのことをまずしてから、この新たなもの、新たな施設の建設等、また指定管理のあり方等についても考えていく必要があると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

以上、3点、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援の充実についてのおただしであります。本町の目指すべき将来の方向と人口の展望を示すことを目的に策定した矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、このまま人口減少対策を講じない場合、本町の人口は平成27年の1万7,995人に対し、平成72年には1万1,694人まで減少する見通しであると、国立社会保障・人口問題研究所では推計しております。

町といたしましては、今後の将来人口推計の分析を踏まえ、平成72年には人口規模1万4,000人の維持を目指すこととし、人口減少対策に向けた各種施策を推進してまいります。

中でも、子育て支援の充実、他の市町村との差別化を図る上で重要なキーワードとなるため、人口減少社会を見据えた特色ある子育て支援策が重視される課題の一つとなっております。また、若年層での人口流出が多くなっている本町の現状を踏まえ、安心して子育てができる環境整備に力を注ぎ、子育てニーズに対応した子育て支援策をさらに充実させる必要があると考えております。

これまでの取り組みといたしましては、平成26年度策定した矢吹町子ども・子育て支援事業計画では、計画策定に当たり、幼児期の教育・保育、子育て支援に対する需要や課題などを把握し、町独自の特色ある子育て世帯に対する支援や、子を持つ親の声やアンケートの意見等を反映させております。



具体的には、放課後児童クラブの利用対象者の年齢拡大、町立幼稚園・保育園・放課後児童クラブの利用時間の延長など、子育て世代のニーズをもとに事業を検討し、本計画に位置づけ、事業を実施しております。

なお、当該事業計画には、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業、幼稚園での一時預かり事業、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、屋内外運動場を初めとする本町の子ども・子育てに関連する119の個別事業を次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に位置づけ、毎年度、その進捗状況について点検・評価を行っております。

このほか、平成28年度からは、新たに不妊治療費助成、不育症治療費助成、子育てサークル活動支援補助を実施し、さらには、子育てホームページ等の解説などを今年度の早い時期に実施する予定であります。

また、おただしのごみ袋の無料化につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合との協議が必要となりますので、構成される5市町村と協議を深めてまいります。

今後も、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、妊娠期から就学期まで、家庭だけでなく、職場や地域全体で子育てを支援し、保護者だけでなく町民全員が子供たちの未来を見守り育てていく町を目指し、切れ目のない子育て支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、具体的な子育て支援策については、教育長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

次に、介護保険料と国民健康保険料が値上がりし、町民の負担が厳しく、この値上げに対する対応についてのおただしであります。介護保険料につきましては、3月の第394回定例会でも安井議員からの一般質問に対して答弁申し上げましたが、昨年度、第6期矢吹町介護保険事業計画を策定した際、高齢者の増加等に伴う介護給付費の増加が見込まれたことから、平成27年度から介護保険料の引き上げを行ったところであります。

国民健康保険料については、平成21年度に所得割を一部引き上げましたが、それ以降の税率の引き上げは行っておりません。平成30年4月より、福島県内全市町村の国民健康保険の財政運営の責任主体が福島県となり、将来的な保険料負担の平準化のため、今後、予定収納率や実施する保健事業を考慮した標準保険料率が市町村ごとに示され、国民健康保険事業費納付金として福島県へ納付することとなります。

詳細につきましては、今年度開催される福島県市町村国保広域化等連携会議において、標準保険料率や納付金等について一定の方向性が示されることとなっており、内容が判明次第、皆様にお知らせいたします。

議員おただしの、保険料を払いたくても払えず、やむを得ない滞納が発生していることにつきまして、現在、国民健康保険税及び介護保険料の未納者に対して、納税者との公平性を確保するため、保険証を資格証及び短期被保険者証交付基準により、短期間の利用制限を設けて保険証を交付しております。また、町では未納者本人及び家族の所得等を考慮し、町民の皆様へ寄り添い、親身になって納税相談を行っております。

なお、生活困窮などにより納入計画が履行できない滞納者であれば、地方税法に基づき執行停止についても検討するなど、未納者の生活状況に応じた公正公平で適正な賦課徴収を実施しているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公共施設の建設、維持、管理のあり方についてのおただしであります。今年度よりスタートしました第6次矢吹町まちづくり総合計画では、住民参加による計画づくりとして、矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを初め、子どもワークショップ、まちづくりワークショップ等、幅広く丁寧に町民の皆様のご意見等を反映し、住民本位、議会が一体となった計画づくりに努めてまいりました。

本計画では、さらに復興を加速させ、矢吹創生の実現に向けた取り組みとして、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を重点プロジェクトとして位置づけたところがあります。

このうち、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため、奥州街道沿いに複合施設を建設し、歴史・文化資源が調和した景観計画とともに、復興のシンボルとしてにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、道の駅推進事業については、国道4号線沿いに整備し、農業の魅力、地域の魅力を発信する地域活性化の拠点として整備に取り組んでまいります。

次に、旧総合運動公園用地利活用事業については、平成26年度に実施したアンケート等を踏まえ、土地の利活用について検討を深めているところであります。

これら事業の推進に当たり、今後の公共施設等のあり方につきましては、平成28年3月に決定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づくこととしております。

計画の基本方針は、施設の適正配置、管理運営の効率化等、トータルコストの縮減を図り、施設の長寿命化、施設の複合化、機能集約、施設総量の縮減等を図ることであります。

さらに、施設分類ごとに基本方針を定めており、今後は施設分類ごとに個別計画を策定し、より具体的に施設等の長寿命化、更新計画等を定め、財源措置としても新たに公共施設等整備基金を創設し、対応を図っているところであります。

公共施設は、公共の福祉のために利用されることが元来の目的であり、町民が利用できるように活用すること、町民にとって必要不可欠な行政サービスや生活をより豊かにする活動の場を提供するものであります。活用できるものは最大限活用し、見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資するといった取り組みが必要と考えております。

また、まちづくりの観点を踏まえ、町、利用者、地域、民間事業者など、公共施設にかかわる皆様の力で施設の魅力を高めていくことが必要であります。

いずれにいたしましても、事業の推進に当たりましては、各種計画等に基づき、公共施設等全体を捉えて、戦略的に管理していくことを念頭に、基本構想、その後の具体的な整備計画を検討し、今後、議会を初め、多くの町民の皆様のご意見を伺いながら事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 3番、安井議員の質問にお答えいたします。

子育て支援の充実についてのおただしではありますが、まず給食費の無料化につきまして、本町の平成27年度集金しております給食費の総額は、4小学校の合計が4,786万4,000円、中学校は2,845万3,000円であり、小中学校合わせますと、総額7,631万7,000円であります。

本町では、現在、学校給食費の食材費の1人当たりの年額は、小学校が4万9,500円、中学校が5万4,000円

であります。

平成28年度の給食費無料化について、近隣市町村に実施状況を聞き取りしたところ、白河市は無料化を実施しておらず、中島村、泉崎村はそれぞれ幼稚園、保育園の全ての園児を対象に実施し、西郷村では小中学生の第3子以降の児童生徒を対象に実施している状況であります。

給食費の無料化については、子育て支援の施策の一つとして、保護者の負担軽減及び子育て支援施策につながる効果的な措置であると認識しておりますが、無料化の実施については、矢吹町としての子育て支援策の中で、どのような点を支援することが望ましいか、また近隣市町村の実施状況を継続調査しながら、総合的に検討をしてみたいと考えております。

次に、幼稚園・保育園の保育料無料化につきまして、子育て世帯の負担軽減として、平成21年度より第3子以降幼稚園・保育園無料化事業を実施しております。

また、幼稚園・保育園の園児全員の保育料無料化については、待機児童の解消を優先に取り組みなければならないと考えており、現在検討しているところであります。

既に実施している第3子以降の無料化事業では、平成28年度は在園児86名に対し、約1,255万6,000円の保育料の無料化を実施しており、第1子、第2子の保育料無料化について、平成28年4月の在園児の保育料で試算してみますと、第1子の在園児394名に対し約6,635万6,000円、第2子の在園児159名に対し約1,144万4,000円となり、第3子以降の無料化と合わせると、総事業費約9,035万6,000円の財源確保が必要となってまいります。

先ほども述べましたように、待機児童の解消が図られた後に、無料化の実施に向けた検討を深めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、ごみ袋の無料化につきましては、本町のごみの回収から最終処分までの作業は、白河市と西白河郡の4町村で構成されている白河地方広域市町村圏整備組合で行っております。ごみ袋の販売収益の7割がごみ処理手数料となっており、クリーンセンター及びリサイクルプラザの維持管理や運営経費に充てられております。

ごみ袋の有料化は、ごみの排出量を減らすため、平成11年10月から導入しており、ごみ袋の無料化はごみ処理に係る経費に直結していること、また、無料化にした場合、その分を市町村が負担金として負担しなければならないことから、その実施に向けては構成される5市町村と検討していくことになります。

今後も、子供を産み、そしてより子育てしやすいまちづくりを目指すための施策を充実してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、昼食のため、暫時休議いたします。

(午前11時55分)

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午後 1時00分)

---

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番(安井敬博君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、子育て支援の充実についてであります。給食費の無料化、幼稚園・保育園の無料化、そしてごみ袋の無料化……

○議長(熊田 宏君) 安井議員、すみません、もうちょっと左にずれて、マイクの正面でお願いいたします。

ごめんなさい。体をもうちょっとこちらにずらしていただいて、すみません。

○3番(安井敬博君) ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、子育て支援の充実についてであります。給食費の無料化、幼稚園・保育園の保育料無料化、そしてごみ袋の無料化ということが町民の間から声が上がっているということでお話をさせていただき、ご答弁といたしましては、その無料化の実施のために、給食費については7,631万7,000円の費用が必要になる、また保育料の第3子までを含めた無料化といたしましては9,035万6,000円の費用がかかるということでした。

ごみ袋の無料化については、金額についてのご回答がなかったんですが、このあたりもごみ袋代の7割が処理費用として計上されているということでしたので、そのあたりをごみ袋のごみの処理量などを計算していけば、大体出てくるのかなとは思いますが。私どもで試算した値ですと、矢吹町の量からいったら大体1,700万円ぐらいなのかなという試算もさせていただきました。この辺は正確ではないと思しますので、もしつかんでいらっしゃるのであれば、そのあたりも再度お答えいただければと思います。

それとあわせて、これだけやはり費用がかかるということの中で、町としてもこれまでも第3子以降の保育料の無料化を行ったり、給食費については家庭の状況などによってその軽減策を捉えているということ、この辺については大変評価できるものであると思います。これは、町長も教育長も町民の方と気持ちは同じで、やはりこういう子育て支援のために何らかの策をしようということ、ここは同じなのかなということは理解させていただきました。

やはり、財源の問題というのは非常に厳しいものがある、これも理解しております。これまでの同僚議員からの質問の中でも、子供のための支援策などさまざまなのが提案されていますが、そのための財源として、今回ふえてきているふるさと納税なども活用できるのではないかと、そういったことも挙げられております。ただ、到底足りるものではないなというのは理解します。

この間の子育て支援策ですとか国保料の値上げ、介護保険料の値上げ等というもの、やはり国の施策で交付税措置等が減らされてきたと、そういったことにも原因があるわけですね。その辺からいいますと、しっかりそれに対して物を言うことは必要であるとは思いますが。

しかしながら、人口1人当たりふえますと、交付税の算定基準額でやっぱり年間でいうと16万円ふえていくということがあります。そのあたりも、この子育て支援の充実等に回していく、子育てだけではなく、矢吹の町民が暮らしやすいものに使っていくということ、これができるのではないかなと思います。でありますから、そういったお考えがないのかということも再度お尋ねしたいと思います。

続きまして、町民の健康についてでありますけれども、この点につきましては、やはり今、少し懸念されているのが、軽減策等とられる方というのは、やはり対象は限られておまして、それよりも少し所得の多い方、

でも潜在的に貧困が進んでいるという状況、同僚議員の質問の中でも子供の貧困は進んでいるとありましたが、結局子供の貧困が進んでいるというのは、子供だけではなくて、その家庭全体の貧困が進んでいるのではないかなということでありまして、そういうセーフティーネット等にひっかからないところの世帯の方なんかを受診を控えているという状況はやはりあるんだと思います。

実際に、私のところにも先日相談に来られた方がいまして、要は収入が、仕事を首になってしまって、病気のために働けなくなった、働けなくなったので何か手助けをしてほしいということで来られたんですけども、実際にその方は病気だったんですね、病院にかからなきゃいけない、入院費がなくて困られていたということなんです。実際には、入院をして手術もしてみたんですけども、がんであったということがわかりました。相当痛かったんじゃないかなと思いますけれども、そういった苦しんでいることも抑えながら、受診するのを我慢しているという状況にあります。この辺は、やはり町としても、そういう潜在的な医療の手助けが受けられない方、健康を害している方もいるということをしかりと把握していただきたいなと思います。

その辺の調査をするお考えはあるかどうかということもお伺いするとともに、先ほどもお話がありましたように、国保の広域化が30年度から予定されております。その中で、広域化の連携会議の中でもその動向などを見ていって、その中身を決めていく、決まっていくということでありましたけれども、やはりその連携会議の中を見ていくに当たって、町長にはその中でもこういう実態等をぜひお話をさせていただく、町の中での実態等も話していただいて、例えば町が独自に軽減措置なんかをとったりとか、あとは保険料の徴収率、この辺が低いとどうもペナルティーが、分担金がふやさされるんじゃないかなんていうことも、実際に先行しているところで起こっているわけですから、そのあたりをぜひしかり話していただくということ、これが必要だと思います。

地方自治法のお話をさせていただきますと、僭越ではありますけれども、第1条の2でありますけれども、ここでは「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。これこそ、地方自治の本旨だと思います。住民の福祉、健康だけではないと思いますけれども、そのことをしかりと、同じ思いだとは思いますが、その思いをしかりと広域化の会議等にも伝えていただく、このことのお考えがないかを改めて伺いたいと思います。

3点目といたしまして、公共施設の建設、維持、管理のあり方ではありますが、複合施設と道の駅と、また総合運動公園などで、これ中身といたしましては、まだはっきりはしていませんけれども、やはり同じように町民の福祉等に寄与するものであるから、決して必要ないということではない、私もその辺は理解しております。

ただ、やはり今後、この公共施設の維持管理、個別管理計画を策定されるということでしたが、この辺の中身がこれから先、かかってくる維持管理費をどうやって圧縮するか、また必要なものをどうやってつくっていくか、また維持していくかということに、財源なんかにもかかってくると思うんです。やはり先ほどお答えのほうはなかったんですけど、まずは新しいものをつくるよりも、今まであるものをどう活用していくか、どう統合していくかということで、個別の管理計画、これがどれくらいの時期にでき上がってくるのか、そのあたりをお示しいただけたらなと思います。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、子育て支援の充実策ということで、給食費の無料化、幼保の保育料の無料化、ごみ袋の無料化、財源的に大変厳しい中であってということで、ご理解を示しながらの質問であります。

さまざまな対応をとっているわけですが、すぐにこれらについて実施することについては難しいということについては、私も教育長も先ほど答弁をさせていただきました。

ただ、さまざまな点検、最後に話しされたように、公共施設の維持管理等々も含めて、そうしたことで経費の節減をさらに図っていききたい。これについては、第6次行財政改革大綱というものを策定しましたし、数値目標を定めながら、そこでさらなる財源の捻出を図っていく。

また、「入るをはかりて出るを制する」というような話を数度にわたって話をさせていただきますが、そういう中であって、経費の節減ばかりではなくて、安井議員おただしのように、歳入の増を図ることが非常に大切だろうというふうに思っております。昨日も答弁をさせていただきましたが、これらについてはさまざまな手法を使って、例えばふるさと納税も含めて、また遊休資産の有効な処分、そうしたものも含めて歳入増についても図っていかねばならないだろうというふうに思っております。

ただ、これらの問題等については、特に給食費の無料化、幼稚園・保育園の無料化にあつては、子育て支援に直結する内容でございますので、これらについては一定の期間を見ながら、方向性というものを打ち出していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、町民の健康の問題でございますが、これについては多くの方が安井議員のほうに生活の困窮を訴えながら、国保、さらに介護保険等々を含めて料率、税率の見直しをお願いしているというようなことの内容でございますが、これらについては私どもも十分に把握しているつもりでございます。先ほども答弁させていただきました。個別具体的なそれぞれの事情に応じて、親身になって、そうした方に寄り添って相談を繰り返す、さらには今ある制度を利用しながら、さまざまな手段を講じていききたいというふうに考えております。最終的には、納入計画というものがさまざまな理由によってできないということについては、地方税法でも救済策というものが打ち出されておりますので、そうしたこともあるということについて、安井議員のほうからも町が今、抱えているさまざまな課題等も説明をしていただきながら、町の制度、さらに国の制度についても十分に説明していただき、なおかつ町もそうしたことに努力をして、そうした方たちの相談、そして親身になってのご提案、そしてアドバイス、さらには議員の皆様にもそうしたことを含めて周知徹底を図っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

ペナルティー等も含めてというようなことで、福島県のほうで国保連合会の加入の問題で、ペナルティーも含めて分担金が町民の負担につながることはないようなおただしでございますが、これについても先ほども答弁させていただいたように、平成30年4月より県内全市町村で財政運営の責任主体が福島県となるということで、さまざまな方針、そして制度の内容が県のほうから説明があるだろうというふうに思っております。

そうした際に、そうしたご指摘のないような形で、福島県と協議をしていききたいというふうに思っております。

すし、新たに明らかになる制度の内容等の詳細につきましては、わかり次第、判明次第、議員の皆様にもお知らせするという事で答弁をさせていただきたいと思っております。

公共施設についての建設、維持、管理についての問題でございますが、この必要性は安井議員のほうにもお認めをいただきまして、感謝申し上げたいと思っております。

この建物を建設するタイミングというものを考えた場合、議員おただしのように、個別の管理をしてからではタイミングを逸するという事についてもご理解をいただきたいと思っております。今、復旧から復興ということで、復興集中期間については復旧関連の、そして復興関連の国の財政的な支援というものがございます。これらを逃すということになれば、昨今の国の財政支援、補助金の採択等も含めたら、非常に厳しい状況にあるということについてもご理解をいただきたい。そうした中であって、今できることを今やらなければ、後からというわけにはいかないということも、私たちはそうした総合的な判断もさせていただいての今回の3つの重大プロジェクトでございます。そうしたことにおいて、そのタイミングを見きわめながら、必要不可欠なものについては踏襲していかなければいけない。

この内容等については、ただ単にその事業をするというだけではなくて、それぞれの目的というものがございます。大きな目的は、やはり町の活性化、住民の方が住んでよかつたと思えるようなまちづくりをするためには、必要不可欠な事業であるということについて、議員の皆様への多くの理解を得て、また住民の皆様への多くのご理解を得て、そうした重大事業ということでプロジェクトとして打ち上げさせていただいたことについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

個別の問題で、さまざまな内容等について、十分にお知らせできないことについては、この後、そうしたご指摘を踏まえて、皆様に納得いただけるような説明を逐次させていただくということでもご理解をいただきたいというふうに思っております。

したがって、個別の管理をした後でということではなくて、そのタイミング、時期を慎重に見計らいながら、今後も必要なものについては必要な投資をしていくと。もちろん、その事業を採択するに当たっては、議員の皆様にも説明を申し上げながら実行していくということについて約束をしながら、再質問に対する答弁とさせていただきますたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） ごみ袋無料化した場合の金額がもしわかればということと、もう1点、経済的理由で病院に行けない町民の調査をするつもりは、経済的理由で病院に行けない現町民がいる調査をする意思があるかという2点をお願いします。

○町長（野崎吉郎君） わかりました。

再質問に対する答弁が抜けてしまって、申しわけございません。

ごみ袋の無料化について、その金額についてつかんでいる、把握しているのであればということでございますが、これについてはつかみ切れていないということで、なお町のほうとしましても、その金額についてどれぐらいになるのかというものを調査しまして、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

なお、困っている人、そうした人がどのぐらいいるのかというような把握の点についても、現時点で何名というような方、本当に困っている人ということになれば、何名いるかということについては把握しておりません。

ただ、資格証明書、短期証明書、これについては数字がございますので、保健福祉課長、わかるかな、その数字についてはつかんでおりますので、その数字については保健福祉課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員の再質問にお答えをいたします。

短期証、資格証の該当者数でございますけれども、まず短期証の世帯数ですが、161世帯でございます。

それから、資格証の発行世帯数ですが、39世帯でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最後に公共施設の維持管理のほうで、もう一回やらさせていただきます。

この辺、申しわけないんですが、私も本当に必要なものは必要、これは十分わかっているつもりです。ただ、やはりいつごろに何を優先してつくるかとか、その個別計画自体がどれぐらいの見込みでできるのか、その辺はやっぱりお知らせいただきたいなと思います。今の時点で、どのぐらいでできるのか、そういう計画ができるのか、その点をお答えください。

それから、あともう一つ、関連でお話しさせていただきますと、町民アンケートやワークショップなどを経て、今後複合施設等を建設していく、道の駅を建設していく、これが町の活性化、それから中心市街地の活性化につながる、この辺は私も同じような意見ではあります。ただ、それをつくるコスト等についてもしっかり考えていく必要があるのではないかなと思います。

例えば、青森市では公園の整備計画が持ち上がったときに、全部で9回にもわたって住民代表者の方々に集まってもらって、毎月1回か2回ぐらいの会を1年間にわたってワークショップをやっている、最初は中学生のグループ、そしてもっと高齢者の方のグループ、それから一般の方のグループと分けて、それぞれにその公園に必要なものをいろいろ出してもらったんですね。建築パース模型みたいな、そういったものをつくって、それを実際に建築の専門家に見ていただくと、中学生がつくるものだと1億2,000万ぐらいかかる、高齢者の方なんかですと1億6,000万ぐらいかかるというようなことも出されていた。実際には、その予算としては市としては5,000万しかないんで、これをどうしますか皆さんということをやっているんですね。その中で、それぞれのグループの中で、じゃ何を選択していくかというか、選択と統合ということだと思うんですね。選択と統合していくということも、町民の方と一緒に考えていくこと、これが必要だと思うんです。

やはり、町民の方、お子さんたちにとっても図書館があるといいなとか、遊ぶ場所がいいなと、それは当然だと思うんです。その中で、じゃ図書館もつくり、遊ぶ場所もつくり、でもその中でどういったような中身にしていけば費用も圧縮できるかとかということも考えていくのも必要なかなと思っています。もち



ろん費用圧縮だけが目的ではなくて、統合と選択というのは、自分たちの本当に必要なものを自分たちでつくり上げていけば、それも大事にしていくということにつながると思います。そういったこともやっていくことが必要ではないかなと思いますので、その辺のお考えもないかということをお聞きしたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

全く安井議員の言われるとおりでございます。物をつくるときに、町が一方向的に計画を策定し、それを押しつけるのではなくて、多くの町民の意見、そして議会の皆さんの提案等を含めて、そうしたものをつくっていく、この基本的なスタイルというのは、一貫して私が今までやってきたことでもあります。

したがって、今回の3つのプロジェクトについても、多くの検討委員会、ワークショップ、さまざまな団体の力をかりながら、またそこには多くの町民の方も入って、入れ物について中身の検討、そうしたものを実施してまいりました。そうしたことを受けて、報告書というものができ上がったことについては、議員の皆様にもそうしたさまざまな検討会、ワークショップ等を含めた報告書については提出させていただいて、説明もさせていただいているので、そうしたことについては一定のご理解は得ているものと思います。

今後におきましても、さらに中身を具体的に検討していくということになってまいりますので、そうした基本的なスタイル、考え方は変えずに、今後も多くの町民の意見、さらには多くの団体の皆様の意見、そうしたものを取り入れながら、そうした形をつくっていききたいというふうに思っております。まさしく町民と一体となって、そうした事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

具体的な今後のこうした計画等も含めてでございますが、スケジュールをお示しできないという、金額も含めてお示しできないということについては、そうした内容を煮詰めながら、できるだけ早くそうしたスケジュール等も含めて、事業の具体的な内容等について報告をさせていただきたいと思ひます。

もう一方、スケジュールという点では、公共施設の建設、維持、管理、特に維持管理の部分、個別の管理を含めていつごろから始まるんだということでございますが、平成28年度からということでは先ほども答弁させていただきました。いつごろ終わるんだということで、3年をめどに、そうした個別の具体的な維持管理計画というものをつくっていききたいと、そのように思っております。

ことは、その中であって、町営住宅の整備計画というものを策定していくということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしても、先進地の事例としてご提案がありましたように、今後も数多くの町民、さらにはワークショップ、各団体のお力添えを得ながら、そうしたものに多くの町民の意見等を取り入れると、一体となったまちづくりを進めていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

◇ 加藤宏樹君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告10番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、町3大プロジェクトであります今後の取り組みについてをお伺いいたします。

1点目といたしましては、20年以上、総合運動公園予定地について検討されてきておりますが、今回の第6次まちづくり総合計画においても検討するとのことですが、利活用について、現在、どのような計画案があるのか、またそれらはいつまでに決定し、実行していくのか、タイムスケジュール等もあわせてお示しいただきたいと思います。

次に、道の駅の構想についてでございますが、同僚議員からの質問もありましたので、場所や規模は、場所などはおおむね予想がつかいましたが、規模等がまだわかりません。さらには、土地の利用形態、いわゆる取得するのか借地であるのか等々について、具体的にお示しいただき、今後のスケジュール等もあわせてお伺いできればと思います。

次に、矢吹駅周辺地区整備計画についてでございます。

○議長（熊田 宏君） すみません、またちょっとマイクたたいてもらってもいいですか。

○4番（加藤宏樹君） 複合施設や公園等の基本構想はまだ、先ほども同僚議員から質問がありましたが、ここではそのままお聞きしますが、具体的にはどのようにするのかをお示しいただきたい。

また、大正ロマンの館について、いまだ工事中と思われませんが、工事の完了予定及び利活用について、タイムスケジュール等もあわせてお示しをいただきたいと思います。

次に、道路整備計画についてでございますが、自治体所有の公衆用道路、いわゆる公道の維持管理は公の機関が行っております。修理等も容易で、すぐに直るとというのが現状でございます。

ただ、私道に関しましては、どうしても修理がなかなかできない。私道補助という事業があります、2割から3割の地権者負担で行う事業がありますが、共有地の場合などは全員が了解しないと、これさえも利用できず、整備が進まないという状況にあります。これらを町で整備する考え、または前向きに検討するつもりがあるかをお伺いいたします。

次に、2年前にも旧国道と石川街道の拡幅計画について住民説明会があったと思いますが、その後の進捗状況はどのようになったかをお伺いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生についてであります。

〔「2の③が」と呼ぶ者あり〕

○4番（加藤宏樹君） ③が抜けちゃった、すみません。

③、何度か質問もさせていただいていますが、やはり矢吹駅の北側には、踏切を越える対面通行が可能な踏切とか跨線橋、またはアンダーパス等がなく、住民の生活に不便を感じると。この問題に対して町はどのように考え、対処するのかをお伺いいたします。

3番、次に、国の地方創生の旗印のもと、まち・ひと・しごと総合戦略がほとんどの自治体で作成されてお

ります。ほとんどが数値目標を掲げ、計画や業務内容が語られておりますが、矢吹町においては特色ある、そして実効性の高い、そういった施策はあるのかをお伺いします。

また、当然、人口の流入増や流出減に対して、実現可能な具体策はあるかをお伺いいたします。

最後に、ブリティッシュヒルズについてでございますが、矢吹町は他市町村よりも英語力の強化に、特に英会話について真剣に取り組んでいるなど思っております。中学生海外派遣事業やブリティッシュヒルズの宿泊研修、外国講師を雇い入れて英会話の教育を実際になさっていると。実に英語に、英会話に接する機会が多いという思いがあり、今後ますますそういう機会がふえていくのかなと思っていたところ、6年生の宿泊研修が1日の研修ということになったと聞いております。中学生の海外派遣で20名から30名と増員したという要因もあるでしょうが、私は全員がそろう、全員が同じ機会を受けられる、こういう研修をどんどん伸ばしてほしいと思いますが、縮小されたわけは何かをお伺いいたします。

以上、ご答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、3大プロジェクトの今後の取り組みについてのおただしであります。平成28年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画では、前期4年の基本計画において、16の政策、34の施策、215の事務事業を、「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」の7つの分野に分類し、事業の推進を図ってまいります。

中でも、7つの分野の1つ、「復興」においては、震災以前以上のまちづくりを目指すため、3つの事業を重点プロジェクトとして位置づけ、復興を確実に仕上げてまいりたいと考えております。

その1つが、旧総合運動公園用地利活用事業についてであります。

利活用案につきましては、3月定例議会でも答弁させていただきましたが、1つには町民の皆さんの声やニーズを十分に反映させる必要があると考えており、具体的には平成26年度に実施した矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートの結果からも、運動公園や森林公園などへの利活用案が挙げられます。

また現在、大きな行政課題として浮き彫りになっている今後の公共施設等の維持、管理、更新等における利活用案であります。人口減少時代を見据えた中では、公共施設等の統廃合は避けて通れない課題であり、中でも現在検討を進めている教育・社会教育施設等が抱える課題の解決に向けた用地としての利活用も、一つの選択肢になるものと考えております。

これら各種施設等の整備に当たっては、莫大な費用を要するため、現在の地形や環境を生かした矢吹花の森公園構想等、園芸産業の振興や観光資源の創出につながるソフト的な事業も検討してまいりたいと考えております。

なお、平成28年度は、本事業のたたき台となる基本構想の策定を予定しており、仮称となりますが、旧総合運動公園用地利活用検討委員会を組織し、有識者、関係団体、町民の皆さんから広く意見をいただきながら、多方面から検討を深めてまいりたいと考えております。

現在、8月の委員会開催に向けた準備を進めておりますが、基本構想の策定に当たっては、平成11年に策定した矢吹町総合運動公園基本構想の基礎資料等を活用しながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅整備事業の基本構想についてのおただしですが、角田委員の答弁と重複いたしますが、道の駅基本構想につきましては、3月に開催しました（仮称）道の駅やぶき検討委員会において、検討委員会としての基本構想が取りまとめられております。

基本構想の内容につきましては、整備の目的、コンセプトの設定、基本方針、導入機能、候補地の比較検討、配置方針、整備・管理運営方針で構成されております。

施設整備の基本的な考え方としては、田園風景を眺望しながら飲食・休憩ができる施設、にぎわいの創出や農を体感することができる施設、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設、アクセス道路から視認しやすい施設、防災拠点としての施設などが示されております。

今後、基本構想につきましては、議会を初め町民の皆様のご意見等を伺いながら、町としての基本構想に仕上げてまいります。

なお、今後のスケジュールを初め、土地の取得等についての具体的なおただしについては、いまだ未確定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてのおただしですが、一部、角田議員への答弁と重複いたしますが、本町では第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年及び矢吹町復興計画における復興期4年の3年目の年となる平成28年度において、震災からの復興、中心市街地の活性化を目的に、平成27年度より事業に着手している矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業を重点プロジェクトとして位置づけ、事業を推進していくこととしております。

この都市再生整備計画事業とは、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金事業の基幹事業に位置づけられ、従来の補助金よりも市町村の自主性、裁量性が大幅に向上したものであり、地域の実情を最もよく把握している市町村が中心となって、その都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済、社会の活性化を図ることを目的に創設された制度であります。

本事業の最重要項目である複合施設建設事業につきましては、これまで建設用地が決まらず、具体的な計画ができない状態でありましたが、今回JA東西しらかわ矢吹支店跡地の土地取得に目途がついたことから、現在、国に対し計画変更の申請を行っているところであります。

なお、複合施設のほか、東邦銀行矢吹支店跡地を活用した多目的広場や公園施設等に係る具体的な構想やスケジュールについては、今後検討委員会を組織、計画づくりを行い、随時、進捗状況については議員の皆様へ報告させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大正ロマンの館についてのおただしですが、大正ロマンの館の今後の利活用につきましては、東日本大震災からの本町の復興のシンボルとして、また中心市街地においてにぎわい創出のかなめとなる施設として、昨年12月、議会の承認を得て、矢吹町中心市街地活性化推進施設として定めたところであります。

目的といたしましては、大正時代に建てられた近代建造物としての歴史的価値から、大正ロマンの館を観光資源として利活用し、町民及び観光等での来町者を誘客し、中心市街地ににぎわいを創出することです。

今定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出しておりますが、指定管理候補者から提案のありました大正ロマンの館の利活用の内容につきましては、さきの目的を達成し、中心市街地のにぎわいづくりに大いに期待が持てる内容であります。

具体的な内容といたしまして、1階部分は町内外の多くの方をもてなすため、地元食材を中心に使用した料理の提供を行うカフェレストランと、地元野菜及び地域特産品等の展示即売を行うと伺っております。2階部分では、小中高生が自己学習できる部屋の開放を主体に、創作料理コンテストなど、地域交流のためのイベントが開催されると伺っております。

なお、各階において、大正ロマンの館や昭和時代の矢吹町の町並みに関する写真等の展示を行い、来館者に歴史と文化を感じてもらえるような工夫された提案がなされております。

次に、タイムスケジュールについてであります。大正ロマンの館の修復工事につきましては、基礎及び躯体補強に関する第1期工事が昨年度末に完了、建具及び外装部分などの第2期工事を6月13日から9月中旬までに完了し、外壁及び内壁などの第3期工事を7月中旬に工事発注、本年10月末には全工程が完了する予定となっております。

次に、指定管理者による業務委託についてのスケジュールであります。大正ロマンの館での各事業は本年11月から開始する予定であります。カフェレストランを初めとしたさまざまな事業の取り組みを行うことについて、町内外の方々に先々より広く認知いただき、大正ロマンの館を初め、中心市街地に数多くの方が訪れるよう、指定管理者には各事業の準備とあわせ、周知広報活動に取り組んでいただくため、7月から指定管理業務を行っていただく予定であります。

なお、指定管理者へは7月から業務を委託しますが、当初の支払いは、周知広報を行うために必要な経費及び事前に準備の必要な椅子やテーブルなどの家具や調理器具等の備品購入費に限定したものであり、大正ロマンの館の施設管理に係る委託料は11月の事業開始からとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公衆道路として利用されている私道整備についてのおただしであります。まず一般的に、公衆用道路については、道路法に基づき町が管理する町道並びに国有財産等で平成14年から地区ごとに一括譲与を受けた、原則として地域の受益者が管理する法定外道路があります。

一方、土地所有者の管理する私道については、位置指定道路等、県が認定し、一部利用規制がかかる私道及び無指定の私道がありますが、これらの私道については、町が道路整備、排水路整備、維持補修等を行うことはありません。

また、一定の要件を満たした宅地分譲等の開発に伴う道路について、町が管理する道路として寄附を受ける場合があります。寄附を受けるためには公道から公道へ接続していること、構造が矢吹町町道認定基準に適合していることが条件となり、震災以降は白河信用金庫東支店向かいの分譲地1件のみであります。

私道の整備につきましては、平成12年に私道の整備を促進し、生活環境の向上を図ることを目的に、矢吹町私道整備補助金交付要綱を策定いたしました。道路の幅員や延長、受益戸数等の一定の条件を満たした私道について、その整備に要する費用の10分の7から10分の8を補助する制度であり、過去5年間では6件、昨年度も1件の申請がなされ、私道の整備工事に対し、町補助金を交付しております。

このように、私道についてはあくまで個人、共有者の財産であり、今後も町が直接道路整備を行うことはありませんが、一定の要件を満たした私道については、寄附及び補助金を活用した道路整備が可能でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧国道と石川街道の拡幅計画の内容についてのおただしであります。初めに、本町は震災時に大きな被害を受け、道路利用者の通行が困難な状況であった道路を復興道路として位置づけ、その整備計画を進めております。

旧国道、石川街道整備につきましても、震災時に大きな被害を受けた復興道路として、平成24年11月に住民説明会を開催し、歩道拡幅を含めた道路整備計画について説明をさせていただいたところであります。

復興道路として位置づけた路線につきましても、多くの町民が利用し、交通量も多く、児童生徒の通学時に危険な状況であることを把握しており、歩道を含めた整備の必要性は非常に高く、特に重要な路線であると認識しております。

しかしながら、複数路線の同時期の整備実施は、現在の町の財政状況においては困難であるため、緊急性、優先度の高い路線から計画的に事業を進める必要があります。

本年度より事業に着手する石川街道であります。本年度、道路沿線の住民や地権者を対象とした事業説明会を再度開催し、事業同意を得た後に、路線測量に着手し、現地調査、道路の概略設計を行う予定であります。この測量設計の成果をもとに、社会資本整備総合交付金事業の要望申請を行い、平成29年度から実施設計、用地買収、物件補償等、本格的に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

石川街道の計画幅員につきましては、計画交通量により、車道部は全区間において片側3メートルの2車線を計画しております。歩道部は片側2メートルの幅員で、一部区間につきましては両側の歩道も検討してまいります。片側の歩道設置で、車道を含め両側に側溝を布設した場合の最小幅員は10メートルであります。交差点部においては、両側に歩道設置、車道に右折レーンを含め、両側に側溝を布設した場合は、最大で15メートルの道路幅員が必要となります。歩道の片側、両側の設置につきましては、歩行者、自転車の交通量に応じた設置、さらに経済性やその整備効果についても十分検討、計画してまいりたいと考えております。

旧国道の計画幅員につきましては、平成24年度に開催した説明会の中で、車道2車線、両側に歩道を設置した全幅13メートルの幅員を提示しております。

旧国道につきましては、さきにも述べたとおり、同時に複数の幹線道路を整備することは財政的にも困難であることから、石川街道の整備に一定の目途がついた段階以降の事業着手となります。矢吹町中心市街復興まちづくり計画をもとに、景観に配慮しながら、歩道の拡幅や無電柱化など、歩行者が歩きやすく安全・安心を確保できる、歩いて暮らせるまちづくりを目指した整備を図っていく予定であります。

そのほか、継続して整備を進めております羽鳥幹線上部利用の八幡町・善郷内線や神田西線などの幹線町道の歩道整備につきましては、平成28年度完了の路線を除き、継続的に進めてまいります。平成29年度以降は復興道路、特に石川街道の拡幅、歩道整備事業に重点を置き、優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

石川街道の整備は、相当な期間と事業費が必要となりますが、将来を見据えた長期的な観点より事業着手の決断をさせていただいた路線であります。

今後、路線計画の変更、事業の延伸、予算規模の縮小等を検討しながら、緊急性を重視し、優先順位を定めた事業の選択を行い、限られた財源の中で集中した道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、駅北側の跨線橋、アンダーパス及び踏切についてのおたただしですが、現在JR東北本線を横断する幹線道路は、県道棚倉・矢吹線の矢吹大橋の跨線橋及び町道新町・弥栄線の踏切幅の2路線であります。

また、市街地を通過して国道4号に抜ける町道一本木29号線、旧石川街道につきましても、本年度より事業に着手したところであります。

矢吹駅の北側を東西に結ぶ道路については、幅員が狭小であり、通行に不便を来していることは以前から認識しており、中央幹線道路や（仮称）北部立体交差道路の整備について検討してきた経過がございます。

中央幹線道路につきましても、経済情勢の変化や財政事情、地権者からの理解も得られなかったことから、平成23年度に策定された第5次まちづくり総合計画後期基本計画において、事務事業から削除いたしました。

同時に、（仮称）北部立体交差道路につきましても、将来地域構造の交通軸として位置づけしておりましたが、平成10年に策定しました都市計画道路網計画書では、将来的に市街地部が拡大され、市街地が成熟した際に検討する路線と位置づけが変わったことから、現在、整備に関する計画はございません。

しかしながら、さきにも述べましたとおり、町の北側の東西に結ぶ道路については、通行に不便を来していることは以前から認識しており、市街地の拡充、進展を見守りながら、都市計画道路としての整備計画の必要性の有無も含め、総合的な検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、まち・ひと・しごと創生についてのおたただしですが、地方創生につきましては、現在、国と地方が一体となって進めている取り組みであり、まち・ひと・しごとの創生により、安定した雇用の場や住みよい環境をつくり、地方への人の流れを生むことで、人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを目指すものであります。

本町におきましては、平成27年10月に、地方創生の基本方針となる矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、最大限の努力により人口減少を最小に抑制することを目標といたしました。

本町の人口減少に係る人口動態を見ますと、平成7年より転出が転入を上回る社会減に、平成16年からは死亡が出生を上回る自然減に突入したことが明らかとなりました。この2つの人口減少要因の解決が大きな課題であり、総合戦略においては、次の4つの基本目標を掲げ、さまざまな施策による効果的な人口減少対策を講じ、地方創生に向け取り組んでまいります。

1つには、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であり、若い世代への経済的支援を初め、3つの施策を柱に各種事業を推進してまいります。

2つには、「矢吹町における安定した雇用を創出する」であり、企業誘致の促進と既存企業の強化支援を初め、5つの施策を柱に各種事業を推進してまいります。

3つには、「矢吹町への交流・流入人口を増やす」であり、タウンプロモーションによる情報発信の強化を初め、6つの施策を柱に各種事業を推進してまいります。

4つ目には、「矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る」であり、快適な

生活環境づくりの推進を初め、4つの施策を柱に各種事業を推進してまいります。

これら4つの基本目標の設定に当たっては、本町の人口ビジョンに基づく客観的な数値とともに、総合戦略の策定において再認識した本町の地理的条件等の特性、各種統計データから確認された本町の強み、さらにはアンケート結果からの町民ニーズと課題等が浮き彫りとなり、これらを踏まえた目標と施策であり、まさしく他の自治体にはない、矢吹町独自の考え、地方創生に向けた戦略であると認識しております。

いずれにしましても、今後のまちづくりにおいては、各地方自治体の本気度により、自治体間格差がますます大きくなるものと考えております。矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた目標の達成により、人口減少問題の克服を図るとともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画で掲げる協働の理念のもと、復興から創生へ向け、「全員参加で矢吹創生」を合い言葉に、全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

ブリティッシュヒルズにおける研修についてのおたただしではありますが、平成24年度から、英語への関心を高め、コミュニケーション能力を養う目的で、町内4小学校6年生が1泊2日、中学校1年生が1日の日程で研修を実施してまいりました。

6年生は1泊2日の研修により、ブリティッシュヒルズ外国人講師による英会話プログラム及び矢吹町独自の英語劇プログラム「桃太郎」を行ってまいりました。今年度の1日間の研修におきましても、これまでと同じく、児童にとって有意義な体験となるブリティッシュヒルズ外国人講師による英会話プログラムは継続して実施いたします。そして、英語劇「桃太郎」を取りやめとしたところでもあります。その理由は、確かに1泊して友だちとの交流を深めたり、楽しい思い出をつくったりというよさもありますが、学校における事前練習の負担が大きいことと、負担の割にはブリティッシュヒルズに1泊して演じるこの意味と、その費用負担等を検討した結果であります。

現在行われている小学校5、6年生の外国語活動は、英語に関心を持ち、日常生活での英語表現になれるものであります。

小学校の外国語活動については、平成30年度から小学校5、6年生の外国語活動が教科化される予定です。今後の動向を踏まえ、これまでの英語劇による表現活動にかえて、矢吹町では小学校1年生から4年生までの外国語活動においても独自のカリキュラムをつくり、英語指導助手と学級担任が連携して行うチームティーチングの授業や、学級担任が1人で行う英語の授業を試行しております。これらの授業では、英語の単語を知ったり、英語の単語を使ってゲームをしたり、簡単な英語を使って自分の好きな食べ物やスポーツなどを伝え合ったりと、英語を使って楽しく会話することなど、発達段階に応じて指導しております。

また、5、6年生でも、新たに教科書の内容の学習とあわせ、1年生から4年生までの学習で学んだ表現を活用しながら、中学校の英語につながる単語や表現の習得ができるカリキュラムをつくり、英語への関心を高



め、英語力向上につながる学習を行っております。

さらに今年度、中学校では、ブリティッシュヒルズ研修にかえて、各種検定試験受験を推進し、全校生が資格取得を目指して取り組んでおります。特に英語検定では、年1回は全員が受験することとし、10月から受験料の半額を補助する予定であります。学校では、朝の時間などを使い、英語検定の事前指導を行い、生徒が英語への関心を高めるとともに、資格取得を通して自信を持ち、その後の授業や、より上級の検定に意欲的に挑戦する意識高揚を図っているところであります。

このように、小学校では1年生から6年生まで発達段階に合わせて楽しく学び、英語力向上のための基礎的な外国語指導に努め、中学校では少人数教育を生かした習熟度別学習と検定試験への取り組みを通して、児童生徒の英語への関心、コミュニケーション能力と表現力を高める指導の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

（午後 1時59分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2時09分）

---

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、やはり町民のかなりの関心どころであります総合運動公園なんですが、先ほど運動公園、森林公園、公共施設、または花の森といった構想はあるということですが、とりあえず何かをやっていただきたいというのが町民の真意であります。

まず、森林公園、公園として整備してはどうかと。例えば、ウォーキングコースをつくったり、クロスカントリーコースをつくるとか、それとやはり広場を1つつくって、多目的広場として利活用、まずその辺からやっていただきたいと。さらには、今、フォレストアドベンチャーというアスレチックのちょっとスリル版と云えばよろしいですか、そんなのも全国的にはやっております。そういったものを盛り込みながら、人を呼び込むというのも、協議会か審議会かはわかりませんが、ぜひ答申していただければなと思いますが、その辺もそういう計画もあわせて進めていただければと思いますが、その辺はどう考えるかお答えいただければと思います。

それと、大正ロマンに関してなんですが、今回の補正予算ですと、先ほど調理器具とか椅子とか、そちらの委託料ということで、実際には年間、指定管理料は幾らぐらいになるのか、今わかっているとお答えいただければと思います。

それと、私道整備なんですが、私道とはいえ、やはり町の公共施設、いわゆる上下水道等が埋設されている点からも、やはり公益性が高いという観点から、これらの土地を町は借りて営業をしているという観点からい

えば、こういうのにも町が積極的に整備にかかわってもいいんじゃないかと私は思うんですが、そういった意味で砂利道を舗装してあげたりするのは当然と思うが、町の考えをお伺いしたいと思います。

それと、先ほど私道の寄附とかの条件がいろいろあるということでしたが、その辺は積極的に規制を緩和したり制約を緩めて、積極的に町が購入するなり寄附を受けるといった態度をとっていただきたいが、町の考えをお伺いいたします。

それと、旧国道と石川街道であります、当初13メートルという拡幅計画ということでありましたが、これは都市計画道路としてきちんと申請してあったのかどうかの確認と、やはり建築制限のかかった都市計画道路でないと、これ50年、100年たってもほとんど完成しないんじゃないかと思うんですが、その辺について町はどう考えているか、お答えいただければと思います。

以上です。よろしく答弁方、お願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めますが、残り時間が5分強ですので、4点について簡単明瞭に答弁いただければ幸いです。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の総合運動公園、町民の関心事、非常に町民の関心が高い、何かをやっていただきたいというような強い多くの声があるということでございます。町は、そうした意見を受けて、3大事業として重点プロジェクト事業に持ち上げましたので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご提案のあった公園、ウォーキング、クロスカントリー、多目的広場、フォレストアドベンチャー、人を呼び込むような工夫、そうした貴重なご提案、ありがとうございます。これらについては、先ほども答弁させていただきましたように、仮称ではございますが、総合運動公園利活用検討委員会なるもので検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

2点目の大正ロマンの館でございますが、指定管理料については平成28年度394万5,000円、平成29年度171万7,000円、平成30年度129万7,000円、3年間の指定期間でございますので、もう一度繰り返します。平成28年度394万5,000円、平成29年度171万7,000円、平成30年度129万7,000円、合わせて期間中の合計が695万9,000円となります。

以上です。

なお、もう3点目の私道についてでございますが、町の公共施設が敷設されて公益性が非常に高い。したがって、こうしたものについては一定の、町のほうからそうした方に対しての利便というものを考えて、積極的に支援をしていくべきではないかというようなおただしでございますが、そうしたことについては先ほどの答弁を繰り返すこととなりますけれども、ルールに従って、町のほうでは私道の助成も含めて、私道を持っている所有者に対しての対応については、以前の答弁のとおり繰り返すこととなりますけれども、ルールに従って対応していきたいというふうに考えておりますが、なおどういった支援がそのほかにもできるか等については、今後協議を深めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答

弁とさせていただきますと思います。

以上です。

忘れました。石川街道の都市計画道路についてのおたがしでございますが、石川街道については、昭和33年に認定をさせていただいております。したがって、50年、100年とはかからないものと考えておりますので、よろしく願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 今、石川街道が昭和33年に20メートル、旧道が20メートルじゃなかったですか。

昔の都市計画は、そのころできたと思うんですが、前回、町が13メートルで都市計画道路に変更したいという説明を受けましたので、それに関してきちんと届け出なりをしたのかという先ほどの質問だったんですが、また建築制限をかけないと、やっぱりどうしても家は後退して建ててくれないですね。それをやらないと、いつまでたってもやっぱり道路の拡張は難しいんじゃないかという意味で質問したので、その辺をご理解の上、ご答弁ください。

○議長（熊田 宏君） 再々質問、終わりですね。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。2分半あります。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、加藤議員の再々質問に対する答弁をさせていただきますと思います。

石川街道の都市計画にかかわる建築制限等について、詳細について都市整備課長から答弁させますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 4番、加藤議員の再々質問にお答えいたします。

都市計画道路、昭和33年に認定しておりますが、その後、変更の手続は行っておりません。

今回、本年度事業に着手いたしますので、説明会の中で町民の皆さんの意見をいただきながら幅員等を決定した上で、手続をとっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 青山英樹君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告11番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆様方、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

通告に従いまして、一般質問を始めていきます。

通告書に書いてありますように、大きく4点ほどございますが、まず、1番目としまして太陽光発電設備の設置に関する問題等についてお尋ねをしていきたいと思っております。

震災及び原発事故以降、再生可能エネルギー普及が爆発的な動きを見せているわけでございます。当町におきましても例外ではなく、太陽光が、メガ発電が設置されまして、またこれも九州、あるいは長野等で住民とのトラブルが発生しているところがございますが、当町におきまして、これもまた同様に近隣住民からの不安の声等が聞かれるきょうこのごろとなっております。

特に、太陽光発電設備普及に関しては、景観の保全、そしてまた近隣住民の生活環境権等に関しての問題となるトラブルが多く発生しておるわけでございます。これも国が定めた価格及び期間で電力会社が再生可能エネルギー、電力を買い取るというふうに義務づけております固定価格買い取り制度、FITとよく申しますが、この認定を受けるに当たって、地域住民との協議等というものが盛り込まれていないために出てきている状況というのが1つ考えられるわけでございます。特に、一週間ぐらい前も新聞に出ましたが、当初に認定された価格でもって、いつ、じゃその設備を設置するかということは事業者の自由でありまして、この差額、つまり企業としましては、事業者としましては、設備備品等の値下がりを待っていたりとか、そういうことで結局、地域住民が知らない間に計画だけは立てられてしまっているといえるような、そういう問題も生じているわけでございます。

とりあえず、そのような太陽光バブルが全国的に発生したために、これに伴ってメガソーラー設備設置をめぐる地域の問題も発生して、地域住民の反対運動なども表面化するようになってきているのがきょうこのごろかと思っております。

山並み等の自然景観への影響、史跡、名勝等の歴史文化的景観への影響などが懸念される発電設備設置が計画されて進み、設備設置近隣住民及び隣接地域の景観保全を願う多くの方々が、設備設置に反対をしたいというような声も聞こえるわけでございます。

このような制度のもとに、事業者がその認定を受けるに当たって、立地自治体への届け出、同意を得ること、こういったものは必要とされていないという実情がございます。住民に寄り添うべく、このような問題に対して、住民自治の観点からも立地自治体として矢吹町のかかわり方、対応をお尋ねしたいと思います。

2番目に関してですが、同僚議員との質問がかなり重複していく部分が多くございます。基本的には住民要望の実現というものに対しての町としての取り組み、その達成度をどのようにしていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

今年度におきまして、複合施設が新設される計画、道の駅の設置に関して推進していく。また、旧東邦銀行跡地を取得し、ポケットパークなるものができてくる等の大型箱物的事業が多く、そこに投資が多く予定されているというのが実情でございます。

しかしながら、町民の皆様が多く望んでおりますのは、日々の日常における身近な改善でありまして、これ

らの要望の実現に皆様の希望が多く募っているところでございます。

幾つかの例を挙げますと、文京町における排水路側溝内の水たまり、震災等でもっての勾配傾斜等のためかわかりませんが、その側溝排水路にたまった水、そこに湧く蚊などの駆除、そういったものに苦慮していると。まさしく生活環境の改善を望む声が聞かれます。

町内、このようなところがほかにもないのか申しますと、中畑地内、滝八幡町地内、ほかにもございまして、町のほうでも4カ所ぐらいの地域において、同様のことが、生活環境が悪化していると、これを何とかしてほしいというような声を把握しているものと考えられます。

そしてまた、中町地内の歩道に見られる段差等の改修、これはことぶき大学で議会が行った説明会等におきましても、質問として、もう少し細かな配慮のある、そのような整備をしていただけないかというような要望も聞かれておるわけでございます。

石川街道道路におきましては、なかなか皆さんわかっているんですけども、何でだろうというその疑問ばかりでもって、なかなか撤去されないということでもございますが、道路に突出した電柱ですね。車が非常にこすりまして、こすってもこすってもなぜ撤去されないんだろうと。こんな不便なことは皆さんわかっているはずなのにということで、町というのは公道を管理している関係から、なぜあのままにしているのかというような、そういう身近なそういったものに関しても改善されないのかと。車を傷め、そしてそれも自分で直すようなことになっているわけで、まさしく結構数多くの方が被害といいますか、損害を受けてしまっているというような状況にあります。

このように、また、今回同僚議員からも多く聞かれましたが、生活道路の舗装、そういったものがなかなか60件ほどいまだに未舗装で計画されているということですけども、そういったものが早く改善されないかと、数えれば枚挙にいとまがないような状況で、町民の要望は数多くあるにもかかわらず、改善されないというのがあるということでございます。当然、社会生活面におきましても、隣地の町村のごみ袋が無料でございます。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、すみません、またマイクがあれなので、ちょっとたたいてもらってもいいですか。すみません。

○7番（青山英樹君） 隣地町村のごみ袋が無料であるにもかかわらず、我が町では有料であると。実際にあった話ですけども、引っ越すときに矢吹町に入ろうかと思ったけれども、ごみが面倒くさいと。袋が無料ではないし、その分別が非常に面倒くさいというようなことで、若い夫婦方が敬遠したというような話も、実は事例でございました。

そしてまた、子育て面におきましても、同僚議員からもありましたが、保育料あるいは送迎バス代などが無料となる自治体も隣にありながら、矢吹町は残念ながら無料化等が検討されていないのではないかとというような不満といいますか、そのような声も聞かれるわけでございます。

今のは事例でございますので、そのようなものに対して一つ一つの質問を回答は別に申し上げることはございません。何うということはないんですが、企画すれば大型箱物ばかりがやたら町民からは目に映って、そのような身近なものに対して対応がなされていないということに関しては、非常に町長がおっしゃる満足度を高める町政というものに対しては、逆行してしまっているということが、今の現況であろうというふうに思うわけでございます。

このような町民の望むことが履行不能に陥っているというようなことで、手薄と映る住民自治の充実を望む町民の声に対して、町長はどのような訴えをもって町民の納得を得ようとされるのか、お伺いしたいと思っております。

次、3番目に財政についてでございます。

金がないといいますか、予算がとれないというのが正しいというふうに一応認識するわけでございますが、今年度の施政方針におきましても町長自身、依然として厳しい財政状況とお認めになっております。実質公債費比率が全国でワースト36位、県内でワースト3位となって町民が驚愕しました平成17年度の財政状況に始まる財政再建というのは一体何だったのかと。（議長が取消を命じた発言）、そのような声が町民の間からも聞かれるところでございます。

そしてまた、町で起債をする、つまり町債、借金ですね。それともう一つは、債務負担行為というのは毎年必ず出ていくという意味では、ツケ払いと同じでありまして、これも立派な負債になるわけです。これを足し合わせますと、どのような数値になるかということで、実質債務残高というふうに申し上げますが、これは平成17年、3カ年の町長が旗印を上げて財政再建に取り組んだ結果として、見事に下降をするというような結果をお出しになりました。町長を初め、町役場職員さん、また町民の皆さんが我慢をして耐えて3年間ですばらしい結果を残した経緯がございます。平成21年度まで下降をしまして、かなり水準的にはこの債務残高というものは非常によくなったわけでございます。

ところが、21年度を境にしまして、それ以降は右肩上がりにまた上がってしまっているというのが現況でございます。そして現在、調べてみますれば、平成17年度と同等の水準となってきているのは実態でございます。平成26年度におきまして、この実質債務残高、いわゆる町の借金、起債等、債務負担行為を合わせますと、平成17年が104億ぐらいで、平成26年が101億、これ決算カードをベースで一応算出しましたが、同等の水準になってきていると。そしてまた、財政健全化法というのは、指定管理等に関しては把握しないんですね。ですから、指定管理等の債務負担行為がこうふえていきますと、実質公債費比率とは数値とはまた別に、そちらだけが実際の残高、借金、ツケ払いはふえていくというそういうことになってしまうわけなんです。

ですから、実質公債費比率だけでその健全度を追うということに関しては、今申し上げましたように平成17年度と平成26年度が同じ水準になっているということに関しましては、やはりそういったことも踏まえて依然と厳しい財政状況という町長のご判断なのかなというふうに推察するところでございます。

もとより、この財政に関して着目すべきは、やはりふえていく公共施設の更新費用、維持管理費にあるのではないかと。特に、同僚議員からもありましたが、40年間で960億と。そして、単年度では24億というような数値が申されまして、これを何とか改善させていく、減らしていく、そういう再編、見直し等が行われない限り財政的にはちょっと余裕が出てこないのではないのかと。であれば、当然、大きな箱物以外にも町民の皆様が足元の身近なそのような希望に対して、措置することができるのではないのかというふうに思いまして、この上なく財政に関しましては、この公共施設更新費用、維持管理費用を減らしていくということをまず着手すべきことが大事ではないのかというふうに思っております、その辺を町長さんはどのように考えるのかということもお聞きしたいと思っております。

そして交付税ですね。今までのここ数年来そうですけれども、交付税措置されるから大丈夫みたいな、その

ような私から言わせればちょっと安易な発想ではないかと思うんですが、普通交付税自体も平成26年度は過去で一番低かったと思います。16億何千万でしょうか。六、七千万でしょうか。平成12年、小泉改革三位一体のとき、あのときはかなり23億ぐらいあったと思いました。それが平成26年決算が3月に出了た、総務省から。矢吹町の決算出了たが、それでは16億六、七千万だったと思いますが、過去においては最下位でございました。

そのように普通交付税ですが、交付税が減ってきた中であって、交付税措置を起因とする起債を多くしているわけですが、交付税が減ってきている中であって、交付税措置だけがふえていくといたれば、実質的には使うお金は減っているということなんです。いわゆる借金を立てかえておいて、それを交付税措置でもらうわけですが、その分、交付税額としてふえて、交付税額が総額で多くなっていくならいいんですけども、交付税総額は減っていった、交付措置だけがふえていくということは、実際にはそれだけ払っているわけですから、使っていけるお金というものは少なくなってきているというのがそれが実情なんです。これもまた町長が認める財政が厳しいという中の大きな要因ではないのかと。このような財政運営を今後も継続していかざるを得ないのか、このようなことが町政運営として妥当なのかというご判断をお伺いしたいと思います。

そして4番目、最後になりますが、総じて関連していますが、住民自治の完遂というものに町民の負託を我々、皆様受けていることだと存じ上げております。この住民自治というものについての完遂を補完すべく、団体自治があるものとする町民の皆様は多いわけでございます。依然として厳しい財政状況の中、このような町民の日々の暮らしにおける身近な要望等の負託にどう応えていくのかというのが町民の関心の的であるということで、繰り返し申し上げますが、そしてまた、社会保障拡充のために消費増税というものを上げようということですが、これが見送られた。少子高齢化という社会現象で社会保障はじり貧というふうになっております。国民、住民それぞれの負担増というのは、これは今後避けられない状況。しかもGDPというものを主導にしたいわゆる経済成長というものも、これからはゼロ成長ではないのかというふうなことも言われ始めて、今までとは大分変わってきた社会情勢にある。

地方創生という旗を上げて人口ビジョンや総合戦略をうたっているわけですが、私もいろいろ全国研修に行きまして、他の市町村等の人口ビジョン等を拝見しましたが、皆さん一律同じなんです。社人研のデータをもとにして人口置換比率2.1を基準にして、そしてということで3つのシミュレーションを挙げている。全国どこも一律金太郎あめなんです。それでもって地方創生等なし得るのかというのが非常に私は疑問なんです。

そのようなところでもって、確実な処方箋としての保証がないこの総合戦略、人口ビジョン等、これを旗頭として、現在あるいは将来にわたって町民の負担を軽減し、満足の高いまちづくりというものを、どのように行っていくのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求める前に、今一般質問中3番の財政についてというところで、（議長が取消を命じた発言）。不適切な発言でありますので、削除及び訂正を求めますが、いかがでしょうか。

削除してもよろしいでしょうか。

○7番（青山英樹君） いや、何が不適切だか、私は、だから平成17年度からの3カ年計画を実施して、21年ま

では下がったけれどもということとは、その一時期間だけが下がったというのは、(議長が取消を命じた発言)  
…。

○議長(熊田 宏君) 青山議員のお話、そうかもしれませんが、いやしくも議会の議決を経てという結果であります。議員みずから議会を軽視するような、侮辱するような発言はやめてください。

訂正でなければ、議長の権限において削除します。

○7番(青山英樹君) じゃ削除してください。

○議長(熊田 宏君) ありがとうございます。

では、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、太陽光発電設備設置についてのおたただしであります。富永議員への答弁と重複いたしますが、森林を開発する場合、開発事業者は森林法に基づき、1ヘクタール未満の場合は町へ小規模隣地開発の届け出を、1ヘクタール以上の開発の場合は県へ許可申請をする必要があります。乱開発による森林の無秩序な伐採に一定の抑制をかけているところであります。

また、太陽光発電開発の場合、1ヘクタール以上の開発をする場合には、その開発地内におおむね25%の残地森林または造成する森林を設けなければならないとしております。

このほか、近年の太陽光発電事業等の増加に伴い、本町では良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止を目的に、平成27年6月に矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱を制定し、計画区域の面積が5,000平方メートル以上の場合に適用することとしております。

太陽光発電事業を実施しようとする事業者は、要綱に基づき、設置に関する届け出を提出することとしており、その中には地元自治体に対し説明会を開催しながら理解を得るものとし、地域住民と業者の間でトラブルが発生しないように努めております。

要綱制定以降、5件の申請を受け付け、事業完了が2件、事業中が3件となっており、地元との合意形成を図りながら、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、円滑に事業が進捗している状況にあります。このことから、この指導要綱は法的拘束力のないものではあります。環境保護、景観保持に対する一定の効果が出ているものと判断しております。

近年、大規模な太陽光発電設備に限らず、大規模な開発事業では、土地所有者の権利と地域全体の環境保全は相反する場合があります。国も東日本大震災以降、再生可能エネルギーの導入を推進しており、町といたしましても、地域との共存が図れる事業については、未活用地の有効利用とあわせ推進してまいりたいと考えております。第6次矢吹町まちづくり総合計画の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現と、まちづくりの基本姿勢の一つでもある「風景を残し守る」の実現のため、そして、何よりも町民の皆さんに寄り添い、調和のとれたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、日常生活における身近な住民要望についてのおたただしであります。平成28年度からスタートした第



6次矢吹町まちづくり総合計画では、町の将来像を「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、16の政策、34の施策、215の事務事業を「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「暮らし」「復興」「計画実現のために」の7つの分野に分類し、確実な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

本計画では、まちづくりの理念として「自助・共助・公助の考え方」「協働のまちづくり」「いにしえから学ぶ、まちづくりのリーダー」「情報共有・情報発信のまちづくり」「行政運営の考え方」について定めさせていただきました。特に、持続可能なまちづくりに当たっては、行政主導のまちづくりから、住民主体のまちづくりを目指す必要があり、「自助・共助・公助の考え方」の共通理解とともに、住民主体・住民主導による「協働のまちづくり」を一層推進してまいりたいと考えております。

また、「行政運営の考え方」におきましては、人口減少、少子高齢化が進展し、地方が新たな時代を迎える中、持続可能な行政運営を行うためには、地方自治体は厳しい財政状況下においても、複雑多様化する新たな行政需要への確に対応するとともに、住民が真に必要な行政サービスを迅速に提供することが求められます。そのためには、さきに述べさせていただいたとおり、「自助・共助・公助の考え方」の共通理解のもと、行政が担うべき領域を明確にするとともに、選択と集中による事業の効果的な実施と、住民に寄り添った行財政運営を行う必要があると考えております。

議員おただしの手薄と映る住民自治の充実を望む町民の声へにつきましては、これら第6次矢吹町まちづくり総合計画で目指す理念や考え方の、町民の皆さんへの発信と共有が必要と考えられ、7月1日号の広報やぶきとともに、総合計画の概要版を全世帯に配布する予定であります。

町といたしましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画をまちづくりの手引書として、行政、議会、町民の皆さんが共通理解のもと、その実現に向け一致団結し、全員参加によるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、依然として厳しい財政状況の原因と、大型箱物に着手する今の行財政運営を継続していくことへの妥当性についてのおただしではありますが、実質財務残高は、償還すべき地方債の現在高と債務負担行為により支出すべき実質的な債務の合計額であり、その標準財政規模に対する割合は、実質債務残高比率として、将来の財政負担をあらわす財政指標の一つとして示されております。

本町におけるその比率と残高につきましては、平成17年度252.9%、1,040万7,172円でした残高は、財政再建3カ年計画等の取り組みにより、平成21年度183.1%、82億4,679万円まで減少しました。しかしながら、翌年の平成22年度には223.4%、失礼しました。先ほど言い間違えたね。訂正させていただきます。先ほど言い間違えました。数字を読み間違えました。訂正させていただきます。平成17年度252.9%、104億717万2,000円でした残高は、財政再建3カ年計画等の取り組みにより、平成21年度183.1%、82億4,679万円まで減少しました。しかしながら、翌年の平成22年度には223.4%、102億4,637万円と一転して増加に転じております。その要因の多くは、農業生産性向上と農業経営の安定に資するために取り組まれた、隈戸川地区の国営かんがい排水事業であり、債務負担行為として設定した負担金の償還金18億8,880万9,000円の影響によるものであります。

これら実質的な債務残高が多額になれば、将来、財政の硬直化をもたらす要因となることから、今後これら財政指標には十分注視し、一定基準内の維持に努め、持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営に取り組

んでまいります。

このような中、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないように、確実に推進するため、重点プロジェクトとして、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を位置づけ、今後公共施設等の整備を予定しているところであります。

公共施設等の老朽化対策と、更新費用・維持管理費用の増大が叫ばれている中において、どのように対処していくか、本町の取り組みについては、平成28年3月に決定した矢吹町公共施設等総合管理計画において示させていただきました。公共施設等の現状及び将来の見通し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針により基本方針を定め、施設の適正配置や管理運営の効率化等、トータルコストの縮減を図り、施設の長寿命化、施設の複合化、機能集約、施設総量の縮減等により、今後の人口減少や人口構造の変化に対応した住民サービスの維持、行財政運営の継続を図ってまいりたいと考えております。

行財政運営は、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、施策の選択と集中を行い、限られた財源を必要な分野へ重点化させる考え方が重要であります。町民の負託、ニーズにどう応えていくか。必要なものはつくらなければならないし、お金をかけていかなければならないものは、かけていかななくてはならないと考えております。

その上で、財政運営上の指標が社会情勢等を踏まえた的確な水準となっているか、的確な分析ができているか、常に見直しながら財政分析を行財政運営にどうリンクさせるか、町民のニーズ、満足度とどうバランスをとるか、マネジメントしていくことを常に意識し、今後の行財政運営に取り組んでまいります。

いずれにしましても、今年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、町民主体のまちづくりを目指して、町民が安心し、安全である暮らしの実現に向け、知恵と工夫により効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町民の負担軽減と満足度の高いまちづくりについてのおただしであります。本町を初め地方を取り巻く環境は人口減少社会、地方創生など大きく変化しておりますが、今年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、住民に寄り添い、住民主体のまちづくりを推進し、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を実現することが、まさしく町民満足度の高いまちづくりであると考えております。

これら町民満足度につきましては、本計画において「こんな町いいな目指そう値」として、37項目、50指標を数値化し目標を設定しており、4年後、8年後にそれぞれ町民アンケートを実施し、その達成状況を確認しながら満足度を高める努力をしてまいりたいと考えております。

また、町民の負担軽減につきましては、地方創生関連交付金を初め、国・県等の有利な財源確保に全力で取り組むとともに、ふるさと納税等による新たな財源の確保に向け知恵を絞り、町民の皆さんの負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、町民の皆さんの福祉の向上を図り、持続可能なまちづくりを進めるためには、財政規律を確保しながらも、将来へ向けた長期的展望による事業の実施は必要であると考えており、町民の皆さんが住んでよかった、住み続けたいと思える、誇りの持てる矢吹町の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご

理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

（午後 2時53分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。 でしたので、別なマイクと交換しましたので、よろしくお願ひします。

（午後 3時05分）

---

### ◎会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（熊田 宏君） 一般質問を続けます。

再質問はございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、再質問をいたします。

私の持ち時間は何分でしょうか。

○議長（熊田 宏君） 質問が11分強、答弁は17分強あります。

○7番（青山英樹君） わかりました。ありがとうございます。

それでは、まず、太陽光発電に関してなんですが、同僚議員の質問もありまして前向きにという点と、そしてまた事業者と住民環境の調和を図るという整合性なり、意見を通してというようなお話であったと思います。ただ、非常に猶予ない状況であるということが、まず今第一にあるんです。

特に、具体的に申しますと、南町地内三十三観音の史跡公園から、隈戸川を見渡したほうに対して2つの施設ができつつあると。1つに関しては、14ヘクタールでございます。かなり広い面積でございます。ここはもう袖が館城のほうの跡地のほうから見ますと、もうもろ見えてしまうという形でもって、ピカピカの状態になってしまうんじゃないかというような、景観上本当にこれはもう甚だ遺憾に思う方々が多く出ているんじゃないかと思っております。もう一つは、この14町歩の隣に、2.7ヘクタールで今太陽光を設置しますよと。それで測量をして境界を立ち会ってくれというような話が1月末ごろに通知が住民に来たということで、どのような規模でいつといったところも全く説明がない状態であると。非常に不安なんです。そちらに関しては、平成26年3月に関係者が裏山を歩いていたというようなことから、何ができるんだというふうには思っていたと。実質的にはことしの1月に太陽光を設置しますというのが手紙で届いて、測量の境界に立ち会ってくれという話が来て、唐突で全く困ってしまったと。かなり住んでいる宅地の近くに太陽光が設置されるということで、非常に住民の方が不安に思っております。全くもって景観が自分が好きでここに住むというふうな決め

て、それが全くことごとく失われてしまうということに対しては、何も言えないのかと。行政として何とか助けていただけないのかというようなご相談があるわけでございます。

これが今申し上げましたように、非常に急な話でございまして、これに対してやはり何らかの形で調和を図るという観点、企業、事業者の経済活動も尊重しなければならないし、住民の方々の要するに環境、音を守らなくちゃいけない。その観点から、2つの調和を図るという意味で早急に条例等をつくる。細かい部分に関しては、施行規則等でも縛れますし、縛るというようなそういうようなものではなくて、調和という観点での条例のほうを早目につくるような考えがおりなのかどうか。それはいつごろまでにできるのか。着手するのは、すぐに着手されるような考えを、町長はお持ちなのかを改めてお伺いしたいと思っております。

次に、財政面におきまして、いわゆる財政面が絡みますが、住民の身近な要望を実現する、また、大型事業も着手していくというようなことになるには、やはり財政的にかなりのゆとりがないといけないであろうというふうに思うわけでございます。そういったものに関しては、注意を払いながら見きわめながらということで、町長さんは慎重に取り組みたいというようなお話だったかと思いますが、先ほども申し上げましたように、まず、「入るを制して」という言葉がよく過去の議会においても出てきましたが、交付税ですね、普通交付税を見ますと、先ほど申し上げましたように、こういうグラフにあらわすとこのようなグラフなんです。これ平成12年の小泉さんのときからずっとこう普通交付税だけを挙げましたが、本当にずっと平成19年までが下りをつけていて、その後は横ばいですが、若干下降しているというのが状況で、26年度、これは27、28は予算規模でちょっと挙げましたので、決算はまだ出ていませんので。26年に限っては、過去において最低の普通交付税の交付額というふうになりました。これが今後上がっていくかということ、決してそういうふうなことはちょっと考えられないんですね。そしてまた、臨時財政対策債というものもございまして、あれも3年見直しのような形で、本当は13年、14年、15年ぐらいで終わるはずだったものが、そのまま延長されてきて今の28年まで引きずっているような状況で、財政的に苦しいからということで、要するにツケ払いを国が自治体に与えているようなものでございます。

そういったことを考えていきますと、交付税かなり3割時におきましての交付税の金額は、16億、17億というのが非常に貴重な財源でありまして、これがふえてくるならばそれも可能でしょうが、財政的に豊かになってくるんでしょうが、どうもそれも考えられないと。

そしてまた、野崎町政のこの近年の財政に関して、投資的経費が普通建設なり災害事業なりが補助金と単独を含めて表したグラフが、こちらの上のほうがこんなふうなグラフになっております。平成17年から26年まであらわしましたが、当初下がって、やはり平成19年までは下がりましたが、こちらからちょっと伸びて、極端に上がったのは、やはりこれは震災等で普通建設並びに災害事業等が極端に伸びたと。当然、補助なり単独なりも支出が多くなって伸びたという状況がございまして。

着目してほしいのは、普通建設事業の単独分なんです。しかも充当一般財源で見っていきますと、この下側のグラフなんです。これが並行して下がってきたんですが、その後、緩やかな上昇を続けているわけなんです。ここがこの普通建設事業費の単独分です。これが右肩上がりになっていくということは、普通交付税が減ってきている中であって投資的建設の計上の部分が単独でもってふえていくということは、これはこの金はどこに流れてきたのかなと。町民等の要望である道路の整備とかそういったものは余り進んでいない中であって、

上昇を見せているということは、やはりこれはある意味では箱物に消えてしまったのかなど。そうしますと、やはり町民要望、身近な要望というものは、手薄だったのかなと思ひまして、この数値を見ますとやはりまずこれを何とかしていきましょう。そして、財政的に普通交付税もふえるということはまずないわけで、いわゆる成長社会というものが今後本当に見込めるのかということ、これはわかりません。そういうような状況の中で、さて、町としては注意しながら見ていくというようなことしか方策としてはないのかなというふうなことで認識してよろしいのかどうか。町長の新たなアベノミクス並みのノザキノミクスというようなものが出てこないのか、そういった考えがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいかなというふうに思っております。

そしてまた、まちづくりに関してでございます。これは財政面、あるいは地方創生というものの、地方創生が本当にこれ、地方活性化をなし得るのかということをお聞かせ町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、太陽光の関連の質問でございますが、先ほども答弁させていただいているように、太陽光発電、町としても未利用地の活用について太陽光の発電を歓迎する旨と、ただ、開発に当たっては業者と住民の間にトラブルが発生していると。それについては町も憂慮しているわけございまして、青山議員がおっしゃるように、業者と住民の調和を図るというのが大前提になってくるんだろうというふうに思っております。一定の効果が要綱に基づいて上がっているという話をしました。ただ、不安に感じている方が団体や個人においていないわけではない。そうしたものは、町としましても重く受けとめさせていただきたいと思ひます。

青山議員のほうから条例の制定というような話が出ましたが、これらにつきましても要綱から条例、さまざまな手段を講じている県、市町村あります。そうしたものを参考にしながら、内部で協議を進めてまいりたいと考えております。これについては、先日も答弁させていただいたように、もちろん議員さんのほうにもそれぞれの考えがおありでしょうから、議員と連携を図ることについてもつけ足して申し添えさせていただきたいというふうに思っております。

次に、財政の問題でございます。

これも昨日、また、きょうも答弁をさせていただいておりますように、国・県からの補助金というものは今回の東日本大震災でもって復旧・復興に向けて手厚く、国からそして県から手当てしていただいております。

こうした有利な補助金を使っていく、そのタイミングが今であろうというふうに思っております。このタイミングを逃した際に、多くの町民から要望の上がってきたいわゆる3大プロジェクト、青山議員の言葉をこれはかりれば箱物みたいな、そんな形容の仕方しておりますが、決してそうではない。これについては、発生直後から復旧・復興の合い言葉が復旧から復興へ新生矢吹町、新たな矢吹創生の場面において、こうしたものについては長期的な展望、そういう立場に立って、こうした資金を使って矢吹町の人、自然、もの、そうしたものの魅力を大いに発揮できる、そういう場所であり得る、そういう事業だというふうに考えて、多くの町民の皆さんにさまざまな検討委員会、それからワークショップ、さまざまな人たちが、こうしたものを矢吹町に

つくっていただきたいという意見を集約して、もちろんアンケートもとったりして、そうした意見を反映させた形がこの3大プロジェクト、また、復旧・復興に向けて今町で行っている事業の内容でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

もちろん、身近な対策、事業というものを無視しているものではないということについては、これもご案内のとおり、先ほどから答弁を繰り返すようになりますが、まちづくり総合計画、さらにはまち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョン等に基づいて矢吹町の特徴を生かした、矢吹町の知恵を生かしたまちづくりということで、さまざまな計画に基づいた事業を推進していくという考え方に間違いはございませんので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

「入るをはかりて出るを制す」という言葉を繰り返します。その中であって、交付税が減っているのに普通建設事業だけが突出して投資的経費が伸びているのではないかと、その残高が右肩上がりになっているのではないかとのおたがしでございますが、これについては十分そうした内容も承知しております。ただ、町のほうでは財政の健全度というものを指標に基づいて、その中身に基づいて精査をし、決してそういった心配な状態にならないような、そういうチェック機能も働かせていることについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。実際に、実質公債費比率についても14.0%からさらに将来にわたっては13%を目指す、さまざまな指標というものがございますので、決して青山議員が心配するような事態に陥らないように注意を払って事業を推進していくということを、さらに申し添えさせていただいて、答弁とさせていただきますと思います。

なお、地方創生が町にとって有意な計画であるのかというおたがしでございますが、国がそうした動きに傾いている以上、これは町としてもそうした方向性に向かっていかなければ取り残されてしまう。競争社会、格差社会と言われております。こうした地方創生の総合戦略なり人口ビジョンに基づいた計画をつくって、まちづくり総合計画とリンクしていかなければ国は支援をしませんよという段階に入ってきております。これを無視して矢吹町独自の計画ということでやったといえども、最近の国の支援のあり方を見ていけば、国はお金を出さないということが明々白々でございます。本年度、社会資本総合整備事業、さらには農道基盤整備事業等々、町が予定していた事業、国が全く採択していただかない。前に進まない。これ一つとってもそうした計画に基づいたまちづくり、この必要性というのは十分、これだけとってご理解いただけるのではないかなというふうに思っております。

なお、財政面でまだ私のほうから説明が足りない部分について、もし企画総務課長のほうであれば補完していただくように、企画総務課長からも追加的に答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げて、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、具体的な数値の面で、青山議員から26年度までの普通交付税の状況についてお話いただきました。27年度の決算書の調整を今進めております。それで、現時点での平成27年度の交付税の数字、見込みであります

けれども、普通交付税が17億3,850万5,000円、特別交付税が3億1,357万2,000円、合わせますと地方交付税総額は20億5,207万7,000円、27年度決算についてはそのような数値の見込みをしております。

なお、平成28年度の予算について申し上げますと、今申し上げた決算に対しまして、当初予算では17億7,661万1,000円でありましたけれども、平成28年度当初予算では18億3,767万6,000円を見込んでおります。総額を……

〔発言する者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） いえ、これは地方交付税総額です。

〔発言する者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） 普通は今ちょっとここに数字出ていない資料なものですから申しわけありません。

ただ、特別交付税が伸びていることには間違いはありません。

また、新たな財源の確保というところでは、やはり町長から答弁ありましたように、国県の支援というものは当然受けていかななくてはならない。であれば、地方創生交付金、これは大変厳しい状況にありますけれども、地方といたしましては、やはり国のそういった姿勢からすれば、何としてでも努力して確保していかななくてはならないというふうを考えているところでもあります。あわせて、これまでありましたようにふるさと納税ですとか新たな財源の確保には十分努めてまいりたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございますか。

質問時間2分ちょっと、答弁時間8分あります。

○7番（青山英樹君） わかりました。

それでは、再々質問を行いたいと思います。

同僚議員からもございました。経済的活性化も大事だけれども、文化的活性化も大事ではないのかと。その論点の一つ大事なのかなと私思うんですけども、いわゆるいろんなことが今地方創生で叫ばれてきまして、金や便利さが全てという時代から、生活の質や美しさや豊かさを求める時代へ。人口がふえなくても人々が安心して暮らし続けられる社会の仕組みを考える時代に。経済の拡大、成長だけを求めてきた施行と政策が限界にきた結果が若い世代の低出生率という現象を生んだのではというような、このような論点が出てきました。考えを変えて、緩やかな共生できる社会をつくる。あれもこれもというものをやめまして、あれかこれかと、そういうことを唱える町民も多く出てきました。ということは、やはり箱物をやめて身近なものをやってくださいよと、そういう転換期に今はもう来ているんじゃないかと。社会的にもと。そういうような提言も町民からありますが、それについての町長の所感をお聞きしまして、最後とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

箱物はやめて身近な事業と。これを除いては全く同感でございます。この箱物という考え方、これについてのまず認識を改めていただきたい。これは、青山議員が言う一方で、多くの方の要望を吸い上げてまとめた計画に基づいて実施している事業でございます。

今回の東日本大震災というのは未曾有の震災。全く予想できなかったもの。その際に国も矢吹町も含めて、被災を受けたところは復旧から復興。復興とは何ぞや。これは単なる復旧ではなくて、新たなまちおこしをするための、最大のピンチではあるかもしれないけれども、最大のチャンスだという捉え方のもとに、こうした事業をこの復興から立ち上がるために必要な事業として守り立てていこうということで、中心市街地再生事業、これがうたわれて、多くの方が多くの時間を要して熟慮に熟慮、議論に議論を交わしてつくり上げた計画でございます。その計画に基づいて実施していく。そして今年度、平成28年度はまちづくり総合計画第6次のスタートの年、地方創生の年、矢吹創生の年、それに合わせて矢吹町を大々的に売り出していこう、そういうことに基づいて計画された事業計画であるということをご理解をいただきたいと思えます。

経済的活性化から文化的活性化、そのとおりでございます。低出生率、緩やかな共生、あれもこれもではございません。あれもこれもしたいです。あれもこれもできないのが、今の状況です。ですから、先ほどから言っている緊急性、優先度、集中と選択、そうした考え方でまちづくりを進めているということについては、ご理解をいただきたいと思えます。矢吹フロンティアです。絶好調宣言をしながら矢吹町を大いにPRして、青山議員が言うような質の向上、生活の質の向上を高めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。まだ時間があるのならもう少ししゃべっていたいですが、いすけれども。

○議長（熊田 宏君） まだ6分あります。

○町長（野崎吉郎君） 以上で、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 吉 田 伸 君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告12番、11番、吉田伸君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。

長い間、私で12名の議員の皆さんが登壇するわけですが、いすけれども、答弁する町長も大分疲れたことと思えます。また、傍聴席で聞いている町民の方々、本当にありがとうございました。私が最後になりますが、マイクを遠くにしろという同僚議員の要望がありますので、なるべく声を小さくしてやりたいと思えます。

この本議会は改選時期になりまして、初議会でございます。1年の試行錯誤をして来年度には一問一答に議会が移るような話をしておりますので、この1年間で皆さんで十分に予行演習と言ったらおかしいでしょうけれども、こちらの席から一般質問をするというふうな矢吹町議会が始まって以来の形態になってきたわけで、私も本来ですと休もうかと思っていたんですが、いすけれども、ぜひともこちらからやりたいと、そういうふうな思い



がありまして、12番目に登壇することになりました。言いわけでございませぬが、まさにここで目の前にそのうち町長が立つでしょうから、目が合うんでしょうか。穏やかにいきますので、私は、ひとつよろしく願いいたします。

さて、先ほどから何点が質問に皆さんが入っておりますけれども、私も関連した質問に入りますけれども、6年前、ちょうど5年間で過ぎました。東日本大震災のこの復興事業が大変な今問題となっております。矢吹町の復興、もちろん福島県の復興はこれからです。ですから、いろんな問題はありますけれども、将来の百年の計がこの時代につくとせばみんなでこういうふうな知恵を出し合って、後で自分たちの子供とかお孫さんにあの時代はと言われぬような形をつくっていかれたらと考えるものであります。そして、私は5年前に全国の地域から、あの震災で応援、支援を受けました。5年過ぎたらまた九州の熊本で大地震が起きたということ。5年前の余韻がまだ地殻変動としてこの島国日本に残っているのかと、そういうふうな考えを持っております。

一般質問でこう言った覚えがあります。これだけの地震が起きたら、必ずどこかでまた起きるんじゃないかと、そう思っております。ただ、ありがたいことに、この福島県を除かれました。ですから、皆さんが心配している東南海地震とか、これから余韻として何年かごとに意図しない、そういうことがありました。ですから、歴史はめぐるといふ地殻変動ですから、戻る時間があると思っております。前置きが長くなってはおりますが、まだまだそういう時期が続くんじゃないかと思っておりますので、5年前に受けた恩は、やはり返すべきと私は思うので、同じ被災者となって熊本県の方たちが大変苦労しております。私たちが5年前に受けた恩を少しでも返す時期だと私は思っております。ですから、あの熊本の人たちも今被災者として困っているわけですから、行政のほうも、私たち矢吹町民も少しでも返すというふうなことが大切かと思っておりますが、これは私の気持ちですので、そういうことで何ら関係ありませんけれども、そう思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私は3月の議会で、質問内容は延長戦みたいなものではございますけれども、やっておりますので、それに関連した質問が多いですから。3月の一般質問は、この中に入っておりますけれども、復興道路、本町、中町のあの商店街の大通りの復興をどうするんだということで質問しました。それに合わせて幹線道路ということで、石川街道の主要道路も質問してきました。今度の場合は、それに付随した話が多いですから、そこら辺の答弁のほどを町長のほうによろしくお願ひしたいと思っております。

では、1点目から入ります。

この道の駅の建設についての質問ですけれども、この問題ということではないでしょうけれども、この質問については同僚議員が何人も聞いておりますので、大体のお話はわかりました。同僚議員も言っていましたけれども、何かうわさ話ばかり先に走っていて、いや決まったんだとか、私も同じことを言われているもので、私はわかりませんと。ですから、町長の答弁を聞きますとなるほどと。それだけ町民の関心が強くて余計な話が先に走っているというふうな、そういう思いを私もしたところでございませぬ。ですから、ここに案件がありますけれども、これは私はもはやわかりました。ですから、1点目の具体的な内容とかはもう簡単に明瞭で結構です。聞かなくてもいいくらいなんですけれども、一応、原案はつくってあるんでしょうから、短くしてください。

あと、2番目も、これも調査段階ということ、あと審議委員会がついているということで、これも大体がわかりました。これも短くしてください。

3点目です。

道の駅というのは、全国的に本当に数多くあります。私が心配するのは、つくるのは誰かが言っていましたから、それに付随して言うております。検討委員会並びに議会の同意をもらって、町長のほうで進めると思いますが、その黒字になっている道の駅が、調べてみますと、余り多くないんですよ。ですから、そうすると、何というんですか、運営上の問題を抱えている道の駅が多いということですね、逆に言うと。ですから、ここに書いておきましたけれども、矢吹の、要するに道の駅はどういうことをして、どういうもので展開して、そして道の駅で運営上の問題をささなくして運営していくのかと、そこら辺の構想を聞かせていただければ、調査段階でしょうけれども、もし試案があれば教えていただきたい。それが一番大切ですから。白菜を並べて売っても、それはどこでもやっていることです。それも悪いとは言えません。トマトを袋に入れて売っても、これもどこでもやっていることです。ですから、そこら辺の町長の試案があれば、もちろんこれは産業振興課だと思いますけれども、そこら辺の調査段階であればどうぞ。道の駅できちんとした運営をしているところもあるんです。1万4,000の人口の中で、年間3億6,000万もの売り上げを上げているところもありますので、そういうところもあるということをご報告しながら、聞きたいと思います。

それから、2点目でございます。

先ほど来町長は、道路の問題のときに本町、中町並びに先ほど言いましたけれども、石川街道の幹線道路の復興ということで話をしたということを行っていますけれども、また先ほど来説明を受けていますけれども、私は町長も使いました。震災の復興で、この矢吹町があんなにやられるとは誰もが想像しませんでした。ですから、先ほども言いましたけれども、ピンチをチャンスにして将来の矢吹町をつくるというふうな答弁をしております。私もそのとおりだと思います。じゃなきゃよくなりません。ですから、その復興道路の一端として、まず早く本当はやっていただきたいかったですけれども、提案いたします。

交差点、ここは道路の問題で大事なところですから。ですから、なるべく早く幹線道路のその道路のあれよりも、交差点をきちんとして、早く建設課のほうで地権者の皆さんと一緒に、例えば一例を申し上げれば、小針医院の前ですね、役場のほうから行って左側は小針医院さんのほうでございます、角地。向かい側は地権者はわかりませんが、両方あいております。これは、こういうところはできれば町のためです。皆さんのためです。そして、車はこれからもっともっとふえます。と同時に、安全・安心いつ、先ほど申したとおり、まだ来るかもわからないと思えば、やはり安全・安心な生活とかそういうふうなことを考えていけば、ああいうふうなところは、できるだけ早く地権者の方と相談して、すべきですから、要するに。その措置をしていただきたいと願うものであります。あれがもし建ったらば、これは個人の資産ですから、何とも言うことができません。それから、どうぞ何とかしていただけないかと。これはもう無理でしょう。はっきり言って。ですから、そういうふうなところできるところから先に、やはりこれは全部管理しておりますけれども、それが大切じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

矢吹町にはその交差点というものが幾つもあるはずですよ。ですから、これはあの地震で味わった交通事情がまだ続かないようにぜひとも、先ほど言った町長のピンチをチャンスにする一番前のお仕事だと私は思います。

もちろん、2点目に入りますけれども、国道と町道があわさると、これも考えていただくほうがいいでしょうと。誰もが車を持っていますので、恐らく地権者の方もどうでしょうかというふうなお願いをすれば、わからないということは私はないと思います。私が地権者だったら、あ、どうぞ協力しますと、そうなると思いますが、いかがでしょうか。

3点目に移ります。

各地域で、今町でも美化運動とかそういうふうなのが多くなっております。また、常連の方も今回里山の環境美化で活躍されている方が議員として当選されて、今度議員の立場から進めていることと思いますけれども、まず要はその復興ということでやっていますけれども、あわせてお願いしたいんですけれども、この環境を、農村部は農村部の、町は町の、そういうふうな関連した形で住みよいまちづくりというふうな言葉を使っていますけれども、そういうふうな環境的な町民を挙げた美化運動をもっともっと進めていただきたいと思います。アイデアは、それぞれに持っていると思います。

長年、先ほどの同僚議員の話に戻しますけれども、特に私は、私の住んでいるところは中畑ですから、同僚議員の話を以前、まして、すばらしいものでございます。なかなかできないと。そういう方がいるということが私は大したものだと思っておりました。かく言う私も、自分のことを言っでは申しわけありませんけれども、私は牛をやっているものですから、ある程度の農業機械は全部持っていますので、河川敷、泉川ですけれども、自分の家の集落から、原宿から、あとついでに中島村の代畑まで刈ってあげています。小針の地域から、伸さん、おらえのほうに一遍もないんだけれども、それ目当てにやっているわけではありませんけれども、ですから、工夫さえすれば、泉川の堤防がきれいになるんです。私は別段美談で言っているわけではありません。

ただ、おもしろいことに、そういうふうにしていくと、国・県の河川局のほうで、あれはおもしろいものですね。嫌だというほど堤防に砂利を敷いてくれまして、頼みもしないのに。予算が余っているんだかもしれませんけれども、こんなに石、半分ぐらい、あれですか、町の集積場にでも、もらって詰めたほうがいいかというくらい、何て言ったらいいんでしょうかね、と思うくらい、そういうふうな敷く場面もあったものですから、報告しておきますけれども。

ですから、きれいにすればいかなるところもよくなると。きれいになって悪い思いをする人はいません。と同時に、ごみも投げなくなるんです。本当、アシとかヨシとかがカヤとかがいっぱいになっているときは、いろんなごみをそこまで行って、あれ隠すんですね。ですから、ごみの集積所になっていましたけれども、刈ればきれいになって投げる人もいなくなります。ですから、そういうふうな書類を上げて、これは河川敷で言いましたけれども、道路にしてもそうですし、歩道にしてもそうです。そういうことを小学生から大人まで、そういう感覚で行っていったらどうでしょうかということをお願いしたいと思います。

皆さんで知恵を持ち合えば、そしてけんけんがくがくやれば、矢中の建設問題で随分長くやりましたけれども、その実績が県下の表彰をもらったという総合結果になります。ですから、できればこの町を挙げて、住みよいまちづくりというのは、そういうことだと私は思うんですけれども。そして、矢吹町でいけば、いやこんないい町だということが私たちが言うんじゃないで、来てくれた人が言っただけならば、これ幸いと思うものでありますが、町長の答弁をひとつよろしくお願いします。

以上、3点で町長の答弁をもう一度、短くていいですから。もう私で12名ですから、くたびれていることと思いますので、おっしゃることは大体8分どおりわかっておりますので、どうぞ短くていいですから、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 11番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅建設についてのおたかしであります。角田議員、加藤議員の答弁と重複いたしますが、道の駅整備事業につきましては、3月に開催いたしました（仮称）道の駅やぶき検討委員会において、基本構想が取りまとめられております。また、検討委員会では、事例調査として道の駅あいつ湯川・会津坂下及び道の駅ばんだいを視察し、本町における道の駅の方向性について先進事例を踏まえた具体的な検討が行われております。

本町における道の駅整備の目的であります。幹線道路に道の駅を整備することにより、町の強みである交通の優位性を生かし、町の魅力を高め、多様な農業経営を支援し、若者の定住促進、雇用の場の確保、観光地等の情報発信、町内外の人たちとの交流の場づくりを行うものであります。

また、整備に際しては、町負担を極力抑えるため、道路管理者と市町村が共同で整備を行う一体型整備を行うことで協議を進めており、この場合、道路管理者である国では、休憩施設、トイレ、情報提供施設、一部駐車場を整備し、町では、直売所やレストラン等の地域振興施設及び残りの駐車場を整備いたします。

一体型整備では、道路管理者である国との協議が前提になりますので、今後の整備スケジュールについては、国土交通省と十分な調整を図り、可能な限り早期の完成を目指し事業を推進してまいりたいと考えております。

また、矢吹町が目指すべき道の駅の特徴についてであります。コンセプトとして「日本三大開拓地やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」を掲げ、このコンセプトを実現するために、食へのこだわり、フロンティア支援、町民集いの場、農を体感を掲げた点であります。

1つ目の食へのこだわりについては、本町では多様な農産物が収穫できることから、日本三大開拓地の恵みの大地で育った豊かな農産物を広くPRするため、こだわりの食を提供し、食料自給率80%以上を目指した道の駅といたします。

2つ目のフロンティア支援については、開拓の町として、チャレンジする人を支援する取り組みを行うとともに、県立光南高校や福島県農業短期大学校と連携を図り、起業や雇用等の支援をいたします。

3つ目の町民集いの場については、イベント企画を充実させることで町民が参加する道の駅を目指し、集会などで利用できる施設の整備や防災機能を持たせることで、誰もが集える場を提供いたします。

4つ目の農を体感については、農業で培われてきた矢吹の魅力を発信するため、収穫体験や食育を行うほか、開拓の町として開拓史跡や公園等を周遊する開拓ロードの整備を行い、また、グリーンツーリズム事業との連携を行うことで、体験型農業の拠点となる道の駅を目指すところであります。

このように、基本構想については、道の駅の基本的な考え方や基本方針、候補地の比較検討などの内容とな

っておりますが、今後、具体的なことについては、今年度基本計画及び実施計画を策定する中で、候補地の絞り込みを行い、計画的に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、矢吹町の特色を出すことが重要だと考えておりますので、このコンセプトの実現を目指し、地域活性化の拠点「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の復興のシンボルとして整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中町通り並びに主要道路の交差点对策について、復興道路、いわゆる旧石川街道の今後の整備計画についてのおただしであります。3月議会で答弁させていただいたとおり、旧石川街道の拡幅事業につきましては、本年度より事業に着手し、整備を進めてまいりたいと考えております。

本年度の事業計画につきましては、道路沿線の住民や地権者を対象とした事業説明会を行い、事業同意を得た後に路線測量に着手し、現地調査、道路の概略設計を進める予定であります。

この測量設計の成果をもとに、社会資本整備総合交付金事業の要望申請を行い、平成29年度から補助事業の採択を受け、実施設計、用地買収、物件補償等、本格的に事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

事業の期間については、全体延長が約1,200メートルと非常に長い区間であることから、国道4号からみつわ文具店交差点までを一つの工区、みつわ文具店交差点からJR踏切を渡り、小針医院交差点までを一つの工区、小針医院交差点から熊田石油店までを一つの工区とし、各工区につき約5年を目途に整備を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、町の中心部で特に交通量の多いみつわ文具店交差点から小針医院交差点までを最優先の工区とし、両交差点の設計、踏切の拡幅を含めて事業を進める考えであります。

主な財源である社会資本整備総合交付金事業であります。国土交通省が所管する交付金の交付率が、ここ数年低い数字で推移していることから、私自身、さまざまな機会を通して交付率アップのための要望活動、支援要請を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

ちなみに、農業基盤整備事業につきましても、本年度の交付率がゼロ%であったため、同様の働きかけをする考えであります。

議員ご指摘のとおり、みつわ文具店交差点から小針医院交差点までの工区は、震災後更地のままの土地も多く、建物補償等の物件補償が必要でないため、効果的、効率的に用地を取得することが可能であるエリアであると判断しており、町にとりましても一大事業であることから、吉田議員におかれましても特にご支援、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

今後は、可能な限り事業期間を短縮し、進めてまいりたいと考えておりますが、現時点で想定する事業期間が延びることも十分にあり得るということについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町における交通事情対策についてのおただしであります。本町には、国道4号を含め、あぶくま高原道路、主要地方道を含め、多くの国道・県道が配置されております。

震災以降、社会情勢の変化及び復興関連事業の推進により、町内を走る国県道の通行量は増加傾向にあります。議員おただしのとおり、国道、県道を含めた重要幹線道路の整備促進は、非常に重要な行政課題であると認識しております。

まず、国道4号に関しましては、交通混雑の緩和、沿道環境の改善、交通安全の確保を図り、地域の活性化を目的として、国道4号の4車線拡幅事業が進められております。

白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、鏡石町で組織する一般国道4号4車線整備促進期成同盟会において、事業促進の要望活動を実施しておりますが、いまだ矢吹・泉崎間においては4車線化がなされていない状況であります。

こうした中、平成24年に矢吹インターチェンジ付近で3名が犠牲となる交通死亡事故が発生したことが契機となり、平成25年5月に、矢吹町及び泉崎村の国道4号における4車線化事業早期実現の推進と、矢吹インター周辺の交通安全対策を図ることを目的に、国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会を設立いたしました。

たび重なる国への要望活動の結果、同年9月、矢吹インターチェンジ合流部の交差点での追突事故防止のための4車線区間の延長、右折レーンの設置及び4車線化に伴う中央分離帯の設置等を事業目的とした矢吹・泉崎地区事故対策事業が事業化され、平成26年9月には地元事業設計説明会、平成27年度においては用地測量、本年度は矢吹インターチェンジ付近の車線減少区間から郡山方面へ、約600メートル区間の用地並びに移転補償の交渉を進めているところであります。

国におかれましても、用地確保が順調に進んだ場合、事故対策の事業趣旨を鑑み、できるだけ早期に事業完了、供用開始をしたいという考えであり、最短の場合、平成30年度末には交差点改良を含む4車線工事を完了する予定であります。

次に、県道の事業促進につきましては、毎年、私が直接福島県県南建設事務所に要望を行う事業調整会議を開催し、歩道の整備、道路の拡幅、交差点改良について個別の要望を行っており、本年度は11カ所の道路関連の要望を行ったところであります。

これまでの要望、要請により、昨年度は県道棚倉・矢吹線、三文橋拡幅事業及び須賀川・矢吹線と石川・矢吹線交差点改良事業については事業が完了し、既に供用開始がなされております。

県道須賀川・矢吹線、奉行塚地内、国馬歯科医院付近の歩道整備、天開地区、三城目浄化センター付近の交差点改良を含めた道路拡幅事業につきましては、今年度末に完了する予定であります。

また、須賀川・矢吹線、寺内バイパス、長峰地区用地買収等については、確実に事業が進展しております。しかしながら、須賀川・矢吹線、三神幼稚園付近拡幅、その他歩道整備、道路拡幅事業等、多くの路線でいまだ着手されていない路線があることも事実であります。

言うまでもなく国道、県道の整備促進については、広域を含む地域間の連携や、歩行者の安全確保、地域経済活性化を図る上でも必要不可欠と認識しております。

今後も事業主体及び関係機関との連携を図り、早期事業促進の要望活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住みよいまちづくりについてのおただしであります。議員ご提案のとおり、生活環境及び景観の保全を図り、住みよいまちづくりのためには、町民挙げての美化運動は必要であると考えております。

町民挙げての美化運動としましては、毎年、ごみゼロのまちを目指した全町クリーン作戦による環境保全活動を行っております。また、昨年度は、大池公園において区長会、町民活動団体、議員の皆様のご協力により、ハナモモと彼岸花の植樹を実施し、景観保全活動が行われました。

このように、町内におけるさまざまなまちづくり活動は、行政区を初めとして盛り上がりを見せているところではありますが、昨年度に引き続いて区長会では、今年度、公益信託うつくしま基金助成事業による助成を新たに受けて、花の里やぶき桃源郷づくり事業をことしの秋に実施する予定であります。5月に区長会と町等で構成する実行委員会を立ち上げ、現在羽鳥幹線水路上部砂利道の南北2キロメートルに、約500本の花木の植樹の実施に向けて、協議を進めているところであります。

本事業の実施に当たっては、町民の皆様、行政区の皆様、さまざまな分野でご活躍されている町民活動団体の皆様、各種委員会・協議会の皆様、将来の矢吹町を担う小中学生の皆様、議員の皆様の協力を得まして、全町民が一丸となって協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

この植樹事業をきっかけとして、まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち、共助における協働の範囲を拡充し、行政区、町民活動団体、事業者等と町が連携して、行政区及び団体等からのまちづくりに関するアイデアを町が支援、情報提供をさせていただき、特色あるまちづくり、環境づくりを推進し、町民の皆様に住んでよかったと思われる町を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、まちづくり、環境づくりが大切ではとのおただしではありますが、議員の皆様もご存じのとおり、地域の周辺環境に調和し、景観上すぐれた建築物をたたえる第32回福島県建築文化賞の正賞に矢吹中学校が選ばれました。この受賞は、議員の皆様から賛同をいただき、議会と町が協調して取り組んできた成果だと考えており、心より御礼申し上げます。

さて、おただしのまちづくり、環境づくりについてであります。さわやかな田園のまちにふさわしい美しい景観づくりや環境の美化活動は、町の魅力を高め、新しい人の流れをつくることとなり、ひいては地方創生につながっていくものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、各団体等でさまざまな取り組みがなされておりますので、町といたしましても、これまで以上に団体等への情報の提供、助成などにより、積極的な事業の展開が行えるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 11番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、各地域での環境美化運動についておただしではありますが、児童・生徒の豊かな成長に欠かせない、多くの人々や社会と直接触れ合うさまざまな体験の機会は、昔から多いとは言えないものであります。これを補うための取り組みとして、環境美化などの社会奉仕活動は、豊かな心を育てるために大変重要なことであります。

奉仕活動では、思いやりなどの豊かな人間性、社会生活におけるルール習得などを学ぶ機会が多くあり、みずから考え、判断し、行動できる力を育むことができます。

このため、各小中学校では、町のイベントの手伝い、福祉施設への慰問などの奉仕作業に、積極的に取り組んでおります。また、地域で行っている花いっぱい運動には、育成会が参加している行政区もあり、子供たち

の取り組みが町の環境美化につながっております。

町長の答弁にもありましたとおり、今後も、さまざまな町のイベントに児童・生徒が積極的に参加できるよう、町部局と連携しながら、学校を通じたボランティア情報の提供、奉仕作業の支援体制づくりを進めてまいります。そして、お年寄りから子供まで、各地域において地域環境の美化活動に取り組む経験ができるとすれば、子供たちにとっても、地域にとっても、まさに地域コミュニティの再生につながるすばらしい活動になると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、まちづくり、環境づくりについてのおただしであります。町長の答弁にもありましたとおり、矢吹中学校が第32回福島県建築文化賞の正賞を受賞いたしました。

矢吹中学校は、東日本大震災前から町民や教職員・生徒が計画づくりに参加し、完成直前に旧校舎が震災による被害を受けるなど、さまざまな困難を乗り越えた中での完成でありました。整備に関しましては、議員の皆様からご支援、ご協力をいただきましたことについて、厚く感謝申し上げます。

さて、議員おただしのまちづくり、環境づくりについてであります。安全で清潔な住みよいまちづくりは、町民の皆様一人一人が自分の問題として、また地域の問題として捉えることが、環境づくりを進める上で重要であると考えております。

本町では、地域の行政区、企業、PTA等の皆様が、自分たちの住む町は自分たちの手できれいにしていこうという考えが浸透してきており、各団体等が活発に活動されております。

PTAでは、保育園、幼稚園、小学校、中学校それぞれにおいて、園舎・校舎及び周辺環境の美化のため、窓拭きや園庭・校庭の草むしり、ごみ集めなど定期的に奉仕作業を行っております。

また、中畑幼稚園では、平成27年度地球温暖化防止のための福島議定書事業の学校版に参加し、特別賞を受賞しております。これは、取り組み期間における二酸化炭素排出削減目標に向けた節電・節水及び資源ごみの分別やごみ拾いなどの活動の行動目標を立てて、園児と教職員が一丸となって省エネルギー、環境保全活動への取り組みが評価されたものであります。今後、全ての幼稚園、学校において取り組みがなされるよう支援してまいります。

そのほかにも小中学校、幼稚園、保育園で取り組んでおります、ペットボトルのふたを収集し、そのリサイクルで発生した利益を発展途上国の子供向けワクチン代として寄附するエコキャップ運動や、校内外の清掃活動など、さまざまな環境の美化、ごみの減量につながる活動を行っております。

奉仕作業は、環境美化作業にとどまらず、中学校では昨年度、延べ730名の生徒が町のイベントの手伝いや、高齢者への慰問活動など積極的に取り組んでおります。これらの活動は心を育てる重要な取り組みであり、今後も奉仕作業を通じて豊かな人間性や社会性を育み、児童・生徒のよりよい人格の形成、健全な成長に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで、暫時休議します。

（午後 4時11分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。



○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

11番。

○11番（吉田 伸君） それでは、3点ほど改めて再質問します。

道の駅の、町長の答弁で大体がわかりました。あとは含めて同僚議員の質問の答弁でわかっておりますが、ただ、いろんな試案あるでしょうけれども、やっぱり何ていうんですか、各地域には各地域の道の駅の特徴があるんです。その地域に合った。ですから、町長も言っていますけれども、矢吹に合ったと。その何が合うのか。それをやはり先ほど言ったように、大分ありますので、道の駅に温泉つくっているところもありますし、地場産業のミルクをアイスクリームにしてプレハブの売り場で1日28万も売るところもあります。ですから、やはり何点か、どういうふうなあれで、物売るわけですから、来ていただいた方に喜んでもらわなきゃならないんですよ。ここではと言われたらなかなか来る人が、今情報の世界ですから。ですから、何が大切なのか、何が必要とされているのか、後続部隊ですからそのとおりだと思いますよ。ですから、小さな町で逆に売上げを伸ばしているところもありますし、そして道の駅の必要性。道の駅というのはそういうことです。ですから、そこら辺を加味して十二分に調査して、ここだけの机上の調査ではなく、まず行ってみることです。そういうことだと思いますので、そこら辺をお願いしたいと思います。

あと、この幹線道路の件ですけれども、町長のほうから本年度よりというふうなのがありますから、この線は矢吹の導火線ですから、重要な路線というのは、町長のおっしゃるとおりですし、私もそう考えております。ですから、できるところから協力していただいて、進めていくことが、何せ地権者の同意を得なければなりませんので、できるところから進めていったらいかがかと、そう思います。時間がかかれば恐らく地価は上がるでしょうし、町側の思ったとおりに進まない。よって、予算も計上して経費がかかっていると、そういうふうになるだろうと、そうなります。ですから、長くなればなるほど、昭和33年と言ったんですか、先ほどの答弁で。昭和33年ですから、私は生まれて10歳くらいですね。そのころから今ようやく始まるわけですから、いかに実施するのが時間のかかるかということだと思います。

3点目ですけれども、ここが大事なことだと思います。矢吹町は平地なものですから、災害というものは数少ないと思います。それで、5年前の東日本大震災のあの被害は我々が味わったことのない、ましてや世代が前に進んで、90歳とかそういう方たちでも、現存している高齢の方でも覚えがないと。そういうふうな災難だと思います。ですから、キャッチフレーズのごとく何回も言っていますけれども、田園の町ですから、環境条件はよ過ぎるんですよ。ほかの地域からすると。ですから、先ほど言った環境をきれいにしていくというのは、土台がきれいですから。そこに、何が必要かということを考えていくべきだと思います。

飛騨の五箇山なり、あれも似ていますけれども、大内宿、現在は皆さんが外国人でも観光されます。何で訪れるか。昔ながらの形を壊さずしてきれいに保全をして、大変だったと思います。現在は消防のホースで、茅葺ですから、一旦火がついたら、何年か前に寺内の集落で茅葺の屋根が燃えましたけれども、あつという間です。ですから、それを保存するというはその地域の人たちは大変な努力です。集中的に一斉に消防ホースで、その訓練もやっております。ですから、でも一旦そういうものが周りからなくなって、その昔ながらの環境が

残っているとすれば、外国の人たちまでもこんな桃源郷みたいなところはないということで、富山と岐阜県の間にわざわざ行くわけです。そういうふうな感覚で考えれば、大内宿もまさにそのとおりです。こちらで上がって行けば秋田県の角館市もそうです。逆に市民全部で武家屋敷のその形で保存しよう。ですから、その努力は大変だったろうと考えます。

以上で、そういうことで、一旦つくれば、そういうふうな意識に町民がなれば、子供のときからそういうふうな特徴を知れば、自分の暮らしていたところだから、そういうふうな心構えが、これも行政、皆さんのここにお並びになっております。全部合わせてやっていけばできることだと。そうやってきたから、大内宿も角館市も五箇山も出てきたんだと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 11番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ほど再質問がございました。まさしく吉田議員が言われるとおりだというふうに思っております。今後、吉田議員のその思いに応えられるよう、全身全霊、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

道の駅につきましては、各地域ごとにすばらしい道の駅があるというような話でございます。それぞれの地域で特徴を生かした道の駅、そうしたことで努力を傾けている。矢吹町におきましても、この後、道の駅の整備については、矢吹町の特徴を最大限に生かした魅力ある道の駅づくりに邁進してまいりたいと考えております。もちろん、矢吹町には、人、もの、自然、本当にすばらしい資源がいっぱいございます。特に、農産物、特産品含め他の道の駅にない魅力、今後私たちがまだ気づいていないものも含めて、どういったものが特徴的な魅力あるそういう町の資源になり得るのか。そうしたことを研究を尽くしてまいり、なおかつ吉田議員が言われるような、そんな道の駅づくり、改めて強く認識させていただきましたので、そうしたことを考えて、道の駅づくりを進めていきたいと思っております。

次に、道路、交差点、できることから進めていってほしい、そのとおりでございます。できることから進めてまいりたいと考えております。先ほども説明させていただいたように、延長距離が長い、なおかつ用地の取得、さらには物件の移転補償費ということで多額のお金がかかる今回の道路整備ではございますけれども、幸いに震災後、建物がなくなってしまった場所、そうした場所も点在しておりますので、そういった点も着目しながらそうした場所の早期の取得、そうしたことも含めて計画的な整備促進を図っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、また、交差点に限っていえば、この中であっても道路整備にあつては大変重要な考え方だというふうには思っておりますので、交差点の改良についても、この後研究を尽くしまして、さらに整備に当たつては、より効果が上がる整備手法についても考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

環境美化、多くの団体が立ち上がっております。行政等を初め、多くの団体、そしてまたそれに呼応するような形で町民の皆さんがそうしたボランティアの意識に目覚めているということについては、大変うれしく思

っております。まさしく協働のまちづくりを推進する町としては、この後も多くの町民、多くの団体、多くの行政区の皆さんに参加していただけるような、そんな取り組みを、さらに意識の改革、そうしたことも含めて努力を傾けていきたいというふうに思っております。

みずからの町を美しく、そしてみずからが楽しんでいく、さらには美しくなった矢吹町、魅力あふれる矢吹町になったために多くの町外の方も足を運んでいただける、この考え方というのは非常に大切だというふうに思っております。生き残りをかけるまちづくりの中では、矢吹町の持てる資源という、先ほどもお話ししましたが、人、もの、自然、そうしたものの魅力を最大限に生かした、そうしたことも合わせて考えていかなければならないというふうに思っております。

今後、町の魅力を最大限に生かしていけるような、そして環境美化に努めて、多くの皆さんに楽しんでいただけるような、そんな矢吹町づくりに邁進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます、私からの再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、吉田議員の再質問にお答え申し上げます。

矢吹町の環境にも誇るべきものはたくさんあるというふうに思っております。泉川や隈戸川 あるいは大池などの景観もそうですし、また、歴史に根差した三十三観音や各地に幾つもある昔の館跡などもあるわけでございます。それらも含めて、地域の方々が積極的に取り組んで景観の美化活動、あるいは環境整備に取り組んでいらっしゃる方々もおりますし、区長会の方々もそのようなお考えで取り組んでおられますので、ぜひ地域を挙げて、またそこに子供たちもともにまぜていただいて、そこから自分のふるさと矢吹町に一層誇りを持って暮らすことができたり、また、町を離れても矢吹町のすばらしさに気づいて戻ってくると。そういうようなまちづくりをみんなで取り組めると。そういう町を私も目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

これで、吉田議員への再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 再々質問はございませんか。2分あります。

○11番（吉田 伸君） いや、2分ほど余らせて、約束どおり。

お世話になりました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、11番、吉田伸君の一般質問を打ち切ります。

---

### ◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

### ◎議案・発議・請願・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第48号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号及び第48号並びに発議第7号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

次に、6月3日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 4時38分）



平成28年6月20日（月曜日）

（第 4 号）

## 平成28年第396回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年6月20日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第40号・第41号・第42号・第43号・第45号・第46号

請願第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

審査結果報告 総務教育委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第44号・第47号

発議第7号

陳情第9号・第10号・第11号・第12号

審査結果報告 産業民生委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第48号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

議案第48号に対する修正動議

日程追加の議決

日程第 4 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 発議第 8号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する  
意見書(案)

日程第 6 発議第 9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書(案)

日程第 7 発議第10号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書(案)

日程第 8 閉会中の継続審査及び調査の申出について

日程第 9 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君	
7番	青	山	英	樹	君	8番	大	木	義	正	君	
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	角	田	秀	明	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	

13番 鈴木隆司君 14番 熊田宏君  
欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長 兼中央公民館 長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------



---

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） それでは、去る6月14日の本会議において各常任委員会、第1予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

◎議案第40号、第41号、第42号、第43号、第45号、第46号、請願第2号、第3号、  
第4号、第5号、第6号、第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより、議案第40号、第41号、第42号、第43号、第45号、第46号、請願第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴に来られた皆さん、ありがとうございます。

それでは、ただいまより総務教育常任委員会審査結果報告をいたしたいと思えます。

総務教育常任委員会審査結果報告書。

第396回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、第41号、第42号、第43号、第45号、第46号及び請願第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号の審査結果は次のとおりであります。

議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を平成28年度についても引き続き行うため、所要の改正を行うものでございます。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条、東日本大震

災復興特別区域法第43条並びに福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等が定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象となる期間を平成28年3月31日から平成29年3月31日までに延長するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、平成28年4月1日より施行された学校教育法等の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、学校教育法においてこれまで規定されていた各地学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として指定されたことに伴い、放課後児童支援員として有する必要がある資格条件に当該教諭資格を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、低所得世帯等を対象とした優遇措置を拡大し、幼稚園や保育園の保育料について軽減を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例。

本案は、核家族化や共働き世帯の増加により高まる保育ニーズに応えるため、あさひ保育園園舎を増築及び改修することにより、入所定員の90名から10名増の100名とし、待機児童の解消を図るため所要の改正を行うものでございます。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 矢吹町いじめ問題対策連絡協議会等条例。

本案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめの防止、いじめへの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、矢吹町いじめ問題対策連絡協議会、矢吹町いじめ問題専門委員会及び矢吹町いじめ問題調査委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書。

本件は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願。

本件は、国の関係機関に教育予算を増額し、高等学校等就学支援金の所得制限廃止及び高校無償化の復活、

さらに奨学給付金を拡充し、高校生への給付制奨学金の確立について意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、栗崎委員から、国全体の今の財政を見た場合、無償化もよいが、高校生だけを取り上げるのはいかなものか、現状では可否の判断ができかねるため継続審査とすべき意見があり、一方、富永委員からは、高校進学率は100%に近い現在、無償化するぐらいの力量があってもよい旨、また、藤井委員からは、強く無償化を望む賛成の意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、継続審査にすべきものと決しました。

請願第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願。

本件は、国の関係機関に、小学3年生以降の35人以下学級を計画的に導入及び35人以下学級実現のため、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てることについて意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第5号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願。

本件は、国の関係機関に、教育予算を増額し、大学生に対する給付制奨学金制度を創設することについて意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、栗崎委員から、貸与型の奨学金利用者について、未納者及び未納額が相当あるため給付制とすべきではない、一億総活躍プランでも検討を進めているため継続審査とすべき意見、鈴木一夫委員からは、財源の確立されていない状況であるため継続審査とすべき意見があり、一方、富永委員からは、国は給付に前向きな向きでもあり、貧困問題もあるため、勉強がしたい意気込みのある子供たちのためにも給付制奨学金は有効である、藤井委員からは、請願書の趣旨に賛同し、賛成する意見があり、挙手採決の結果、可否同数により委員長採決の結果、継続審査にすべきものと決しました。

請願第6号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願。

本件は、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準が特別支援学校だけがないため、設置基準を策定することを国の関係機関に要望する意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第7号 「給食費の無償化」をもとめる請願。

本件は、国の関係機関に、就学援助制度の切り下げや消費税増税による給食費への保護者負担の軽減を図るため、給食費の無償化について意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、鈴木一夫委員から、財源の問題があるため、現状では可否の判断ができかねるため継続審査とすべき意見があり、一方、藤井委員からは、請願書の趣旨に賛同し、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により継続審査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） 委員長が登壇したまま質疑を受け付けます。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

なお、質疑の仕方につきましては、マイク前のボタンを押しながら左手を挙げて、はい、議長、14番というように、意思表示をして指名を受けた後、議員発言席において質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。  
これより議案第46号 矢吹町いじめ問題対策連絡協議会等条例を採決いたします。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。  
これより請願第2号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。  
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。  
次に、請願第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める請願については、委員長報告は継続審査であります。

これより請願第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願を採決いたします。  
お諮りいたします。本件に関する委員長報告は採択であります。  
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。  
次に、請願第5号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める請願については、委員長報告は継続審査であります。

これより請願第6号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める請願を採決いたします。  
お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。  
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第7号「給食費の無償化」をもとめる請願については、委員長報告は継続審査であります。

---

◎議案第44号、第47号、発議第7号、陳情第9号、第10号、第11号、第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第44号、第47号、発議第7号、陳情第9号、第10号、第11号及び第12号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、ありがとうございます。感謝いたします。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告をいたします。

第396回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から7番までは割愛させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第44号、第47号及び発議第7号並びに陳情第9号、第10号、第11号、第12号の審査結果は次のとおりであります。

議案第44号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災により大規模半壊の判定を受けた第一区自治会館の移設建築に伴い、集会施設の位置を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について。

本案は、大正ロマンの館の来館者の利便性、管理運営の効率化を図るため、指定管理者を公募し、選定委員会での審査の結果、候補者が選定されました。

受託者により、指定管理者について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

討論に入り、安井委員から、あゆり温泉はレストランを開設しているが、指定管理者みずからが資金を使って必要な食器等を購入しているのに対し、大正ロマンの館は営利事業のカフェレストランの準備にかかわる食器等の購入に町の税金を使うべきではないと考え、反対する意見、一方、大木委員からは、公募により募集をして審査会を経て内容の審査を認めたものであり、町の中心市街地の活性化という大きな役目を担っており、大正ロマンの館の価値を町の活性化に寄与すると考え、本件に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

発議第7号 矢吹町景観・自然環境・生活環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（案）。

本案は、矢吹町におけるすぐれた自然景観、豊かな自然環境、良好な生活環境の保全と量的拡大をたどる再

生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定め、豊かな生活に支障を感じさせないための配慮ある地域社会の構築に寄与することを目的とする条例案であります。

討論に入り、大木委員からは、条例は必要と考えるが、条例の中の数値が矢吹町にとって妥当なものかどうか、先進地の視察や町との協議が必要と考えるため継続審査とすべき、さらに、鈴木隆司委員からは、条例の必要性はあると考える、他自治体の条例と代用語は同じであるため矢吹町独自の条例が必要、会期外付託調査を行い、調査研究が必要であると、また役場関係各課との協議が必要であるため継続審査とすべき意見があり、一方、安井委員からは、南町地内において大規模なメガソーラーの開発が始まり、近隣住民から景観が非常に壊され、将来の環境悪化が懸念されると言われている、また、条例案に盛り込まれている数値等は他市町村の条例と比較しても妥当と考え、条例案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により継続審査に付すべきものと決しました。

陳情第9号 町道・田町～大池線歩道整備に関する陳情。

本件は、町道田町・大池線の早急な道路整備についての陳情であります。現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第10号 集落内生活道路の現道舗装に関する陳情。

本件は、大畑地内の集落内生活道路の早急な現道舗装についての陳情であります。現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第12号 町道大池1号線（延長889.60メートル）の舗装に関する陳情。

本件は、町道大池1号線の早急な現道舗装についての陳情であります。現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

11号が抜けている。すみませんでした。申しわけありません。それじゃ、もう一度いたします。

陳情第11号 町道上の前1号線の現道舗装に関する陳情であります。

本件は、町道上の前1号線の早急な現道舗装についての陳情であります。現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおりでございます。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてに反対の立場で討論を行わせていただきます。

大正ロマンの館の利用計画については、中心市街地活性化事業という位置づけから、カフェレストランで地場産品を中心とした食材を使った食事や酒類、飲み物などの提供、地場産品の販売、高校生等の学習の場、一般の人が憩える場、町の情報発信、昭和期の町並みの写真展示等の事業を行ってにぎわいを創出するということとあります。その指定管理料については、ことし平成28年度は11月からの供用開始、一般で言うところの営業開始を予定しており、売り上げ見込み額は598万2,000円、支出予定額は人件費やパソコン、冷蔵庫、グラス、食器等の備品、機材を含む992万7,000円で、その赤字分394万5,000円が指定管理料であります。平成29年度は売り上げ見込み額は1,856万円、支出予定額は備品機材購入の投資が減り、人件費等込みの1,684万3,000円で、その赤字分171万7,000円が指定管理料であります。3年目の平成30年度につきましては、売り上げ見込み額は1,868万4,000円、支出予定額は人件費込みの1,998万1,000円で、その赤字分129万7,000円が指定管理料であります。

委員会での質疑によりますと、カフェレストランで黒字化した場合の収益は町に帰属するかとの質問に対し、カフェレストランについては全国的に同様の事例を見ても黒字化するのは現実的に難しいと考えているが、黒字化したらその利益は指定管理者に帰属し、指定管理料はゼロ円になるとのこととありました。また、事業収益が誰に帰属するかなどを含め詳細については、指定管理者との協定書をもって定めているとのこととありました。また、議会の議決の前であり、その内容は現時点では議員には示すことが難しいということとありました。

以上のことから、初めに医療や教育などの事業とは性質が異なり、カフェレストランという営業収益を伴う事業に町の税金が投入され、赤字を前提としているが、このことは事業の目的であるにぎわい創出の目標値を下回る計画と言えるのではないかとこの点。

2つ目に、営業収支が赤字になっても税金から補填されるのであれば、一般的に言って事業者は経営努力をしなくなり、にぎわい創出につながらないのではないかとこの点が危惧される点。

3つ目に、町の商店主などの事業者は、経営が苦しくてもみずからの営業努力によってこれを克服するようにしており、指定管理事業であるとはいえ、経営努力をもってすれば黒字化が見込め、その収益が指定管理者に帰属するものであるにもかかわらず、人件費を含む営業赤字に税金を投入することは公平性に欠けるのではないかとこの点。

4つ目に、カフェレストランの営業に必要な備品類は町に帰属するものであるとはいえ、建物をカフェレストランにするための内装工事や備品類に税金を投入することは、多くの町民の理解を得ることは難しく、現にあゆり温泉において、指定管理者みずからがレストランの改装費用を持ち出しで支出をし、町民等利用者へのサービス向上を行っている事例もあり、同様にすべきであるという点。

5つ目に、全国的な地域再生の事例を見てみると、公共施設において民間との連携で今回のケースと同様に産直やレストランを営業しており、その失敗事例の多くは、その原因に赤字になっても税金の補填によって経営が保障されており、なぜ人が来てくれないかなどのチェックと改善がおろそかになっていることや、建物の建設や改装、備品購入などの初期投資費用が税金で賄われるため、その地域再生を担う指定管理者らに競争意識とコスト感覚が欠如していた点が挙げられる。すなわち、利用者の居住地や年齢層などのターゲットをマーケティングによって明らかにし、客単価の設定をしていなかったり、ターゲットしている範囲など近隣市町村の同様の施設との競合がないかなどチェックをしていなかったため人が集まらず、結局当初の目的である地域



再生とにぎわいの創出が達せられなく終わっているということが大半である。

指定管理者との協定書や事業計画の詳細が我々議員に対して示されていないという点では、こういった危惧を解消する手だてがとられているか確認できない点。

次に6つ目といたしまして、志を持っている民間事業者やチャレンジ精神を持った若者に対して、家賃をもらって公共施設を貸し出すことで、家賃収入や収益の一部をさらなる公共施設の再生などに再投資できることや、雇用の創出、定住化に寄与できること。また、みずから初期投資をしていることによって、コスト意識を持った経営につなげることができ、大正ロマンの館の活用には、そういった手法のほうが適しているのではないかという点。

最後に、指定管理が7月から開始され、供用開始の11月まで4カ月もの期間についても指定管理料が支払われ、準備期間とはいえ、その中でどういった事業が行われるかがはっきりしていないことと、この4カ月もの期間があれば、今議会で指定管理の指定をしなくても、これまでに挙げた危惧、問題点の精査が修正可能であるという点が挙げられる。

以上の理由から反対をするものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は賛成の立場から討論を行います。

議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。

今回、大正ロマンの館の指定管理候補者に選定された団体にあつては、カフェレストランを初めとしたさまざまな事業活動計画、さらには指定管理料などの収支計画についても適正であり、選定委員会での厳正な審査を経て高い評価を得て選定されたものであります。

今後、東日本大震災からの復興のシンボルとして、また中心市街地活性化のかなめとなる施設として非常に評価できることから、本案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願いし、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） ほかにございませんか。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

私も議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について賛成の立場で討論いたします。

大正ロマンの館は中心市街地におけるにぎわいづくりの拠点であり、東日本大震災からの復興のかなめとなる施設であります。

また、管理運営については指定管理者へ委託することができる施設として、矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例が昨年12月の定例会において可決されたものであります。本条例では、当該施設の業務として地域に育まれた食及び地域の特産物の提供に関する事、文化活動の場の提供に関する事、地域情報の発信に関する事としており、まさしく今回の指定管理者候補者に選定された団体にあつては、それらの内容が含まれ

たすばらしい提案であるため、本案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結いたします。

これより議案第44号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、発議第7号 矢吹町景観・自然環境・生活環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例については、委員長報告は継続審査であります。

これより陳情第9号 町道・田町～大池線歩道整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第10号 集落内生活道路の現道舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第11号 町道上の前1号線の現道舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第12号 町道大池1号線（延長889.60メートル）の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第48号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

予算委員会から報告をいたします。

第1予算特別委員会審査結果報告。

第396回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号の審査結果は次のとおりです。

議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,197万2,000円を減額し、総額を69億9,958万8,000円とするともに、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、地方交付税130万7,000円、諸収入380万円をそれぞれ増額し、国庫支出金217万9,000円、町債1,490万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、商工費が地方創生に係る道の駅推進事業等により1,474万円の増額、総務費がバスストップ整備事業等により2,520万円の減額、土木費が農道整備事業等により315万円を減額するものであります。

次に、債務負担行為、補正内容につきましては、大正ロマンの館の指定管理料695万9,000円を新たに追加するものであります。

地方債の補正内容では、地方道路等整備事業債1,130万円を減額し8,310万円とするともに、農業基盤整備促進事業債360万円を廃止するものであります。

討論に入り、安井委員から、あゆみ温泉はみずからの資金を使って改修等を行っているが、本補正予算案は

大正ロマンの館の指定管理料が含まれ、営業収益が見込まれるものに対して準備のために備品等の購入のための予算になっているため反対する意見、一方、薄葉委員からは、本補正予算案は道の駅推進事業、大正ロマンの館指定管理料、バスストップ整備事業等、町にとって重要な事業の執行に必要な予算と判断することから本案に賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 4番議員。

○4番（加藤宏樹君） 議案第48号に対して、修正の動議を申し入れます。

○議長（熊田 宏君） ここで、4番、加藤宏樹君から議案第48号に対する修正動議がありましたので、暫時休議いたします。約10分。55分再開でお願いします。

（午後 1時45分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 1時55分）

---

#### ◎議案第48号に対する修正動議

○議長（熊田 宏君） 議案第48号に対して、4番、加藤宏樹君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。

配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、予算修正動議の発議に関しまして、その内容をご説明いたします。

本来、議会は住民の金銭や労力の提供を強制的に求める権限、課税権を持つ権力者、行政権者に対抗する住民代表の機関として生まれたものであります。そして、議会は代表する住民の負担の軽減を図る、すなわち住民に負担を課す課税権に制限を加えることを本来の役割、使命とする機関でもあります。このような観点から、議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）につきましては、大正ロマンの館に対する指定管理委託料の交付が住民の意図するところとかけ離れていることに着目した次第でございます。

内容といたしましては、県や国の補助金が全くない中、町民の皆様が額に汗して納めた税金という貴重な財源から394万5,000円もの巨額な金額を支出するというものでございます。この施設は展示場や情報発信などに

利用され、中心市街地のにぎわいを生み出す目的で運営される施設であります。カフェレストランをあわせ持つ施設となります。このカフェレストランに必要な厨房や食器類、椅子、テーブルなどの備品、冷蔵庫といった機材がさきに述べました394万5,000円のお金で賄われる、つまり町民負担でそろえられるということになります。このように、本来ならば事業を始めるに当たっては、費用負担は当然ながら事業者本人の経費負担であるべきですが、この大正ロマンの館の指定管理委託においては、町民負担による運営であり、しかも事業収益は町に帰属することなく事業者の懐へ入り、事業が赤字となれば赤字補填は町民に押しつけられるという仕組みになっております。

また、町長が認めております非常に厳しい財政の中、一般質問でも多くの議員から、道路整備がおこなわれているなどの町民からの指摘と改善が求められております。現道舗装や農道整備の予算が皆無に等しくほとんど予算がとれていない中、この指定管理委託料の予算執行には疑義が生じます。

よって、住民負担軽減に通ずる予算の減額修正、組み替えができることから、修正動議を申し入れる次第でございます。議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算に対しまして、その歳出項目であります7款1項の商工費394万5,000円を減額し、13款予備費に組み入れる、いわゆる歳出費目の組み替えを申し入れます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、鈴木一夫君。

○6番（鈴木一夫君） 修正案の内容につきまして質疑をいたします。

先ほど指定管理料の394万5,000円を予備費に繰り入れるということでございますが、ここにおきまして、そういう今度委託料はどういうふうに解釈すればよろしいのかということをお教えいただきたいということでございます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

発議者、4番、加藤宏樹君。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 委託料だけの話ということですか。厨房機器と別の件ですか。

○6番（鈴木一夫君） そうですね。

○4番（加藤宏樹君） これは委託料になるかと思いますが。

○議長（熊田 宏君） 議案第47号で指定管理は受けていますので、それをどうするのかと。ゼロ円でやれということかという意味だそうですね。説明を求めます。

○4番（加藤宏樹君） もう議案が通ったからということか。

○6番（鈴木一夫君） 議案第47号通っていますので。

○4番（加藤宏樹君） 当然、減額要求したわけですので、ゼロ円をお願いしたいと思います。

○6番（鈴木一夫君） ゼロ円ということですね。

そういう回答を受けましたので。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて修正案に対する質疑を終結いたします。

降壇ください。

これより討論に入ります。

討論の間違いがないように、討論の順番について説明を申し上げます。

まず原案賛成、その後に原案、修正案反対、3番目に再度原案賛成、最後に修正案賛成という順番になってまいりますので、お間違えのないように。また、間違えた場合には、こちらで訂正しますのでよろしく願います。

まず初めに、原案に対し賛成者の発言を許します。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論いたします。

特に、大正ロマンの館の改修工事及び指定管理委託料に関する補正についてであります。大正ロマンの館の改修工事費については、東日本大震災からの復興のシンボルとして、また中心市街地の活性化のかなめとなる施設として、昨年12月の定例会において矢吹町中心市街地活性化推進施設設置条例により定めた施設の改修に必要な予算でもあります。

また、指定管理委託料については、大正ロマンの館による中心市街地の活性化、さらには町全体ににぎわいを創出するに当たり、さまざまなまちづくりの団体の皆様、そして多くの方々から提案のあった取り組みの一つとして、町民が気軽に訪れてお茶等を飲むことができるようなカフェレストランが挙げられました。このようなことから、今後どのような団体と指定管理委託を行うとしても、大正ロマンの館での品、取り組みとしては、カフェレストランは欠かせないものであります。カフェレストランに必要な食器や家具、調理機材などは、大正ロマンの館に必要な不可欠なものであるため指定管理者に既存されるものではなく、当然町が費用を負担し町が既存されるべきものであると考えております。

なお、7月1日から指定管理を開始することについては、大正ロマンの館及びカフェレストランを初めとしたさまざまな取り組みについて、広く町内外に周知・PRを行い、大正ロマンの館を初め矢吹町に興味を持ってもらうことこそが何よりも大事な活動であると確信しております。より多くの方々に訪れていただくため、来ていただいた方々に満足してもらい、また大正ロマンに行きたい、また矢吹町に行きたいと言っているよう周知・PRに取り組み、準備の万全を期していくため十分な期間が必要であると考えておりますので、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしく願います。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 次に、原案及び修正案に対し反対の発言を許します。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） それでは、修正動議反対討論をいたします。

議案第48号について修正動議について反対の立場で討論いたします。

大正ロマンの館は、矢吹町中心市街地におけるにぎわいづくりの拠点であり、東日本大震災から復興のかなめとなる矢吹町中心市街地活性化推進施設として、昨年12月の定例会議会において可決されたものであります。今回、大正ロマンの館の指定管理者候補者に選定された団体にあつては、当該推進施設が業務とする事業を含め中心市街地の活性化に資するすばらしい提案であり、本案に反対するものであります。

先ほど説明を受けましたけれども、第7号でこれは可決されております。修正動議の原案を見せてもらっておりますけれども、ゼロ円ということはありませんので、ここら辺が私はもっと考えるものがあるかと思っております。議員の皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに原案及び修正案に対する反対の討論はございますか。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）に原案反対の立場で討論をするものであります。

本補正予算には大正ロマンの館の施設管理委託料が含まれており、議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についての反対意見と同様の理由から、大正ロマンの館の指定管理者に関して施設管理委託料について認めがたいという点で反対をするものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、原案に反対の立場で討論を申し上げます。

まず、財政面の観点から見ていった場合、特に今の矢吹町の状況におきましては、財政が町長が認めるとおり非常に厳しい状況ということでございます。特に、矢吹町が実質公債費比率全国でワースト36位、そして県内でもワースト3と言われた当時の借金の状況と平成26年はほぼ同じ、しかも債務負担行為が10億多い。確かに隈戸川の原因、償還が大きな理由となりますが、これを合わせますと100億を超えている。このような状況の中で、特に債務負担行為が10億ふえているんですね。当然指定管理者料はその債務負担行為であり、ツケ払いであります。いずれ出ていくお金が債務負担行為。そのような財政の中にあつて指定管理というものが、果たしてこれが選択する一つの道なのかどうか。そして、委託料をゼロにするのかというような意見もあろうかと思っておりますが、稼ぐ町、いわゆる逆に町民のために施設があるのであれば貸してお金を稼ぐ、そのような手法もあるのではないかと。そのような財政面の観点から、一つには債務負担行為というものを見直していく、そういう意味において、そういう議論が必要であろうという点で第1点目、反対をいたします。

また、私どもは昨年、大正ロマンの館に関しましては、北側は会田病院から南は伊勢野商店さんまでの、いわゆる中心市街地の通り3路線をアンケート調査しました。その段階におきまして、町民の皆様からの賛同というものはほとんど聞かれなかった。

そしてまた今回、3点目の理由としましては、町のにぎわいを取り戻すということでございますけれども、町執行側の説明からも黒字化は難しいのではないかと、そして債務負担行為3年間では全て赤字が見込まれるというふうな数値が出ております。一番設備投資等を伴わない3年目であっても、1日当たりの売り上げが6万2,000円という数字が出ております。6万2,000円もの売り上げがあっても赤字になるということは、本当にそれだけの人が出入りするかどうか、にぎわいを取り戻せるかどうか、それはどこまでの信憑性があるのか、根拠が疑問となります。

以上の観点によりまして、原案に対して反対をいたす次第でございます。

○議長（熊田 宏君） ほかに原案及び修正案に対する反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 次に、原案に対し賛成する方の発言を許します。

9番、栗崎千代松君。

〔9番 栗崎千代松君登壇〕

○9番（栗崎千代松君） 議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、大正ロマンの館による中心市街地の活性化、さらには道の駅整備の推進など、復興そして産業振興の町を目指し、安定した雇用創出、新しい人の流れ、町の活性化など、目に見える地方創生の実現に寄与するものであります。これら積極的に地域活性化に取り組むことは、地域経済に潤いと活気をもたらすこととなりますので、大いに評価するものであります。

さらに、熊本地震に伴う被災地への人的支援として職員を派遣するなど、今回の補正予算は住民に寄り添い、町政、各般にわたる課題に取り組んでいくための予算であると考えておりますので、本案に賛成をいたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 最後に、修正案に対し賛成者、修正案に対し賛成する方の発言を許します。

議員必携139ページに討論1人1回の原則という記載があります。

○3番（安井敬博君） 順番からいって、先ほどの議長の からいったら、順番から分けてやるものかと思っていましたものですから、発言を許していただきたいんですが。

○議長（熊田 宏君） では、ただいまの件に関し議会運営委員会を開き、確認するため暫時休議いたします。

（午後 2時18分）

---

○議長（熊田 宏君） 会議を再開します。

（午後 2時28分）

---

○議長（熊田 宏君） ただいまの安井君の2度目の反対討論意思表示につきまして、議会運営委員会が開催されました。その協議の結果について報告を求めます。



6番、議会運営委員会委員長、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 先ほどの安井議員の2回目の討論の発言の申し入れについて議会運営委員会を開き、その結果についてご報告を申し上げます。

先ほど県の議長会及び議会運営委員会の中で意見を求めた結果、討論1人1回の原則、議員必携139ページにございますが、その内容によりまして、安井議員の意見は、討論の意見については取り下げをいたします。そういうことで議会運営委員会の意見がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいまの議会運営委員会委員長報告につきまして質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

では、討論に戻ります。

繰り返します。最後に、修正案に対し賛成する方の発言を許します。

12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○議長（熊田 宏君） お静かに願います。

○12番（藤井精七君） 議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）修正案に賛成の立場で討論するものです。

本修正案は、議案第47号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について反対意見と同様の理由から、大正ロマンの指定管理料394万5,000円をゼロ円に減額し、同額を予備費に計上するものであるとのことから賛成するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する4番、加藤宏樹君ほか1名から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（熊田 宏君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第48号 平成28年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 2時33分)

---

○議長（熊田 宏君） 改めて再開させていただきます。

(午後 2時49分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において協議されました。その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） ご報告をいたします。

会期中に町長から提出のありました同意1件及び議員から発議3件の追加議案が提出をされました。また、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をよろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることと決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第2号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

[事務局長朗読]

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明させていただきます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は平成25年7月から町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町8番地、平山雄也氏を再度同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

平山氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、平成27年7月からは町固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいているところであります。今後も引き続き同委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました平山雄也委員を紹介したいところですが、平山委員は所用のためお見えになっておりませんが、健康に留意され、今後も委員として活躍されることをご期待申し上げます。

---

#### ◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより発議第8号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第8号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

○5番（薄葉好弘君） 発議第8号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）。

東日本大震災から5年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり2年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校

で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもたちの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成29年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成28年6月20日。

復興大臣殿、文部科学大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、熊田宏。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） これより発議第8号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第8号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は提出することに決しました。

---

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより発議第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第9号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

○5番（薄葉好弘君） 発議第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）。

さまざまな課題を抱える子どもたちが増えていく中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、2013年度以降は、35人学級の前進は4年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても1959年に開始して以来初めて、自然減を上回る教職員定数の「純減」が3年連続で強行されました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では（35人学級）を実現しているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任によって施策をすすめていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善をおこなうことが強く求められています。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
- 2、国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月20日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、文部科学大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、熊田宏。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） これより発議第9号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番、吉田伸君。議員発言席でお願いします。

○11番（吉田 伸君） それじゃ、質疑を申します。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）ですけれども、その下段1、2とありますね。その2、国は35人以下学級実現のため標準法を改正して、教職員定数改善計画を立てることと、こういうふうに乗っていますけれども、この文章ではよくわかりませんので、その意味を教えてください。お願いします。

○議長（熊田 宏君） 暫時休議いたします。すみません。

（午後 3時04分）

---

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 3時10分）

---

○議長（熊田 宏君） という言葉をいただきましたので、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより発議第10号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第10号を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） それでは、発議第10号について、「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6,000人増えています（2015年文科省調査）。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室に薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書館や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子もあり、子どもの自尊心を傷つけています。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3,622教室（2015年）にのぼることが文科省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶして普通教室に転用するなど、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいません。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

「特別支援学校の設置基準」を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月20日。

文部科学大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、熊田宏。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） これより発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、角田秀明君。

○10番（角田秀明君） 提出者に質問をいたします。

これはこの案が通りますと、矢吹町の議会議長、熊田宏で出すわけですが、今、矢吹町の現状はこういった状態でないにもかかわらず、矢吹の議長が固有名で出すというのはいかがなものかと私は思うんですが、狭

くてカーテンでやっているような学校なんか矢吹町にありますか。教育長にも聞きたいぐらいなんですが、今ここで国のほうに訴えるような内情というのは、矢吹町にはないのではないかなと私は思ったものですから、今、提出者にご意見を伺いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） では、答弁を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 今、角田議員のほうから質問されましたが、現実的に矢吹町はないというふうな状況でございますが、現在東日本大震災で福島県の子供たちも全国に避難しながら、こういうふうな供給を受けている子供たちもたくさんおります。矢吹町が全国の視野に立って、やはり意見書を提出することも必要だろうというふうに考えて提案いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

---



### ◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて、本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますのでご協力をお願いします。

これにて、第396回矢吹町議会定例会を閉会いたします。

活発なご意見、発言、質疑、まことにありがとうございました。

(午後 3時20分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28 年 9 月 12 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 安井 敬博

署 名 議 員 加藤 宏樹